

平成 2 1 年度一般会計予算特別委員会会議録

平成 2 1 年 3 月 1 9 日 (木)

(開 会) 1 0 : 0 0

(閉 会) 1 8 : 1 5

委員長

皆さん、おはようございます。ただいまから平成 2 1 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第 1 6 号 平成 2 1 年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。昨日に引き続き、第 1 0 款「教育費」、教育振興費、通学助成金について川上委員の質疑を許します。

川上委員

おはようございます。1 6 2 ページの通学助成金ですけれども、どういう助成金なのか説明をお願いします。

学校教育課長

飯塚市立庄内小学校に在学する児童のうち、旧赤坂小学校及び旧仁保小学校の統廃合の際に定められた遠距離通学対象区域から通学し、スクールバスを利用することができない児童に、その通学のために助成しているものでございます。

川上委員

小学生と中学生とか距離によって違うのかなと思うんですが、1 人当たり幾らぐらいの額になるのか。それは何に使うのか、お尋ねします。

学校教育課長

庄内小学校の 1 年生から 3 年生までを対象としております。遠距離通学対象区域としますのは 3 km、最も遠いところから来ている子どもが 3 km からの距離から来ている子どもでございます。

金額は距離によってまちまちでございますが、学期ごとの定期券の助成をしているもので、1 人当たり年間 3 万円ほどの助成と平均すればなります。

委員長

人数は要らんと、人数は。人数はわかるね。もうついでに言いなさい。

学校教育課長

1 年生から 3 年生までで、トータルで現在 4 1 名の子どもを対象に支給しております。

川上委員

西鉄バスを使っているんで、そのバスの定期代を応援しておるといことなんですね。1 人 3 万円、手出しはどれぐらいになっていますか。

学校教育課長

学期定期券そのものの助成をしておりますので、手出しはゼロでございます。

委員長

続けて扶助費について、引き続き川上委員の質疑を許します。

川上委員

扶助費です。これは、小学校費と中学校費と両方あるんですが、とりあえず小学校のほうの項目でお尋ねをしたいと思います。この就学援助の制度の内容を簡潔に説明してもらえますか。

学校教育課長

扶助費に関しましては、生活保護法及び就学困難な児童及び生徒に係る就学援助について、国の援助に関する法律に基づきまして生活保護を受給してはいないけれども、それに近い程度の経済状況のため、学用品や給食費などの支払いが困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対し、就学援助という形で助成をしております。それに近い程度といいますが、本市では 1.5 倍という数値でございます。

川上委員

生活保護水準の1.5倍ということですね。この1.5倍というのは、市が独自に決めているんですか。

学校教育課長

はい、そうでございます。

川上委員

全国的には1.5より高いところがありますか。

学校教育課長

近隣の市町村を調べますと同程度、もしくはこれよりも低いという状況でございました。

川上委員

それでは、就学援助のこの間の件数と全体における比率、最近の動向がわかりますか。

学校教育課長

19年度小学校で972人、中学校で608人、合わせて1,580人、パーセントに直しますと約15%の子どもたちが受けておりますが、これは準要保護の分でございます。近年の傾向といたしましては、この3年ほど比率が1%ずつ上昇している傾向でございます。

川上委員

数年前に東京足立区で42%という数字が公表されました。東京の中では低所得層が集中している地域を含むところなんですね、足立は。公営住宅がたくさんあるところでもあるんですが、本市の場合15%程度で、なおかつ近年の家計収入の低下にもかかわらず比率が1%ずつぐらいしか上がらないというのは、何が原因だと思われませんか。

学校教育課長

私どもとしましては、これまでも入学式やPTA総会の折に紹介はしてはしておりましたが、まだまだこのような制度があることについて周知することが不足していたことに原因があるというように判断いたしましたので、本年度末から来年度にかけてでございますが、全児童生徒宅、つまり保護者に対しましてこの制度を文書で周知をいたしました。また、市報にも掲載いたしまして、このような環境にある方への利用についてお知らせをしているところでございます。

川上委員

パーセンテージが上がらないのは、一つは周知ができていなかったという答弁ですね。それで、合併前に私、調べましたところ、旧飯塚では昨年実績の 実績というか、昨年就学援助を受けていた家庭にだけ、新年度こういう制度がありますよという紹介をするという不思議な制度があるんですね。わかっているというところに紹介するわけです。あとは1年生、小1と中1にだけ紹介するという制度だったんですね。

ところが、穂波については毎年度全生徒に紹介しておったというふうに聞いております。そういう2つの制度というか、やり方を持つ自治体が合併したんだけど、低いほうでこの間推移してきたんですね、結局は。それで、3年間もなぜそういう旧飯塚のような冷たいやり方をやってきたのかというのは、もうきょうは問いませんが、周知をする必要がある。

それから、1.5というふうに言われましたけど、150%以下、あるいは未満ということで、それはもう絶対という線になっているんですか。

学校教育課長

1.5倍というところを基準とはしておりますが、保護者が学校を通じまして、学校のほうが明らかに厳しい、つまり、収入はありましても扶養家族が極めて多い、もしくは、借金を抱えていて、その返済が多額であるために実収入が極めて少ないというようなことがありましたら、現在、社会福祉協議会や学校等と、もしくは保護課とも協議をしまして特別に認定しているようなケースもございます。

川上委員

今、この1.5というのは、一律機械的でないと、基準だとあくまで、それでよく相談する

ようにと、してくださいということまで書いて 書いてる通知になっていますか。

学校教育課長

通知そのものにはそのような記載はしておりません。

川上委員

で、もうこれは追いかけてませんが、これについては通知に書いてくださいよ、ぜひ、そうしないと、自分は1.5かな、1.51かなと悩むでしょう。これは基準だと、だから本当にお困りの方はよく相談してくださいというふうに書いてください。で、もう刷って間に合わないんだったら、もう1枚つくったらいいじゃないですか。学校でプリント配ってもいいし、学校は 校長という名前では出し切らんだろうから、やっぱり教育長の名前で出してやったほうがいい 出したほうがいいと思います。これは要望しておきます。

それで、1.5そのものを拡充するというのも必要だと思いますが、そこで、この扶助費の中に学校の給食扶助費がありますね、小学校では4,571万4千円と、中学校では3,042万3千円ということなるんですね。これは算定基礎というか、根拠は何ですか。

学校教育課長

現在の小学校3,300円、中学校3,920円の給食費を算定基礎としております。

川上委員

これに人数を掛けたわけですね。あと質問がわかるでしょう。値上げにどう対応するんですか。

学校教育課長

補正を組んで対応をしたいと考えております。

川上委員

その補正の組み方というのは、補正予算をつくる、補正予算を出すわけですか。一般会計の補正予算を出す。

財政課長

既決予算の範囲でとりあえず執行させていただいて、もちろん9月とか12月の補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

川上委員

その議論は学校給食の特別会計どう扱うかというときにもう既にしているんですね。学校給食の特別会計は補正第1号もう出したでしょう。出したんですよ、補正第1号。で、一般会計のほうは出さないでそのまま行くということでもいいですか、副市長。

財務部長

今質問者が申されますように、給食費の値上げについては、今質問者が申されますような補正予算提出させていただいております。それで、この扶助費につきましては、今財政課長が説明しましたように、既決予算の中で対応させていただきまして、その後補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

予算編成するときには、状況を把握できない分もこの予算書の中にありますけど、そのときそのときの状況で、そのときの資料とか、そういうところで編成させていただいておりますので、それで補正で対応させていただきたいと考えております。

川上委員

子どもたちからお金をもらうとき、保護者からお金を値上げするとき、勝手に決めていて、そして値上げになったからお金くださいと、それが特会に反映していないと指摘された。補正第1号を出した。値上げを反映するときには補正を出して、経済力のない御家庭の子どもさん、扶助費については中でやりくりしますから補正を出さないと、これで筋が通りますか。

この小学校と中学校と合わせると、扶助費は、給食扶助費は7,600万円でしょう、給食費の値上げ幅が大体18%から20%ぐらいですから、大体1,500億円ぐらい ちょっ

と大きかったですね、1,500万円ぐらい動かさないといけないということになるんですね。

だから、あなた方が学校給食のほうは補正1号を出して、この議会に、一般会計のほうはこのまま行くというのは筋が通らないんじゃないかと思うんだけど、その筋の通らなさというのは、先ほど言ったとおりですよ、取るほうは上げるけど、出すほうは補正しないと、こういうことでいいですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:14

再開 10:15

再開します。

財政課長

今回、給食扶助費の関係につきましては、先ほど学校教育課長も答弁されておりましたが、周知されて、いろいろ周知を徹底されていかれるということで、まだ人数等も今後ふえる可能性もございますので、そういったものも含めまして補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

川上委員

基本的には精神の問題もあろうと思うんだけど、手続論的に言っても本会議で市場議員が指摘されたでしょう。そういう問題があると思うんですね。それで、本来ならこの解決のためには一般会計からお金を繰り出して、値上げをしないというふうにするのが一番の解決法なんです。市長にそのことを申し上げて、この質問を終わります。

委員長

次に、162ページ、教育費、学校整備費の額田小中学校建設事業について、安藤委員に質疑を許します。

安藤委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

委員長

続け 何か申し入れがある、小中一貫教育費についてとの関連があるので、あわせて質疑したいということですので、どうぞあわせてお願いします。

安藤委員

済みません、よろしくお願いいたします。執行部から出されました21年の予算資料の中で、まず13ページの小中一貫教育研究費という部分と、14ページの額田小中学校建設事業にかかわる部分で質問させていただきます。

まず、小中一貫教育研究費についてですけれども、次年度60万円の予算がついておりますけれども、この予算でどういうことをされようとしているのでしょうか。

学校教育課長

現在、小中学校の乗り入れ授業を実施しましたり、小学校5、6年生が部分的に教科担任制の学習を経験したりをしております。また、小中学校の教員の交流会や合同研修会を継続して実施しながら、教員そのものの意識改革やシステムづくりに努めているところでございます。

安藤委員

これによりますと、額田小中、それから菰田小中を想定してということを書いてありますけれども、実際、建設が始まるのは23年ということでございますので、それまでにしっかりとした小中一貫のあり方というのを構築しなきゃいけないというふうに思っておるわけですけれども、実際全体像といたしましうか、今言われたみたいに小学校と中学校の連携だけじゃなくて、9年間を通した中のカリキュラムの編成も含めてされるというふうにお聞きもしておりますので、これについては、かなり詰めていかないと間に合わんんじゃないかなと思ったりする

んですけれども、その点いかがでしょうか。

学校教育課長

質問者おっしゃいますとおり、現在6・3制の小中学校のシステムを4・3・2制にすることもあわせて検討をしましたり、小中学校が共通の建物の中にあるほうが、それが一層効果的かどうか検討材料でございますので、現在、学校教育課、施設課、関係各課合同でどのようなものにするかを検討いたしておりますし、それに新年度からは学校現場の声も生かしながら検討委員会のようなものもつくり、進めていきたいと考えております。

安藤委員

そのカリキュラムを4・3・2という部分もありましょうが、これってかなり、いろんなところがやってあるという部分でいえば、先進事例っていいんでしょうか、そういうのがあれば参考にすることも大いにできると思うんですけれども、まだまだこういうことを取り入れてあるところっていうのは少ないかと思うんですけれども、そういう中で本当に本市のある部分、私も一般質問の中でも言わせてもらいましたけれども、小中一貫というのは目玉になるんじゃないかなっていうぐらいの重要なプロジェクトだと思っているわけですね。

そういう部分では颯田が初めて取り組まれるというところで、失敗も許されないというふうに私自身思っていますし、何よりも子どもたちに迷惑をかけてはいけないというところがございますので、これぜひプロジェクトチームみたいなものはつくって、本当にたたき上げていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

学校教育課長

全くそのとおりだと考えております。地域の声、先ほど申しました学校現場の声、そして私どもの教育構想と、それから、より効果的な施設のあり方等も含めまして、プロジェクトといいますか、検討委員会と言えいいのかわかりませんが、そのようなチームの立ち上げが必要だと考えております。

安藤委員

それで、この颯田小中学校建設事業につきまして、基本設計委託料ということで次年度上がっているわけですが、この基本設計委託料というのはどういうことなんでしょうか。

教育施設課長

全体的な協議を内部で行いまして、そしてまず配置計画とか建築計画、構造計画、設備計画、それと全体的な基本的なものをまず作成したいと思っております。それから敷地をどこにするのかとか、造成が必要なのかとか、そういった基本的なことを考えております。

安藤委員

基本的なことって申されますけれども、まず、ソフトとハードという部分でいえば、本当にソフトがきちっとできていないとハードの部分には多分入れないんじゃないかなというふうに思ったりするんですね。今回、基本設計が予算ついていますが、本当はもっとソフトの部分っていいですか、どうやって、小中学校一貫の教育をどうやっていくかというのがきちり決まった後に、初めて基本設計というところに入っていきんじゃないかなと思ったりするんですけれども、その点いかがでしょうか。

学校教育課長

現在、私どもとしましては、共通にハード面とソフト面と双方を勘案しながら、早期にスタート、新校舎でスタートしたいというような構想を持っておる次第でございます。また、小中一貫教育構想については、教育委員会として具体的なプラン像も持っております。しかしながら、それを一方的に学校に押しつける方法ではなく、指導・助言をしながら学校現場の声も生かしながら進めるほうが、今後周りにより一層広がるというように判断しておりまして、同一の進み方を選択しているわけでございます。

安藤委員

学校に、現場に任せるといふところなのかもしれませんが、特に、例えば先ほど言いましたカリキュラムというか、9年間を先ほどの4・3・2とかで考えたときに、既存の姿とは全く違う、今の学校の姿と多分違うことをやっていかないと、ハードの面で成り立たないんじゃないかなというふうに思ったりしますし、当然、今までの6・3の小学校と中学校がくっつくだけであれば、そんなに難しく考えることはないのかなという気はするんですが、そこら辺まで含めた中で、やっぱり構築していかなくちゃいけないわけですから、そういう部分ではそこがしっかりあってからこそ、設計に移れるんじゃないかな、私自身思うんですけども、そこをもう一度お聞かせください。

学校教育課長

職員室を共通にするか、教職員の小学校中学校それぞれ免許状というのがありますが、定数の配置や交流をどうするかによってハード面も確かに変わります。そのようなことも教育委員会の中で既に構想がありますので、それを提示しながら施設面とあわせて進んでいきたいと考えております。

安藤委員

今構想があるとおっしゃいましたけれども、大体の全体像といいたいまいしょうか、そういうのを明らかにできるかというのはいつぐらいまでに明らかにできるのでしょうか。

学校教育課長

内部で今月検討委員会をいたしました。但し、次回の検討委員会ではそれをオープンにしますし、4月当初の3・4校の校長会議の中では、それをオープンにしていくようにしております。

安藤委員

いずれにしても、本当にこの取組みというのはいよいよ新しい取組みで、私自身は本当にこれ目玉だというふうに本当に思っています。必ず成功させなくちゃいけないものだとも思っていますので、ぜひとも本当に詰めて、先ほど私プロジェクトと言いましたけれども、そういった特別につくられてしっかりその点について、先ほどのハードとソフトの分がしっかり両輪となってやっていただきますように要望しまして、終わります。

委員長

次に、162ページ、教育費、学校整備費、について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

学校整備費の中の大規模改造工事だとか耐震化に係るところについては、予算賛成です。しかし、規模が少ないんですね、小さいんですね。それで幾つか質問をしたいと思えます。

それです、この予算の後前というのがあるかもしれませんが、皆さんの危機意識がどのくらいのものかというのを聞いてみたいと思うんですね。それで、まず数字的なことになりませんが、1981年の新耐震基準以前の基準、旧基準で設計した、あるいは建築した建物、学校施設に学ぶ子どもたちの人数は何人で、それは全体の何割に当たるか、お尋ねします。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:29

再 開 10:29

再開します

教育施設課長

失礼いたしました。現在、全体的には生徒の数が約1万400名、それから教職員が750名になっております。そのうちに新耐震以前となりますと、新耐震以後が3校ありまして、生徒が700名ですので、9,700名ですね、それから教職員が50名おりますので、700名の教職員と生徒の数がおります。

川上委員

1問減りましたね。それで、今ちょっとやりとりを聞いてて感じたのは、最初から9,700人の子どもたちと700人の先生たち、この数字が担当課長の頭の中にこびりついて離れないということなんですよ。でないといかんとするんですよ。だから、700とか50とかというのは、まあそれでも壊れたらいけないけども、とにかく旧耐震基準下で学んでいる、学校生活を送っている、この命を我々が守り抜かなければならないというスタンスをはっきりする必要があると思うんですよ。だから、9,700と700、もう覚えたでしょう。

それで、この命を守るために新基準で耐震建てかえだけじゃなくて、補強工事をいつまでにやってしまうかというのが問われるんですよ。それは全国的に問われてるわけです。北九州も何年がかりと言っていたのを2年も3年も早めたんでしょう、聞いたでしょう。

それで、そのためには耐震診断がまず必要なんですよ。それで、耐震診断、旧基準のところをやるうとすると、総額で幾らかかる。それから、幾らかかると、で、今のままだと、今の皆さんの方針だと、いつまでに耐震診断が終わるようになっておるのか、お尋ねします。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:31

再開 10:40

再開します。

教育施設課長

失礼いたしました。まず、耐震診断にかかる費用といたしまして、今後発注する分ございますので、学校の規模によって違いますけども、約4億6,500万円程度、それからその後。

川上委員

まず、診断しなければなりませんから、もつのかもたないのか。それで、国の補助がそれによって3分の2来るか、2分の1来るか分かれてくるでしょう。だから、まず診断しないといけないんですよ。それで、棟数としては93棟ぐらい、対象になる棟数は。

教育施設課長

対象のすべての棟数ということでございましょうか。

川上委員

4億6,500万円の。

教育施設課長

ええ、これは103棟でございます。

川上委員

1割ぐらいは診断しなくていいのがあるかもしれないんですよ。だから、場合によってはこれよりも1割減ぐらいになるかもしれん。そうすると、4億円ぐらいになるかもしれませんね。それでこれを急いでやるお金を何でつくるかということなんですよ。だから、地震の発生確率とお金をつくるのと競争なんです。

それで、じゃあこの103棟と言われましたけど、ここに一齐に耐震、建てかえじゃなくて、補強工事をするうとすると幾らかかると、仮にですよ、思われますか。

教育施設課長

耐震診断の結果によりまして、耐震補強の方法とか耐震補強する数とかも変わってきますけども、概算といたしまして約22億円程度見込んでおります。

川上委員

これが22億円で建てかえができる 建てかえじゃない、緊急の耐震補強工事ができるという計算なんですよ。で、2分の1補助なら市が出す分は11億円です。これに3分の2が入ってくれば、国の補助が、当然10億円はかなり割り込むだろうと。一遍私、試算してみたら、7億円、8億円ぐらいで市の出し分は済むんじゃないかと考えたんです。

で、実はこの7億円、8億円というように言ってくると、このくらいだったら何とかできるのではないかと市長も心が動くのではないかと思います。実は、去年、予算特別委員会で当時の財務部長がこのように言われているんですね、「行革は何も目的ではない。これはあくまで新しい飯塚市の今後を決めるための財政基盤を確立する。財政基盤を確立した上でいろんな新しい施策も展開できるであろう。いましばらく我慢してください。お願いします」という形で述べた後、「正直言って市長も歯がゆい思いをされていると思いますけれども」と言いながら、「ここ私は辛抱のしどころではないかというふうに思っております」。だが、命失ってしまえば辛抱のしようがないわけです。

で、一人でも地震で学校の下敷きになって命を落とすという子どもがないように、そういう先生たちがないように我々が今全力を尽くさないといけないというふうに思うんです。それで、今年度はこういう努力をしておるんだというふうに思うんだけど、テンポを大幅に早めて手前に引き寄せて、今から何年ですか、7年もかかるようなことじゃなくて、本当に3年ぐらいでやってしまうと、2年ぐらいでやってしまうということも真剣に考えてもらいたいというふうに思います。これは財政権限のある市長に特にお願いしておきたいと思うわけです。この質問終わります。

委員長

続きまして、162ページ、教育費の大規模改造事業・穎田小中学校建設事業等について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

おはようございます。よろしくお願いいいたします。

同じように162ページ、教育費、学校整備費、小学校中学校あわせてお聞きいたします。今、耐震の話については川上委員からお話がありましたが、私も同様に思っております。ぜひ早くやることを考えて実施していただきたいと思っております。現在の景況を考えても、その前倒しという部分が下支えという部分でなり得ると思しますので、その点についても考慮をお願いいたします。

まず、大規模改修、大規模改造等についてでございます。

今、伊岐須小学校が来年度最終年度に入りますが、伊岐須小学校の大規模改造をやったところ等を見せていただきました。そしてまた保護者の方々から幾つか御意見等いただきました。ちょっと細かい話になるんですが、トイレなんです。人の生活の中で排せつというのは非常に大きく、環境に対する評価を大きく左右するところだと思うんですが、新しいトイレ、どのような形で整備をされているのか、お聞かせいただけますか。

教育施設課長

まず、トイレの便器の数につきましては、空気調和・衛生工学会の学校適正器具数算定方法を参考にいたしまして、現在のトイレのスペースで最大確保できる便器の数を設置しております。

それから、トイレの内容につきましては、まず、便器を洋式便器にかえまして、多目的トイレも設置しておりますので、多目的トイレにつきましては、ウォシュレットを設置しております。それから女子便所に音姫、それからすべての便器、手洗い器にセンサー式での洗浄、それから照明器具の人感センサー等を整備いたしております。

江口委員

現場を見せていただくと本当にそうなんですよ。ただ、伊岐須小学校でいいますと、各学年同じフロアに男女2カ所ずつあったのが、それぞれ1カ所ずつになったんですね。数が減ったんだよということを保護者からお聞きしました。学校の先生にお聞きいたしますと、込んでまではないんだけどっていう話があったんですが、保護者のお話の中では、ちょっと時間的に厳しいときもあったりすると言われるというお話ございました。数についても、ぜひ、学校

というのはやっぱり特殊な使い方ですよ、休み時間にぎゅっと集中するわけですよ。そのことを考えた上で、数についてもうちちょっと配慮いただきたい。

あともう一つは、全部洋式になったんですよ。ところが、全部洋式の施設って、公共施設とかお客様が入る大規模集客施設を見ても、そうそうないと思うわけですよ。ほとんどのところでは、洋式だけではなくて、どこかに必ず和式があると思うんですね。その点について、なぜこれ統一したのか、お聞かせいただけますか。

教育施設課長

バリアフリーの観点から福祉のまちづくり条例等参考にいたしまして、足などをけがされても利用できる衛生器具ということで、そして昨今の家庭での洋便器の普及等を考えまして、そして改修工事によりましてドライ方式に移行しますので、衛生面、それから管理面を考慮いたしまして、洋便器にすべて変更いたしております。

江口委員

子どもによっては家が和式のところもありますし、和式のほうが好きだっていう子どもも必ずおられることだと思います。だからこそ、公共施設の中には両方ともあるわけでございます。その点をしっかり考えた上で、今後についてはやっていたきたいと、お願いいたします。

また、音姫、それとあとセンサー式、手を入れたらブーと鳴るやつですよ、乾燥ですね。伊岐須小学校においては、手を入れたらセンサーで風が出てくるやつ、あれはもうコンセント外してあるんです。で、お話を聞くと、人数がさっと来て集中して出ていくんで、あれだったら間に合わない部分もありますし、もったいないこともあるんでねって言われたわけです。学校なんですよ、生きる力をつけるために行くところなんです。家庭においてもそうやってあれがついてるとこそうそうないでしょうし、ある意味過保護というのもどうかと思います。ある意味、お客様を迎えて気持ちよくなっていたら、そこでお金を落としていただくような施設 デパート等は僕はあれが当たり前だと思いますよ。

ところが、子どもたちが学びやとして、そして生活をする場として、生きる力をつける場所としてやるところに音姫があり、手を入れたら風がやってくるのがあるというのは、僕は過剰投資ではないか。その分あったら、学校の壁でも、伊岐須小学校ではまだまだ壁が汚かったりするわけですよ。そういった分等をやるところにお金を回していただきたいとお願いをしたいと思います。

そして、伊岐須小学校、今年度耐震も終わり、大規模改造が最後になるわけですが、残念ながら今年度の、次年度の内容を見ても給食の自校式の分、調理場はないわけですが、自校式に関しては給食運営審議会でも決まり、教育委員会内部、市としての方針が決まり、大規模改造等々に合わせて整備をしていくというお話になっておりますが、この点についてはどのように実行していかれるのか、お聞かせください。

学校給食課長

自校式につきまして、検討をただいましておりますが、隣接した二瀬中学校との親子方式を今検討中なんですけど、その中で両校の間に公道が走って分断されたような形になっております。このため、給食の配送方法等問題が出てきていますので、このような問題をクリアするため、関係部署と協議を行い、早期の実行をしっかりと努めていきたいと考えております。

江口委員

伊岐須小学校はもうこれで一通り終わるわけですが、解決方法が完全に見えていないということですか。

学校給食課長

どういうふうに配送方法を今検討中なので申しわけありません。それを早目に、早くクリアしたいと考えております。

江口委員

二瀬中学校の大規模改修、大規模改造につきましてはどのようなになっておりますか。

教育施設課長

二瀬中学校につきましては、計画は平成21年度に耐震診断、それから大規模改造の実施設計を行う予定にしております。工事につきましては、平成22年度、23年度の2カ年の計画にしております。学校給食の自校式の調理場につきましては、現在のところは設計のほうにはまだ反映はしておりませんが、協議が整い次第反映したいとは考えております。

江口委員

伊岐須小学校は今年度で終わり、入っていません。そして二瀬中学校においても、今お話の中ではまだ入っていないということなんです。で、二瀬中学校と2つで1つという考え方私は賛成です。もちろんそうしたほうがコスト的にも十分メリットがありますので、それぞれ距離があるわけでありません。本当に道1本なんです。それをきちんと解決をした上でやらないと、それははっきり言って、今の協議の中でそこを確認しとかなないと、できてないんであれば、今回、小学校の最終年度に入れ込む、その努力をするのは、学校給食の立場ではないんでしょうか。きちんと22年度、23年度にきちんと盛り込めるから、今年度に関しては見送られたのでしょうか、どうでしょうか。

教育部長

お尋ねの二瀬中学校、伊岐須小学校、伊岐須小学校は21年度で終わります。それから、二瀬中学校は21年度から耐震診断から始まっていくわけですが、今お尋ねの給食調理場、これにつきましては22、23で二瀬中学校、終わる予定にしておりますので、21年度中には結論出した上で、22、23、どちらかで実施したいというふうには考えてるわけです。

江口委員

それができるように学校給食課のほうは問題解決を急がなくては、それぞれ施設のほうは待てないわけですね。その努力をきちんとやっていただきたい。

もう一つ、立岩小学校の大規模改造工事の設計委託が21年度の予算に上がっております。この部分については、自校式の調理場の分は入っているのでしょうか。

教育部長

21年度の予算には反映されていません。

江口委員

立岩小学校については、公の施設の検討では、どうなっておりますか。ここは残る 残るというか、統廃合の対象となっていないところですね。ここから、そういったところからまず自校式の調理場を整備していくというのが、教育委員会の方針だったと思うんですが、けど設計委託には入っていない。それはどうされるのかお聞かせください。

教育部長

来年度、基本設計といいますが、そういうものの中で入ってないというのは、その次の段階で実施設計なりに入れていくと。立岩小学校で今検討しなくてはならないのは、基本的に今の校舎とか、そういうところの中で入る余地がない。では、外側につくらなければならないのか。じゃあその敷地はどうするのかということもありますので、そういうところをきちんと精査して、今度の調理場の建設に当たるといことにしております。

江口委員

私は、その順番が多分違うんだろうなと思うわけです。先ほど頼田の小中一貫校に関する安藤委員の質問がございました。安藤委員のお話があったように、ソフトが決まって、何をやるかが決まってからハードが決まるんだというお話がございました。私も同じように思うわけです。そこははっきり決まった上で、そして施設整備ができる。そうじゃないと、やることと思ってたのと全く違う。施設ができて、何もいいことないわけですよ。それぞれ無駄遣いになるわけですので、その点については順番をきちんと守らなくてはならないと思うわけです。

そうすると立岩小学校も二瀬中学校も、そして颯田の小中一貫校についてもそうなんですけれど、その基本設計等々に入るときに何を考えるかなんです。今、公の公共施設のあり方に関する検討の中では、学校は学校単独ではなく、いろいろな公共施設を一緒に入れていく。複合化、多機能化という話があります。その点をまずきちんと整理をしてから、それからでないと、基本設計やったけれど、つくるのは全く違ったからとなると、設計料無駄なわけですよ。それが設計だけじゃなくて、基本設計だけじゃない、実施設計になりました、できました。だけど、つくるのは本当に必要なのは別の形なんです。だったらまたやり直しですよ。そんなもったいないことは、とても財政はできませんよね。そうするとまずその整理をきちんとやっていただかなければならないと思うんです。

私自身は、基本設計に入る前に、まず学校に、この学校に何と何と何を入れる。それをまず行政内部でも結構ですから考えていただいて、それを私たちはこういうことを考えて、こういう学校、こういう地域をつくりたいと。ぜひこれを保護者の皆さん、地域の皆さん、これでいいだろうかというお話をしていただいた上で、そしてやっと、ああ、そうだよねとか、いや、これはちょっと厳しいと、これを入れていただきたいという話ができただけで、それこそゴーサインが出るんだと思うんです。そういった議論は、今まではやっていないんでしょうか。また、こういった形でやるべきだと思うんですが、その点については教育委員会、また行革としてはどう考えられますか。

教育部長

確かに学校の多機能化というのが上げられております。この多機能化に関しましては、基本的に基本設計とかいう前にするのは本当だと思います。ですから、教育委員会といたしましては、この分につきまして、きちんと実施設計や基本設計、入る前に2カ月なり3カ月かけて検討すると。それも基本的に学校にどんな施設が入るのかというところの所管のところまで入れた上で検討していくと。その上でかかっていくという考え方でいっております。

行財政改革推進室主幹

学校の再編整備、それから複合化、多機能化につきましては、第1次実施計画の中でうたっております。その関係で3月初めにこの教育委員会も含め、市長部局も含めたところで検討委員会、課長で構成いたします検討委員会を立ち上げております。また、その下にワーキンググループを立ち上げております。教育委員会だけではなくて市長部局、それぞれ20名で構成いたしておりますが、早急に検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

江口委員

私がお話をしたのは、あるべき姿とと思っているのは、まず行政内部の検討でもいいですよ。その行政内部の検討でつくった案を地域に、保護者に、そして市民、また議会にも示した上で、それを合意をとった上で必要な修正を行い、合意をとった上で、それから基本設計、実施設計、工事に入っていきべきだというお話をしているわけです。どうですか。

学校教育課長

行革とも相談しまして、そのように計画をしております。

江口委員

そのようにしてるんですね。原案ができたなら地域に、市民に、議会にきちんとお示しをいただく。それから基本設計に入るわけですね。よろしいですね。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:03

再開 11:03

委員会を再開します。

教育施設課長

委員さん言われるとおりだと私も考えております。協議を、内部協議を行いまして、基本的な考え方を反映させた中で、基本設計を発注はしたいと考えております。その中でまた再度何回も協議を重ねまして、修正かけまして、そして実施設計に向けての基本設計の最終的な案を考えたいと考えております。

江口委員

最初には委員の考えと同じだというお話の後であったんですけど、後、後段のほうで行政内部の考え方を決めて、基本設計の発注をして、それから何度も修正と言いましたよね。お金、もったいなくないですか、なんですよ。だから、きちんと考えをまとめた後で、そういった作業を終わらせた後で基本設計の発注をしていただきたい。私は、何もこれを削れという話をしてるわけではないんです。この発注に至る前にきちんとした作業をやっていただきたいというお話なんです、大丈夫ですね。

教育施設課長

内部できちっとした協議を行いまして、そして基本設計を発注いたします。この基本設計発注する際には、あくまでも基本設計でございますので、何回も修正がありますという、仕様書を作成いたしまして発注いたしますので、修正したときに幾らかかる、幾らかかるということは決してございませんので、この当初発注した金額の中で基本設計は完了したいと考えております。

江口委員

私は、何度も何度も変更になるんだったら、こんな基本設計、委託料で終わるとも思えないわけですよ。業者においても、そんなに何度もあったら困るわけですよ、業者にしても。決まった後で出してくださいだと思っんですよ。住民にしてみても、住民だったら、私でも議会でもそうですし、保護者もそうだと思うんですよ。基本設計出て、それから話を聞くんですか。違うと思うんですよ。その点について、そこやらないと、それこそ無駄遣いということで、後で住民訴訟なり何なりは起きるかもしれませんし、それこそ財政のほうからは、そんな仕事してもらったら困るというのは、当然財政としてはそうでしょうし、それこそ穎田は小中一貫校としては一番目、やるわけですよ。失敗は許されない、安藤委員が言われたとおりです。失敗が許されないのであれば、十分な前準備をしないとですよ。行革にしてみても十分な前準備をしないと無駄な支出がふえるわけです。ぜひその点について再度改めて、その部分を検討していただいて執行するなり、きちんと議会等ともお話をしながらやっていただきたいをお願いをしておきます。

委員長

しっかり要望を聞いておいてくださいよ、今のは。次に、165ページから166ページ、教育費のスクールカウンセラー謝礼金について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中裕二委員

165ページ、教育費の中学校費、スクールカウンセラー謝礼金について質問させていただきますが、来年度から3人から4名、1名増員ということでございますが、本当これが中学校費に入ってるんですが、当然まとめて中学校費に入れてあることだろうと思うんですが、このスクールカウンセラー、どこにどのように派遣をされるのかお尋ねをいたします。

学校教育課長

配置は確かに中学校でございます。県費負担のスクールカウンセラーも中学校に配置をしておりますが、それぞれの中学校区から小学校にも活用するようにしております。また、市費でのスクールカウンセラーにつきましても、穂波公民館に週に2日、そして適応指導教室にまた週に1日というように配置はしておりますが、小学校等へ派遣をするシステムもしいております。

田中裕二委員

派遣をされるということですが、それは要請があって派遣されるということでしょうか。

学校教育課長

もちろん学校のほうから派遣要望が上がってになりますが、本年度からは教育相談だけでなく、不登校の傾向や発達障がいの傾向がうかがわれる子どもにつきましては、学校での生活や学習の行動観察においても、派遣するような形もっておりまして、活用の拡大を図っています。

田中裕二委員

先ほども言いましたように、来年度から3名から4名増員されるという、まだ18年度からこれは実施されていると思います。3年目になるわけですが、どのようなスクールカウンセラーに対して評価をされているのか。また、スクールカウンセラーによって、このようなことが実際にスクールカウンセラーによって、こういうことがあったという事例がわかりましたら、お知らせいただきたいと思いますが。

学校教育課長

実際に不登校や、それから悩みを持つ子どもからの相談や、その子とかかわっている担任教師の相談はもちろんのこと、年を重ねるに従いまして直接関係の保護者からの継続相談、それからこれまでは主に悩みや不登校の子どもに関することでしたが、障がいを持つ、お子さんが障がいを持たれているところの保護者の方からの相談もふえてまいりました。

具体的な事例としましては、本年度スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー これまだ県配置のほうのスクールソーシャルワーカーのほうですが が協力しまして二つの中学校の関係者が合同に会しまして、それぞれ学校でどのようにかかわるか、家庭でどのようにかかわるか、関係機関にどのように連絡をして養護の体制をとるかというような話し合いができて、次の動きにスムーズにつながったところでございます。

田中裕二委員

わかりました。来年度からはカウンセラーと今、課長言われましたように、ソーシャルワーカーもまた新たに1名配置されるようになっております。それで、代表質問のときでもお聞きいたしましたけど、スクールカウンセラーが本人に対しての働きかけ、またソーシャルワーカーがその周りの環境を整えることによって問題を解決するという、役割があるというふうにお聞きしております。ぜひこのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのお力を活用していただきまして、市長が言われますいじめ、不登校の根絶を目指していただきたいと、このように要望して質問終わります。

委員長

次に、172ページ、教育費、海外研修について原田委員に質疑を許します。

原田委員

この中学生の海外研修につきましては、反対し続けて3年目に入りまして、なかなかあきらめが悪いというか、毎回また今回も計上されておるわけでございます。内容につきましても、3年も続けて聞きますと大体わかっております。いろいろ答弁書もいただいておりますが、私が言いたいのは1本でありまして、これが25人のための中学生の海外研修であるということ、私は言いたいわけでありまして。対象人数が極端に少な過ぎると思うんです。これも例えお隣の韓国とかであれば、少なくとも私は100人ぐらいは連れていけるのではなからうかと思うんですよね。

昨日も言っておりますけども、いろんな行財政改革の中でこの補助金が削減され、そして臨時職員の切り捨てというような形でも行われている中で、どうしてこれだけがずっと続けられなきゃいけないのか、不思議で私はならないんですね。せっかくこれいただいておりますけども、まず英語圏だけの派遣になってる理由、これからお尋ねをいたします。

生涯学習課長

この海外研修事業の目的に、海外研修の英語、国際公用語となってます英語への動機づけというものが一番大きなものがございますけども、英語圏への派遣ということでございますけども、研修地の治安、それからホームステイや、それからファームステイを初めとした研修内容、これが充実したものが行われる環境が整った国ということを考えて場合に、オーストラリアが最善であるということで、現在派遣をしております。

原田委員

それでは海外研修、参加者は25人ということですが、応募の状況は大体どのようになっていますか。

生涯学習課長

平成19年度におきましては、42名の応募がっております。そして、平成20年度は39名でございます。

原田委員

先ほどお聞きしておりましたけども、例えばアジアの方面に出した場合、100人ぐらい恐らく行けるんじゃないかというようなことを言いましたけど、これは御答弁いただいております。そういったことについては、どのような見解をお持ちかお尋ねをいたします。

生涯学習課長

異文化体験ということに限定すれば、アジアの方面ということも考えられますけども、平成19年の6月から7月にかけて、県内の各自治体を対象に海外研修事業に関する実態調査というものを実施しまして、25自治体中5自治体が韓国を初めとしたアジアへの研修生を派遣しておりました。そこで、学校等での学習機会のない言語の国に派遣した場合、コミュニケーションをとることが困難であり、観光的側面の強い現地研修になっているという調査結果がございましたので、こういった点を考慮しまして、従来どおり英語圏への派遣ということで考えております。

原田委員

従来どおりの英語圏への派遣の理由というのはよくわかりましたが、例えば先ほど私言いましたお隣の韓国なんかは英語教育、物すごく力が入ってるんですね。既に高校生なんか話せるんですよ。すごい英語に対する、英語教育に対する熱の入れようというのは、あの国はすごいなと思うところがあります。現にそういった同年代の子どもたちがそこで出会って、向こうは片や話してる。こちらは中学校から大学行っただって英語話せないですね、本当は、大体、ほとんどの方が。そういう現状という、国を挙げての方策の違いなんではしょうけども、そういったものを私は間近に見るとということも、決して悪いことではないのではなかろうかと、このように思うわけです。

まして私が反対する理由が25人なんですよ、25人。25人のために1千万円、1,200万円ですか、1,200万円もの予算計上されていると。そのほか見ると、繰り返しになりますけど、10万円とか5万円とか、20万円削ったり、何を削ったりとかでしょうが。行財政改革という意味合いでいけば、これなんか悪いことじゃないと思うんですよ、私も。だから、行財政改革は成立したときには、晴れてどんどん連れて、これやればいいんですよ。今、皆さん一緒になって行財政改革に取り組もうというときに、何でここに固執するかというのが、私はわからないんです。これ平行線になりますから言いませんけど、今後の海外研修事業について御答弁ください。どのような認識を持って、今後どうされるのか。

生涯学習課長

この海外研修につきましては、事業の規模、研修内容等を検討して、よりよいものをと考えております。そして、関係各課との連携協議をいたしまして、継続事業として考えております。

それと、昨年度からは貴重な体験研修を受けた研修生の帰国後の活動にも取り組んでおり、各社会教育関係団体と連携して、研修生に活動の場を提供して、ボランティアとして活動でき

る青少年の育成という側面も図って考えております。まず、継続的な活動支援のために、毎月、未来への翼と題しました情報誌も作成し、事後活動情報の提供を行っております。事後活動への参加状況も平成19年度の延べ37名から、平成20年度3月1日現在でございますが、延べ77名となっており、着実に人材育成という面からは成果が出ているというふうに考えております。

原田委員

どうしても続けていくんだという強いお気持ちはわかりましたけども、先ほどお聞きしました25人、対象25人に対してという部分に、対象は25人なんですと、わずか25人のためにこれを続けるんですかと。そのあたりの見解をお聞きしたいという部分が、今御答弁いただいてないようでありますので、それぜひお尋ねをいたします。これぜひ私は教育長にお伺いしたいんです。教育長、御答弁いただけますか。

生涯学習部長

人数の受け入れでございますけども、先ほど言われましたように、100人でもいいんじゃないかということでございますけども、前々回でございますけども、合併当初は50人で海外派遣をいたしておりました。しかしながら、受け入れ体制側にとりましては、大変な人数でございますと、こちらから50人行きますと相手側の子どもたちも50人集まって交流をして移動するわけでございますので、100人となると、当然のことながら200人の子どもたちが現地において移動することになりますので、25人というような形で今回、海外派遣を昨年より実施いたしておりますので、理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

原田委員

私がお聞きしたいのとちょっと違うんですよ。そういうことじゃないんです。今お聞きしますと、都合があるんで25人でやってますよというふうに聞こえますけども、私は逆に25人のために1,200万円もお金を使う必要があるんですかという立場のもとに見解をお聞きしてるんです。御答弁ください。

生涯学習部長

先ほど来25人と、それに対する一千数百万円の投資をすることによって、一応教育の効果ということは、当然のことながら求められているんじゃないかと思っております。

しかしながら、教育の効果というのは、研修行ったからすぐその効果があらわれるというふうには判断いたしておりません。先ほど課長もるる答弁いたしておりましたけども、いわゆる今回行くのは今回といいますか、これは中学生の海外派遣でございますと、この義務教育期間、そしてまた人間形成の期間でもあります。その期間を通しまして海外研修をさせていただいておりますので、今後長い目でこの研修を見ていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

原田委員

なかなか真っすぐ答えがいただけないようなんですけども、これに関しては行財政改革との整合性が、私は当然これ要求されてくると思うんです。きのうからの御答弁いただきますと、片やここでは行財政改革、片やこれは改革にはなじみませんなんていうこと、交互にお使い分けになっていらっしゃる。明確なこれというラインが見えないんですよ。これはぜひ私は続けて言わせていただきますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。私が今るる申し上げましたことはですね。

それから、この二つ下に中学生の国際化体験研修委託料というのが87万円初めて上がってるんです。これどういったものか御説明いただけますか。

生涯学習課長

この事業の目的でございますが、社会の国際的な感覚を身につけるための人材育成、それから地域のコミュニティリーダーの育成といったものを目的として、アメリカで研修、専門的な

教育を受けた大学生を講師として、講師に迎えまして宿泊型の異文化体験プログラムを実施していこうというようなもので、この事業内容につきましては、2泊3日の体験プログラムということで、県内の社会教育関係施設を活用しまして、そこでいろんな活動体験をしていこうということでございます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:27

再開 11:27

委員会を再開します。

生涯学習課長

ただいま御説明いたしました中学生の国際化体験研修の委託料ですが、これ全額補助のコミュニティ助成を受けて事業を実施したいということでしてございましたけども、不採択となりましたため、本年度は見送りしたいというふうに考えております。（発言する者あり）

原田委員

ということは申請したけど、認められなかった。だから、これは上げてますけど、使えませんかということなんですか。

委員長

休憩します。

休憩 11:28

再開 11:28

委員会を再開します。

財政課長

この経費につきましては、実施時期が7月と、夏休み期間で実施されるということでしたので、まだ当初予算計上時点では、申請で採択の可否は決定しておりませんでした。今言いました実施時期の関係で当初予算に計上いたしておりました。2月の末に内示がございましたので、実際執行はできませんが、そういった関係で計上をさせていただいております。

原田委員

できせんようなものを上げたってしょうがないけど、印刷の関係とかそんな関係で、事務的なことで今言われてるんですか。

財政課長

採択された場合が、執行が当初予算に上げておりませんとできませんので、まず上げさせていただいたということでございます。

原田委員

わかりました。これ今の内容なんですけども、課長から説明がありましたとこの帰国子女が何かの方々を交えてということと言われたんですかね。それとも、何かそのあたり、ちょっとわからなかったんですが、そこら辺、具体的に教えていただけますか。再度お願いします。

生涯学習課長

事業を実施する際に2泊3日の体験学習を実施したいという計画でございましたけども、その指導者に留学生であるとか、アメリカで専門的なこういった社会教育の教育を受けた指導者に来ていただいて、英語での合宿をやってみたいということで計画をいたしておりました。

原田委員

それって受験対象というか、体験の対象者数は大体どのくらいを想定していらっしゃるんですか。

生涯学習課長

親子で30名の定員で実施したいというふうに考えておりました。

原田委員

具体的には何か私は、こちらのほうがより有効に広げられるのではなからうかという気がするんです、先ほどの25名のオーストラリア、これこだわるようですけどもね。これぜひ今後も、これよく検討してくださいよ。ぜひ実施できるような方向に進んでいただきたいなど。これで意見を申し上げまして終わります。

委員長

次に、172ページ、教育費、委託料について、田中廣文委員に質疑を許します。

田中廣文委員

私も同じような意見でございまして、前段のほうで25名に1,200万円、1人が42万円、子どもたち、そして本人が12万円ということは、大体わかっておりますんで、この派遣について、旅行業者あたりを使われておると思うんですよね。そういうことがどういうふうに決定されておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

生涯学習課長

市のほうから仕様書を提示しまして、旅行業者等に、各業者にプレゼンテーションを行っていただき、企画内容、実施方法、現地研修の充実度、受託体制、事前研修の内容、経費、危機管理体制など、7項目を総合的に評価するプロポーザル方式により業者を選定いたしております。

田中廣文委員

業者は、いろいろ内容7項目は、今言われましたけども、この相手側、受け入れ側はどういうふうになっておるのか。子ども、同じぐらいの子どもさんがおるとか、そういうこともあることは恐らく当然であろうと思いますし、また受け入れ側がひょっとして私、言うなら金もうけ主義になってる部分もあるんじゃないかと。同じようなことはずっと続けられる上で、こちらから安心して預けられるからというようなことになってるんじゃないかというふうな気がするわけですよ。その辺、どう思われますか。

生涯学習課長

受け入れ先でございまして、これ昨年の例で申し上げますと、受け入れ先のほうの経済状況、それから家族状況、今言われました子どものある、なしといったような家族状況、そういったものを勘案しまして、業者のほうでA、B、Cというランクをつけていただいております。そのAランクのところを受け入れ先というふうにしていただいておりますので、我々としても安心してホームステイをさせていただいているというふうを考えております。受け入れ先につきましても、毎年変わっておりますし、商業的になってるというふうには考えておりません。

田中廣文委員

この事業の効果をどのように考えておりますかね。

生涯学習課長

本年度です。2月ごろにアンケート調査を行ってみました。その結果を聞いてみますと、親と子どもにしたんですけども、子どものほうの変化について聞いた項目では、積極的に何事にも取り組むようになった。それから、英語への関心がわいた。将来のことについて家庭で話をするようになった。あるいはボランティア活動に興味、関心がわいたようだといった回答が数多く寄せられております。そういったことから、一定の効果があつたものと考えております。

また特に、昨年度からは貴重な体験研修を受けた研修生の帰国後の活動にも取り組んでおりまして、中央公民館や各社会教育関係団体と連携いたしまして、研修生に活動の場を提供し、市内各所のさまざまな場面でボランティアとして活動できる青少年の育成に役立っているというふう考えております。

田中廣文委員

これ中学生が行くわけですね。学校の中でこれも報告集会とか、そういうものはなされないわけですかね。自分の体験、自分の費用も出していくから、そういうことは関係ないんだというふうに考えられておられるんでしょうかね。

学校教育課長

試験を受けて、そして多額のお金を払って特定の子どもが行くわけですから、学校の中ではあえてそういう場は設定しておりません。

田中廣文委員

学校の中で報告集会とか、そういうものはしてないということですね。これは自分が12万円払うけ、そういう報告は要らないんだと。市からは42万円出てるんですよ。市から出したのに、そういう体験を学校の中で反映することもいいじゃないでしょうかね。違いますか、これ悪いですか。

学校教育課長

別途帰国した子どもたちの体験を体験発表会、帰国報告会のような形でありますので、あえて学校の中ではいたしていない状況です。

田中廣文委員

今、最初のところ聞き取れんやったと。もう一回。

学校教育課長

行った25名の子どもたちにつきましては帰国報告会、そしてそれぞれの子どもたちがみずからの体験発表会という場面設定が別途ございますので、各学校の中でということは現在行ってはおりません。

田中廣文委員

このことを学校の中での取組みも、私はやってもらってもいいんじゃないかというふうに思うわけです。このことは今後考えていただくということで、よろしく願いしておきたいと思えます。これ1,200万円というかなりの費用使うわけでございますが、先ほど原田委員の話と、質問とちょっとダブるところがあります。

私も韓国に子どもたちを連れていった経験があるんですよ。韓国の子どもたちは韓国語で話す必要ないんです。中学生で英語べらべらなんです。日本の子どもたち、英語しゃべれないんですよ、向こうに行ったら。同じような子どもたちが同じような、学習内容はわかりませんが、英語がしゃべれるということでは、私は韓国あたりも研修を取り入れることも大事じゃなからうかと。予算もそうかからないし、時差ぼけ等もないと思えますよ。そういうことも含めて、このことについてもう一度考え方をお聞かせ願いたい。

生涯学習課長

今質問委員が言われましたように、韓国あたりでも中学生が英語をよくしゃべるといようなことでございます。我々は今海外研修しておりますのも、そういった英語をしゃべる、英語を身につけていくための海外研修、そして体験をする、他の国の人たちと話を積極的にやっていける、そういったことの目的のために、まずは英語圏でやりたいということで、今オーストラリアでやっているところでございます。

田中廣文委員

韓国の中学生、私は、そういう意見も聞いたわけでございますけども、高校からカナダとか、ああいう所に、海外の言うなら、留学をするような話をしておりますよ。特に力の入れようというのが私はすごいなと思うた。日本でも英語圏ということになれば、韓国ぐらいの力の入れ方も大事じゃないかなと。そういうところを見習うことも必要じゃないかなと、こう思うわけなんですよ。高校から外国に留学するというような子どもたち、たくさんいるんですよ、韓国は。そういうことを考えたときに必要性というのを、言うならオーストラリアは家庭の中でもすべてそうだろうと思えます。

しかし、子ども同士の考え方とか韓国の文化とか、そういうものを学ぶことも、隣、近い国ですから、費用もかからないわけですから、その辺も考えていく必要があるんじゃないかと、私はそう思っておるわけです。こういうことをもう一度練り直すことも必要だというふうに思います。そのことを念頭に置いていただいて、今後、海外研修を進めていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

次に、176ページ、教育費、図書館費の子ども読書活動推進計画策定委員会委員報酬について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

少しまとめて聞きます。この委員会の目的、それから構成メンバー、それから活動スケジュール、このところを答弁願ひます。

生涯学習課長

飯塚市子ども読書活動推進計画、まずはこの計画の目的から御説明をさせていただきます。子ども読書計画策定の目的ですが、子どもの読書計画は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生を魅力的なものにしていく上で欠かすことのできないものでございます。

国は、こうした読書の持つはかり知れない価値を認識し、子どもの読書活動を支援するため、平成13年に子どもの読書活動に関する法律を定め、平成17年には文字・活字文化振興法を制定、さらに平成20年3月には子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画というものを閣議決定しております。これらを受けまして、飯塚市においても積極的に子どもの読書活動の推進に取り組むため、飯塚市子ども読書活動推進計画を策定することとしたものでございます。

この策定に当たりまして、この策定推進委員会というものを設置したいということでございますが、この委員構成でございますが、これにつきましては10人以内としまして図書館運営審議会委員であるとか、保育園、幼稚園あるいは図書ボランティアなど、行政以外の代表の方、有識者5名と、それから児童育成や学校関係などの行政関係者で組織して、任期を1年とし、年3回程程度開催しまして、平成21年度中に計画を策定したいというふうに考えております。

川上委員

10人以内でということで、最初、行政以外の方5人と言われましたね。もう一度、言っただけですか。

生涯学習課長

今、まだ選定いたしておりませんので、候補といいいますか、今、私のほうで考えている段階でございますが、いわゆる図書館運営審議会の委員さん、それから保育所、保育園の代表の方、それから図書ボランティアの代表の方、それから県立図書館などの方を今は想定をいたしております。

川上委員

それで最初に言われた図書選定委員会は、指定管理の方も入っているんですかね。その方がここに入ってくる可能性がありますか。

生涯学習課長

すみません。訂正をさせていただきます。図書選定委員でなく、図書館運営審議会の代表の方でございます。

委員長

指定管理は入るか入らんかち言いよるが。

生涯学習課長

それには指定管理者は入りません。

川上委員

10人のうち行政が5人も入る必要があるのかなという気もするんですね。それで、要するにもっと市民の公募をしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、そのところもう検討されたでしょ。公募はしないということなんですね。どうして公募しないのかをお尋ねします。

生涯学習課長

現時点で考えておりますのは、先ほど申しましたとおりの委員でやりたいということですので。これにつきましては、専門的ないわゆる読書活動にかかわりのある方を選びたいというようなことで考えておまして、公募というところまでは想定をいたしておりません。

川上委員

大体こういう委員会つくる場合は、公募をふやすというのが方針でしょ、市の。市の方針があるにもかかわらず、それを排除して、あなたが思いつく人たちを入れたいというふうに判断した理由を知りたいんです。

生涯学習課長

民間から5人というようなことで考えておまして、その5人には先ほど申しました図書館運営審議会の委員であるとか、あるいはいわゆる子育て支援にかかわってくる保育園、幼稚園、それから実際に読み聞かせ等を子どもの子育て支援に携わってあるボランティアの方、そういった方を選定すると、それから県立図書館という、いわゆる専門的な知識を持ってある方、こういったものを考えております関係上、そして5人という人員の中で考えました場合に、公募ということはやらないという方向で今、考えております。

川上委員

何といたらいいんでしょうね。こういう委員会、公募を必ず入れようじゃないかという流れを市は打ち出してるわけでしょ。どうして市民公募を入れようという方向を出しているんですか。だれか答弁を求めます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:46

再開 11:46

委員会を再開します。

企画調整部長

飯塚市には、いろんな審議会、協議会、いろんな各分野のそういう委員会ございます。それで、この委員会の構成としましては、まずはいわゆる専門的な知識を有する方、それから広く市民のいわゆる意見を聞いた中で、この審議会等で反映していくというような形の中で一般公募、いわゆる公募委員ということも中に組み込まさせていただいております。

川上委員

大体市の方針は今、お聞きになったでしょ。にもかかわらず、その方針には従わないと、考慮しないという答弁だったので、それはなぜかと。

先ほど聞いてると、人数は足りないというような10人以内で行政は5人だから残る5人で専門家を入れんといかんと、だから公募ができないというような話だったんですね。

じゃあ行政を減らすか、あるいは10人以内を取っ払って、公募枠をつくれればいいじゃないですか。

だから、そういう基本的なものの考え方が違うんじゃないかなと思うんだけど、どうですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:48

再開 12:50

再開します。温度が上がっておるようですので、暑いようでしたらどうぞ上着をとって結構でございますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長

委員会の構成につきましては、広く市民の意見を反映できると考えて、先ほど御答弁しておりましたが、公募も視野に入れて検討をさせていただきます。

川上委員

私が質問したのは、市の流れは公募をとるという、お願いするという流れなのに、なぜしないんだらうということだったんですね。

今の答弁だと、公募しないでも市民の意見は十分に聞けると、考えたということなんですね。だから、ちょっと今後また別の機会になぜ公募しようとしなかったかについては、詰めてお聞きしたいと思います。

この質問は終わります。

委員長

次に、176ページ、市立図書館指定管理委託料について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

追加資料集の157ページに、関係資料が提出されています。この指定管理委託料なんですけど、前年比ではふえているように思いますが、どうでしょうか。

生涯学習課長

昨年8月からブックスタートを開始した関係、本年度もその事業を実施しますので、その分が増加しております。

川上委員

ブックスタートは、穂波図書館でもやっておられると思うんですが、この穂波図書館の廃止について、新年度検討するということになってますね。この図書館の人員費は、予算書を見ますと7節の賃金662万3千円のような感じです。議会のほうは、全会一致で請願採択をしたんですが、実施計画では引き続き検討するということになっております。どういうふうなところに着目して検討するのか、お尋ねしたいと思います。

生涯学習課長

この穂波図書館の検討に関しましては、白紙の状態から検討をしていきたいと、図書館利用者、それからボランティア等の意見を聞きながら、白紙の状態から検討していきたいというふうに考えております。

川上委員

そのまま廃止の考え方を撤回してもらいたいと思います。

それから、穎田図書館の附属図書室への変更は、予算書にあらわれていませんか。

生涯学習課長

穎田につきましては、穎田公民館の図書室ということでございますので、予算書にはあらわれてきておりません。

川上委員

もともとそういうふうに図書館としての廃止を行っても財政効果はないということでしたので、予算書に反映してないと思いますが、私も確かに予算書には反映してないけども、あえて言いますと、今後さらに機能を縮小していったり放置するということになりかねないので、この穎田図書館については元の通り戻してもらいたい必要があるんじゃないかというように思いますので、意見を述べておきたいと思います。

質問を終わります。

委員長

同じく176ページ、図書館の運営について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

同じく176ページ、図書館費についてでございます。

まず、各館の予算、資料費についての予算をお聞かせください。

生涯学習課長

今の資料費ということでお聞きしましたが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）飯塚市で1,836万円、それから筑穂図書館で612万円、庄内図書館で511万円、穂波で290万円、穎田で50万円を予定をいたしております。

江口委員

この予算額は、今年度と同じでしょうか、どうでしょうか。

生涯学習課長

昨年と同様の金額を予算配分いたしております。

江口委員

それでは、各館の開館時間とそれと職員の体制をお答えください。

生涯学習課長

開館時間につきましては、飯塚図書館が9時半から午後7時、筑穂、庄内図書館が9時半から午後6時、穂波、穎田図書館が午前9時から午後5時までとなっております。

職員の配置につきましては、すみません、今、手元に資料はございませんが、穂波図書館におきましては嘱託職員2名が勤務しております。そして、あと庄内、筑穂、飯塚、それぞれ5名ないし6名が筑穂、庄内図書館で、飯塚市につきましては、たしか10名前後が勤務しておったというふうに理解しております。（「穎田は」と呼ぶ者あり）すみません。穎田につきましては、公民館の職員がその事務を受け持っていていただいております。

江口委員

開館日につきましては、どうなっておりますか。

生涯学習課長

開館日と休館日について御説明いたしますと、飯塚、庄内、筑穂につきましては、毎週月曜日、それから年末年始の12月29日から1月3日までの6日間、それから蔵書点検期間として10日間、それから館内整理日として飯塚は、毎月最終金曜日、筑穂は最終木曜日、庄内は水曜日、これも最終ですね、でございます。それから、1月4日が館内整理日となっております。

それから、穂波図書館につきましては毎週月曜日、それから年末年始の12月29日から1月3日の6日間、蔵書点検として10日間、館内整理日として教育委員会が定める日及び1月4日。

穎田図書館は毎週土曜日、日曜日及び年末年始除く休日、それから年末年始の12月29日から1月3日の6日間、蔵書点検期間として10日間、館内整理日として教育委員会が定める日及び1月4日を条例で定められております。

江口委員

予算を見ても大きいところは1,836万円、ちっちゃいところは50万円、そして開館時間を見てもかなりの差はある。開館日を見ても、例えば土日が休みのところもあれば、週に1遍を基本とするところもある。サービスに関しては、非常に大きな差があると思いますが、どう思われますか。

生涯学習課長

この図書館にありましては、単独間の部分と、それから公民館施設の中にあるもの、それから郷土資料館、あるいはコミュニティセンターということで併設されているところということで、それぞれの立地条件も変わっておりまして、これも条例に定められておるとおりしているところでございます。

江口委員

形はばらばらなんで、そして条例に定めているので、それはばらばらなのは当たり前だという理解でいいですか。

生涯学習課長

特に、公民館あるいはコミュニティセンター、こういったところは他の施設との関係がございまして、独立した図書館との違いというものは、これはやむを得ないというふうに考えております。

江口委員

じゃあ独立した図書館と複合館とは、どちらのほうがサービスが高いのですか。

生涯学習課長

サービスにつきましては、どちらも最大限の努力をして、市民に図書館サービスを提供しておりますので、そのサービスの差についてはないものというふうに考えております。

江口委員

サービスの差はないんですね、すばらしい。それを市民の方が聞いたら、怒るのを乗り越してあきれて笑いになられるのではないかと、私は思っております。

この5館のうち司書のおられない図書館はありますか。

生涯学習課長

穎田図書館が司書はおりません。

江口委員

それでは、昨年12月、私ども議会は請願を採択いたしました。その請願の採択の趣旨は何だったかお答えください。

生涯学習課長

いつでもどこでもだれでもが読書サービスを受けられるような体制及びサービスの平準化及び向上というふうに理解しております。

江口委員

そのとおりでございます。そのためにきちんと図書館として基本方針を定めてやっていただきたい。その過程として、性急な図書館の再編については考え直していただきたいという請願でございます。これを私ども議会は全会一致で採択しております。その点を念頭に置かれまして、図書館の運営をしていただきたいと思っております。その図書館の運営をするのであれば、穎田が公民館図書室に変わることは、多分ないんだろうと思っております。図書館でなくなれば、当然、予算書、今はこのとおりですが、公民館費に予算は組み替えになるでしょうし、条例の改正も必要になるでしょうし、当然その間、図書館から組織が離れれば、サービスについても多分低下をするでしょう。そういったことがないようにという議会並びに住民の方々の意思をきちんとかみしめた上でやってください。

ブックスタートについてお聞きいたします。ブックスタート、先ほど指定管理者の業務という話でございましたが、指定管理者に任せている業務は、本来ですと言われた部分、ブックスタートに関しては、少し疑義があると思っております。指定管理者に任せしたのは、本条例の3条にありますが、法第3条に、指定管理に関する管理なんですね、指定管理者と運営を入れたところの館に関する運営が主なものであります。

そういうことを考えると、ブックスタート自体は全市にわたって事業を行うものですので、果たして指定管理者の業務としてなじむものかどうか、きちんと考えた上でやっていただきたいと思っております。そのブックスタートの中で厚生文教委員会の中でもお話をしておりますが、読み聞かせのボランティア等々の協力を得ながらやっている事業であります。本来ならば市が行う事業、市の事業を補完していただくためにボランティアの方々に来ていただいているわけですが、ある意味、観光と似た部分があるんですが、個々に関して保険ないしある一定

の代行していただくわけですが、お礼、謝礼等々という部分を予算化するというお話ございました。そこについてはどのようになっておりますでしょうか。

生涯学習課長

保険につきましても、指定管理者の掛けております保険で対応できますし、また市の市民総合賠償補償制度も適用できるということでございます。

それから、いわゆるボランティアさんに対する謝礼と申しますか、これにつきましてもネットワーク事業のところで予算を確保させて対応していきたいというように考えております。

江口委員

この部分に関しては、今年度予算から対応するというお話だったんですが、今年度予算でも対応済みで来年度予算でもきちんと対応が予算措置ができていう理解でよろしいですね。

生涯学習課長

これにつきましては、来年度も（「できるか、できんか、答弁してよ」と呼ぶ者あり）来年も対応していきます。（「ことは」と呼ぶ者あり）ことしもできます。

江口委員

ブックスタート自体は、非常に意義あることですので、きちんと携わる方々と意見交換しながらうまくやってください。お願いしておきます。

もう一点、貸し出しについてでございます。図書館の貸し出しの中で、団体貸出しという部分がありますよね。団体貸出しは、どういった団体であっても、きちんと申請をすれば貸し出しを受けられるという理解でよろしいですか。

生涯学習課長

ボランティアの登録をされた、いわゆる図書館のボランティア登録された団体及び公の施設からの要求ということでございます。

江口委員

図書館のボランティア団体ということだと、例えば、その学校で読み聞かせをやっている団体であるとか、例えば子育て支援をやっている団体とか、例えば民間、例えば青少年の健全育成をやっている団体で、団体貸出しを受けようと思っているところに関してはできないんですか。図書館のボランティアと言われましたが、その点どうでしょうか。どういった団体であっても、きちんとした趣旨のもとに団体貸出しの申し出があればできるということですか、それともできないんですか。（「登録した人」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長

すみません。ボランティア登録をした団体と、図書関係のボランティア登録をした団体に貸し出しをするということです。

江口委員

ということは、図書館でボランティアをしなくてはならないということですか。図書館でボランティアをする、そしてその上、図書館でボランティアをする団体で、なおかつ登録が必要という理解でいいですか。

生涯学習課長

そのとおりでございます。

江口委員

そうですか。例えば、子育て支援の団体がいて、その団体が団体貸出しを受けようと思ったら、大型絵本とかを使って事業をやろうと思って、団体登録を申し入れた場合はできないんですか。

生涯学習課長

失礼しました。図書館にボランティア登録をした団体に貸し出しをするということでございます。

江口委員

ここの団体貸出しというところを見ますと、条例施行規則「本市で活動する団体並びに本市に所在する各機関及び団体等の職員の活動又は調査研究に資することを目的として、資料の団体貸出し及び特別貸出しを行う。」なんです。図書館でボランティア活動のみをボランティア活動を必ずやっている団体でなくてはならないじゃないんです。団体であって、本市で活動する団体、例えば遠賀川流域住民の会とか、いろんな団体ありますよね。その団体がその活動のために団体で貸し出しを受けようということになると、これに関しては、団体貸出しを行う、また特別貸出しを行うというのが条例であり、条例施行規則なんです。

残念ながら、今言われましたように、この団体貸出し、特別貸出しについて、制度の目的、趣旨と異なった運用がなされている状況があると聞いております。例えば、学校で読み聞かせを行っている方々がおられますね。その方々の多くは、地域の方々に集まって、その参加される方々の子どもさんとか行っておられる小学校とかに読み聞かせに行くわけです。その読み聞かせに行くんで、団体貸出しを受けたいと、大型絵本を借りたいといったときに、今言われているのは、学校経由で団体貸出しを受けてくださいという指導なんです。

ところが、その団体は複数の学校に行くケースがあるわけですよ。学校側にしてみれば、ある意味、団体の方々から言われて、そしてその間に入って、図書を借りて作業をするいうのもまた非常に負担になるわけです。両方とも負担なんです。団体にとっても、学校にとっても負担なんです。団体の方々言われてるのは、団体としてきちんと貸し出しをしていただけないか。ところが、今だめだと言われているわけです。

でも、それこそ今の部分なんかは、それこそ読書活動を推進する大もとになっているところなんです。

まず、ここに関しての取り扱いをきちんと改めていただく。またあわせて本市で活動する団体に関して、きちんと条例の施行規則をもう一度解釈をし直して、その運用を改めていただきたい。

また、団体または特別貸出しの中で、貸し出しできる資料というのは差がございます。ある一面、合理的な差は必要だと思うんですが、その差が本当に合理的であるかどうか、今の基準が合理的であるかどうかを考えていただきたい。また、それは個人に対する貸し出しもそうですね。

図書館にある大型絵本、ありますよね。大型絵本の多くは個人貸出しをやっていないのが現状だと思いますが、間違いございませんか。

生涯学習課長

そのとおりで理解しております。

江口委員

大型絵本は、今だからこそ保護者の方々がちっちゃい子どもがおられるお父さん、お母さんがあそこに来て、ちょこっと読み聞かせとか見て楽しんでるだけなんです。ところが、大型絵本も結構あるわけですよ。

貸し出しの点数に関しては、視聴覚資料は2点だけとか、雑誌が何点だけとか、普通の資料は10点までとか制限ありますよね。大型絵本についても個人の方々に、特に個人の方々は、大型絵本を家庭で買おうと思っても買えないわけですよ。普通はちっちゃい絵本は逆に買えるんですよ。ところが、あんな大きい絵本をどんどん買いかえるわけいけないわけですよ。

けども、子どもたちに楽しみをあげたいと言ったときには、そういった部分に関しても資料の点数の制限をつけながらも、貸し出しを行うといったことをやっていただきたいわけです。その団体貸出し並びに個人貸出しについて、見直しを行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:11

再開 13:11

委員会を再開します。

生涯学習課長

今、質問委員が言われましたことにつきましては、一定のルールをつくって話し合っておりますが、実際的にどのようにしていくか、調査した上できちんと対応していきたいと考えております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:12

再開 13:12

委員会を再開します。

江口委員

団体貸出しについては、必ず見直しが必要だと思っておりますので、きちんとした検討の上、早期にやっていただきたい。また、個人貸出しについても同様でございます。そこら辺につきましては、必ずやらないといけないわけではございません。サービスの向上というために、こういった手段がとれるか、そういった分を考えていただく中でやっていただく。

多くの市民の方々が利用する施設であります。そのサービスの向上、平準化に向けて図書館をやっていかななくてはならない使命を持っております。運営審議会もあります。そして、子どもの読書活動推進計画を立てる策定委員会もございます。その方々が考える計画が、本当に市民の方々と一緒かどうか、現状を考えると、やっぱり市民の方々にきちんと意見を言える努力をやりながらやっていただかなくてはならないと思っておりますので、その点についてさらなる努力を求めて、この質問を終わります。

委員長

次に、同じ177ページ、市立図書館指定管理委託料について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中裕二委員

委員長、その前にあるんですけど。

委員長

嘱託職員賃金、臨時職員賃金について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中裕二委員

この質問は、今のお二方の質疑と理解しましたので、取り下げさせていただきます。引き続きですか。（「続いていいよ」と呼ぶ者あり）

その次の市立図書館指定管理委託料についても、もうほとんど今、出尽くしましたので、1点だけ確認をさせていただきたいんですが、利用者の直営のときと比べて、利用者の評価はどのように評価されているのか、苦情、要望等はあるのか、ないのか、この1点だけ確認させていただきます。

生涯学習課長

利用状況につきましては、資料書の157ページに配付しておりますとおり、19年度と比較しますと、非常にふえてきております。市民の苦情等については、直接こちらのほうには来ておりません。非常におおむね良好な状態が確保できているというふうに理解しております。

委員長

177ページ、教育費の図書館図書費について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

図書館図書費ですが、予算はふえておりますか。

生涯学習課長

昨年度同額でございます。

川上委員

例えば、子ども読書活動推進計画づくりとか、当然ふえてよいのではないかと、そういう流れからいえば思ったもんですから、聞きました。

それでは、各図書館への予算の配分は変わりますか。

生涯学習課長

昨年と同じ割合で案分をして出しております。

川上委員

これは、行革の中でよく現状が維持できたというふうに見るべきなのか、めり張りのない予算だと見るべきなのかあると思いますけど、これはあとで総括のときに、またお話をします。

質問を終わります。

委員長

180ページ、「九州・山口」世界遺産登録推進協議会負担金について、引き続き、川上委員の質疑を許します。

川上委員

これについては、2点伺いたいと思います。

まず、もう一緒に言いましょうね。この協議会がどんな組織なのかということです。それから、2点目は負担金が出ておりますけれども、よくわかりませんので、この2点お願いします。

文化財保護課長

昨年、平成20年9月26日に、九州山口の6県11市で文化庁に共同提案しました本市の旧伊藤伝右衛門邸を含む九州・山口近代化遺産群が、世界遺産国内暫定リストに掲載することが決まりましたことを受けまして、同年10月29日に関係知事、市長会が開かれまして設立されました。

この組織であります、協議会の委員は、地方公共団体の長がなっております。（「負担金」と呼ぶ者あり）

負担金につきましては、九州・山口の6県11市からなる世界遺産登録推進協議会の負担金につきましては、全体の経費を6県で均等割いたしまして、さらに福岡県では、県が2分の1を負担し、残り2分の1を関係4市で均等割して負担することになっております。したがって、本市は全体から見まして48分の1の負担割になりまして、金額は105万円となります。

また、福岡県の世界遺産登録推進会議の負担金がありまして、これは県が2分の1、残り2分の1を関係4市で均等割いたしまして算出しております。本市は8分の1の負担割合になりまして、負担額は62万4千円となります。これを合計しまして予算計上いたしております167万4千円となります。

川上委員

各県もそうですけども、福岡県は特に新空港をつくるだとか、いろんなことを言って行財政改革の名でいろいろ犠牲を各自治体に押しつけてますね。それで、そういう一方で、こういう世間の目を引くようなやつ、それから国がリーディングするようなやつについては、負けてはならずということでしょうが、こういう手は打ってくると思います。これを入り口にして、今後、新たな負担が押しつけられてびっくりすると、市民がですね、いうことがないようによく気をつけてもらいたいと思いますので、それ申し述べておきたいと思います。

委員長

次に、182ページ、関の山キャンプ場維持管理委託料について、引き続き、川上委員の質

疑を許します。

川上委員

これについては、委託業務に利用者の拡大というテーマは入っておるかどうかですね、お尋ねいたします。

中央公民館長

関の山キャンプ場の利用者の拡大につきましては、今現在、各公共施設におきましてチラシ等、それからポスター、これ等を配付させていただきまして、掲示をお願いしておりますのでございます。

川上委員

そうすると、委託業務にはこれ利用者拡大は入れてないんですか、入れたんですかね。

中央公民館長

予算的には、公募啓発につきまして格別の予算はつけてはおりません。

川上委員

そうすると、利用者の拡大は市の直接の仕事だということで、先ほど言われたような宣伝部長を置かれたということですね。

先ほど市としての取組みの一たんを言われたのかもしれませんが、ほかに利用者拡大の努力をしておるのがあればそれと。それから、それによって新年度の利用拡大の見込みはどの程度考えておるか、その2点。

中央公民館長

利用者の拡大につきましては、来年度につきましては現在のところまだ未定ではございますが、一生懸命啓発を行ってまいりたいと考えています。（「そのほかにやりよる」と呼ぶ者あり）その他の啓発方法ということでよろしゅうございましょうか。

その他の啓発方法といたしましては、ホームページ等にも掲載いたしておりますし、また民間の観光ガイドブック等に掲載をお願いしておりますのでございます。

川上委員

啓発というのは何ですかね、周知とか紹介という意味ですかね。関の山キャンプ場を使うように啓発をするのはおかしいでしょ。それで、揚げ足という意味じゃないんですよ。その啓発という言葉が、どんどん出るからわかってない人間にわかってる人間が教えようというおこがましさがどうもつきまとうから気をつけて言ったほうがいいんじゃないかと思うんで。

それで、今の利用者拡大については、未定だと言われました、私は、こういうときにこそ数値目標を持ったほうがいいと思うんですよ。シーズンはそう長くないわけですから、だからきちんと位置づけて、これだけ使っていたらこうではないかと、せっかくの財産だからというふうにしてもらいたいと思うんです。

それで、その際、私もちょっと気にするのは、地元をよく知っている議員さんからは、危険ということはないと、危ないときはきちんととめればいいんだから大丈夫という指摘があるんだけど、あなた方は、とにかく年がら年じゅう危険だからやめてしまいたいというふうに言われとるでしょ。

それで、今、利用者を拡大したいというふうに言うんだけど、あなた方はもともと危険だと言ってたと、どっちが本当だろうかという気もするわけです。もう危険じゃないんですね。よっぽど危険なときはとめればいいわけだから、だから大丈夫な施設だということだと思っただけで、どう思われますか。

中央公民館長

本施設におきましては、公の施設の第1次実施計画に示しておりますように、21年度末をもって廃止の方向で現在、進めております。その中でも、21年度は開場しますわけですので、従来どおり利用者の拡大を図っていきたいとは考えております。

川上委員

私も応援します。だから、利用者を拡大できれば、仮にできないでもですが、もう廃止方針はやめてください。応援します。

質問を終わります。

委員長

次に、183ページ、教育文化振興事業団運営費補助金について、引き続き、川上委員の質疑を許します。

川上委員

補助金の内訳の主なものを伺いたいと思います。

生涯学習課長

運営費の内訳でございますが、人件費で約2,800万円、それから事務費が約213万円となっております。

川上委員

増加してるんですね。増加分は何の目的ですか。

生涯学習課長

事業団に専門的な知識を有する専務理事を置くために増額をいたしております。

川上委員

その増額は230万円ですか。230万円と言われました。ちょっと数字もあとで聞きたいんですが、いずれにしてもその程度で専門的な能力を持った方が配置できるんだらうかと思うんだけど、何か事情があるんでよ、聞かせてください。

生涯学習課長

特段事情はございませんけども、この専門的な知識を有する専務理事につきまして、今、広報としまして、ラジオ、テレビの企画、制作、あるいはイベントの制作、それから、舞台関係機材、設備にも明るい人物ということで今探しております。

川上委員

その方の手当が幾らですか。

生涯学習課長

月額20万円で年額240万円と、これに期末手当を2.35月分を予算計上いたしております。

川上委員

じゃあ、取りの収入は幾らぐらいになりますか。

生涯学習課長

社会保険等の加入状況にもよって変わりますが、その分差し引くということになれば、17万円か18万円程度ではなからうかというふうに推測しております。

川上委員

先ほど言われたような経歴を持ち、力を持っている方がそのくらいの手当で確保できるのかという心配をするんです。そもそもこれは文化団体あるいは利用者から配置要請があったものですか。置いてくれているという要請があったんですか。

生涯学習課長

これは事業団自身の改革を行うということで配置をして、市民サービスの向上に努めようというところで考えておるものでございます。

川上委員

何かこの事業団あるいは市の早抜きの方を育て上げていくと、今後、若手でも。例えば、1年ぐらいは半分しか仕事ができなくて、あとの半分は修行に行くというようなことでも、育て上げていくという。だから、例えば、アイシンのOBを飯塚市から育て上げていくわけい

かないでしょう。しかし、こういった専門的な力を持った方を市の職員の中から育て上げていくことができるんじゃないかと思うんです。少し時間はかかるかもしれないけど、だから、何かどこからか専務理事を持ってくればいいというような発想じゃなくて、育て上げていって、市の職員の中にそういう特別な力を持った人が10人や20人おっても悪くないと思うんです。だから、発想としては、すぐ即戦力になるかどうかわかりませんが、そういう努力をされたらどうかと思うんだけど、どうでしょうか。

生涯学習課長

職員につきましては、今質問議員の言われるような方法もあるかと思います。この専務理事につきましては、自主事業等、いわゆる行政として不得手な部分につきまして、ネットワークを持ったり、経験を持ったりというような方をということで探しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

川上委員

私は、昔巨人軍が言われてましたね、読売巨人が。もうあちこちで4番バッターを集めて、そして優勝しきらないと。一方、広島とかは、その早抜きを育て上げて、看板バッターをつくり、そして、優勝していくと、その4番もまた巨人に行ったりするんだけど、つまり、いろんなお金をかけて専門からアドバイスを受けていいです。しかし、そういう能力が市の職員の中に蓄積していったほうがいいと思うんです。アドバイザーが来る。そしたら、複数の市の職員に人とのつながりだとか、業界とのつながりとか、いろんな力を残していけるじゃないですか。この人に全部任せてしまうというふうに考えてないかもしれませんが、何かその人に頼るといっていいのではない、公務員の中に力に蓄積していくという発想が要るんじゃないかと思うし、そういう議論されたんじゃないですか。それで、さっきからどこから要望があったのかと。自分から要望されたのか、もう知らないなという心配もしとるんだけど、そのところどういう考え方だったんでしょうか。

生涯学習部長

この専務理事につきましては、どこからの要望ということではなく、その事業団の理事会の寄付行為の中に専務理事を置くことができるとなっております。それにつきましては、先ほど課長が申し上げますように、理事の改革を含めまして検討する中で置くように決定をしたところでございます。

川上委員

そうかもしれませんが。しかし、お金が必要な話じゃないですか。そうすると、事業団が安易にあなた方にお金を出してくれといったとは考えられないわけです。あなた方自身が市長にいろいろ相談するのをためらうぐらいなんです。事業団が、あなた方に相談せんでばんと専務理事置いてもらおうと、補助金出してくれ言うはずがないでしょう。だから、事業団が独自に決めたとかいうことはないです。仮にそうであったとしても、補助金出してくださいと。市が断ったら置けないんだから。だから、教育委員会は出しましょうという判断したんでしょう。だから、置けるわけでしょう。その教育委員会の判断を聞かせてください。

生涯学習部長

これは、昨年来から、いわゆる事業団の改革につきまして提案を申し上げております。その中で私どもの教育委員会として判断に基づきまして専務理事を置くように決定した次第でございます。

川上委員

教育委員会が判断したとようやくお認めになったわけですけど、その教育委員会が判断する背景を、そこまで聞かせてください。何で教育委員会がその専務理事を補助金を出してまで配置しようと考えたのか。そこを聞かせてもらわなきゃわかんないでしょう。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:35

再 開 13:45

それでは、委員会を再開します。

生涯学習部長

先ほどの専務理事の件でございますけど、現在は御承知のように、館の運営につきましては、直営部分と事業団部分と、従来はこの館の館長が専務理事を兼ねておりましたけども、現在直営であるために、館長のみになっております。したがって、この事業団の専務理事につきまして、理事会の中で置くという方向で決定した次第でございます。

川上委員

ほかに理由がないんですか。それだけの理由ですか。課長は、さっき大事業だとか、テレビとかイベントとか、そういう能力を持った人がこの事業団に要るんだということを強調されたわけです。ところが、今部長が言われたのは、館長と事業団分かれたから兼ねられないから人が要りますぐらいの話で、部長が言われるぐらいやったら、ラジオとかテレビとかイベントの能力がなくてもいいやないですか。だから、教育委員会はどんな議論をしてここにたどり着いたのか。給食費をお金を出さんとか言ってる時代に、こっちのお金を出そうというぐらいだから、相当議論したでしょう。その議論の跡がわからないんです。そこを知りたい。賛成するか反対するか考えにやいかんでしょう。

生涯学習部長

先ほど課長が、要するにこの専務理事の一応こういう方をというのは、先ほどもおっしゃいましたように、事業団の改革を進める中で、そういう方をおられたら一番ベターであるということで、内部で検討した結果を申し上げてる次第でございます。よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

川上委員

教育委員会はばらばらということがよくわかりました。この質問は終わります。

委員長

次に、185ページ、健康の森公園関連施設の委託料について、引き続き川上委員の質疑を許します。

川上委員

追加資料集の137と38と139です。資料が提出されています。そこで、代表質問でしたか、本会議での答弁の中で、目尾地域振興基本計画を見直すために、新年度早々検討委員会を立ち上げたいというような答弁がありました。それで、そうなってくると、現在ある関連施設についてもさまざまな影響が及ぶと思うんです。例えば、見直して、これは認められない話だと思いますが、工業団地を野球場予定地の所につくろうとか仮になった場合は、現在の施設の利用について大きな影響が出てくると思うんです。それで、どういう観点でなぜ見直しをしようと思っておるのか、その点をお尋ねします。

総合政策課長

18年の1月に飯塚市の目尾地域振興基本計画の見直しがありまして、その後3年がたちまして、22年度まで野球場につきましても見送りという形でしておりましたものですから、21年度に改めまして基本計画の見直しのために内部の検討協議機関、また外部委員を含めました検討委員会を立ち上げて見直し案の検討に入りたいと思っております。

川上委員

いや、だから、見直して野球場は温存すると決めてるじゃないですか。なぜ見直しが必要があるのかと。そこを一つまず聞きましょう。

企画調整部長

この新野球場の建設の件につきましては、飯塚市の財政状況が好転するまで凍結するというような見直しの計画になっておりました。しかしながら、本市の財政状況が極めて逼迫した中で、また公共施設のあり方の実施計画がこのように策定されている中での整合性を十分に諮った結果、この野球場の建設については、早々にも見直しを行わなければならないという時期に差しかかっておりますので、計画に関しては見直していくというような考え方でございます。

川上委員

じゃあ、見直しの焦点はやっぱり野球場ですか。今凍結と言われましたけども、私はとめてしまえばいいのに、なぜ温存するのかと聞いてきたんですけど、今度いよいよ見直しとするともうやめてしまうということですか。

企画調整部長

この建設計画についてを見直していくということでございます。

川上委員

決定は財政が好転するまでは凍結するということですから、しばらく好転しないでしょう。そうすると、凍結状態を見直すわけですから廃止するしかないですね。廃止するわけですか。廃止を検討するということですか。

企画調整部長

それも含めて見直していく、検討していくということでございます。

川上委員

じゃあ、ほかに何やるんですか。凍結を解除する。造るか造らんかしかないでしょう、野球場は。だから、廃止を含めて、それも含めてもと言うと、ほかに何があるんですか。

企画調整部長

すべて総合的に判断しまして、建設の中止、または延期ということもありませんが、そこからあたりをすべてを含んで中で検討していくというようなことでございます。

川上委員

その中に工業団地をつくるというのは選択肢に入るんですか。

企画調整部長

今のお尋ねは跡地の利用の件だと解釈しましてお答えをさせていただきますが、利用方法です、用地の。用地の利用方法ということでお答えさせていただきます。それも含めた中で、今後、用地の有効活用については検討してまいります。

川上委員

もともと目尾地域振興のために工業団地を造るのか、こういう福祉教育健康施設を造るのか大議論をしたんでしょう。そして、地元の方々の支持が後者のほうだったので、莫大なお金かけて造り始めて、合併前に完全に破綻したと。それで、見直しをかけて、残事業を半分にしてプラン作って、また破綻したと。今度、工業用地を一部、0.8 ha造るというんだけど、本質的にもういつかも言ったと思うんですが、健康の森公園とは呼べなくなるんです。健康の森工業団地公園とか。しかも、この工業団地が目尾地域振興計画と何の縁があるのかということにもなるわけです。だから、もう目尾地域振興計画の見直しとは違うんですよ、この工業団地が入ってくるとなってくると。野球場をアリーナにするとか、別の健康施設、スポーツ施設にするとかというのは見直しです。しかし、この工業団地を入れてくるといって、もう見直しにならないです。目尾地域振興計画から外れてしまいます。

だから、そのところをもう何重にでもオブラートに包んで住民の皆さんとかに話をして、住民の皆さんを巻き込むような形で上手に工業団地を造ろうということなのかもしれないけども、それはおかしいんじゃないかと。それをやったら、残る施設との整合性はできなくなるでしょう。ああいう隣町との境にわざわざ17億円もかけて市民プールつくって、それはまずいというので、いろいろ工夫してコミュニティバスを回そうとしている。そうやってずっとあ

そこを、もうなかなか難しいけど、スポーツのゾーンとして手直しをしようというのがこの間の努力だったわけでしょう。それを放棄するために、あなた方、見直しすると言ってるわけですね、今の話からいうと。だから、そうすると、ほかの関連施設にも大変な影響が出るので、この見直しの方向は改めたほうがいいんじゃないかと。私はもう今の塩漬け地のままでいいんじゃないかと思います。むだ遣いを二度としないという記念碑かなんか立てて、全国的に注目を浴びてますよ。以上で質問を終わります。

委員長

次、187ページ、健康の森多目的施設備品購入費について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

もう間もなく完成するんだらうと思います。間もなくというか、まだ基礎のようですが、こういったものを購入する予算ですか。

スポーツ振興課長

購入するものでございますが、基本的にこの箱の建物の中に入るものでございます。まず、トレーニング室がございまして、それによりますトレーニングマシン関係、それから、1階の会議室のテーブル、それから椅子、それから、男子更衣室、女子更衣室に置きますコインロッカー、シューズボックス等、それと自動券売機等でございます。

川上委員

今のだと500万円ぐらいじゃないですか。500万円ぐらいで済むんじゃないんですか、今のは。ちょっと予算として大き過ぎやしないですか、どういうお考えですか。

スポーツ振興課長

まず、トレーニング関係でございます。トレーニング関係におきましては、心肺持久力関係のマシンということで、ジョギング系、それからバイク系、それから歩行系といった形で、全部で有酸素運動関係13台ということで入れております。それにあと筋力マシンということで、筋肉トレーニングをするマシンがございまして、それにつきましては、要所要所で使う機械がございまして、それが、8台ということではございまして、その中で、今回の施設のポイントとしましては、普通、筋力マシンというものにつきましては筋肉を鍛える、ボディビル系というふうになってしまうんですが、今回、健康の森におきましては高齢者の方にも使っていただけるマシンということで、2台その中に加えております。それにつきましては、簡単にいえば、バランス系ということで、この近隣では無いものを入れております。ただ、これもほかとの関係、コースの関係もございまして、無駄に入れたということではございませぬ。それで大体一千五、六百万円程度ということでございまして、あとは事務機器でございます。その事務機器につきましては、この役所の中で利用できるものについては利用しようということで、書庫、それから職員の椅子、机等々につきましては、関係各課と相談しまして利用するというところで考えております。

川上委員

利用者は日平均どれぐらいを考えてますか。

スポーツ振興課長

大体、現在のところ50名程度1日の利用者ということで、トレーニング施設については考えております。

川上委員

日平均50名で、トレーニングマシンが13台とか8台とか必要ですか。

スポーツ振興課長

実際、ジョギング系が今4台程度、バイク系が3台、それから、歩行系ということになるわけですが、本来、私どもスポーツ振興の立場からいえば、もう少し台数が逆に欲しいぐらいでございます。そういったものの中でまだ不足する部分がございますが、そういったものにつ

いては、いろんな器具を利用する形のスポーツトレーニングというものを利用していこうということで考えております。

川上委員

日平均50人で考えてるんでしょう。8時間とすれば1時間に6人ですよ。押しなべて、平均あえてすれば、6人でどうやって13台も、そのほか8台も機器使うんですか。余るでしょう。

スポーツ振興課長

当然単純に割っていけば余る計算にはなりません。ただ、利用するものが、当然その時間帯いろいろ含めて重なる場合も当然ございます。今の体育館でも、そういったときそれぞれが、ポイントを変えながらやっていただいておりますが、実際のところ、他市の状況を見ましても、器具的にはせっかくの新しい施設ということで考えれば、新しいものをもう少し増やして、皆様にPRしながら利用していただきたいということがございます。

川上委員

スポーツ振興課長は保健センターの2階のルームに行ったことあるでしょう。あそこは、利用者の数と整備の数、調べましたか。

スポーツ振興課長

台数の把握という分では、歩行系、ジョギング系は確か四、五台あったと思います。保健センターのほうとちょっと話をさせていただきましたが、それでも足りないくらいだということで、今、保健センターのほうは非常に人が増えているということは聞いております。

川上委員

あそこは西町ですか。周りにたくさんの方が住んであるんです。あなたの所は、あなたの所というのはおかしいけど、この施設の場合は1日50人ですよ。だから、これ、2,300万円も使うというのは使い過ぎだと思います。それで、例えば、発注の仕方を、全部最初からそろえようと思わないで、徐々に、やっぱり足りないなど、保健センターの余りで使えるのではないかなとか、いろんなことを考えながら、こんなに使わないほうがいいですよ、最初から。

例えば、今度、環境保全推進基金使って、6千万円ぐらい使って収納ボックスをぼんと買いますと。どうやって買うんですかといったら、思わず課長の口から個別の業者名が出てきたでしょう。びっくりしましたね。だから、必要なものは要るかもしれないけど、もう少し冷静に予算組みをしたほうがいいと思います。

それで、特にこの施設は、健康で体を鍛えたいという人ばかりでないわけでしょう、使うのは。高齢者だとか。私は場合によって、障がいを持った皆さんも、健康維持のために自分の体とか心に見合った運動をするというのが大事なんで、そういう方も使えるような、そういうやさしい施設も機器も要るかもしれない。そういうふうにすると予算がどうなるかわかりませんが、よくその辺を考えて、2,300万円とにかくださいというような予算の付け方じゃないんじゃないかと思いますので、これは指摘をさせていただきました。

委員長

次に、178ページ、健康の森多目的施設整備事業について、江口委員の質疑に入ります。

江口委員

私も同じ健康の森多目的施設整備事業についてでございます。ある程度川上委員の質疑の中で明らかになりましたので、それは省きまして、この施設の運用についてなんですけど、これ建てて、備品を買って使用がスタートするわけなんですけど、こういった形で運営をしていくのか、直営になるのか、指定管理に行くのか、またまた委託になるのか、その点についてどのようにお考えかお聞かせください。

スポーツ振興課長

運営につきましては、昨年12月の厚生文教委員会でもお答えいたしましたけど、7月に完成

いたしまして、その後、直営で当分の間運営していきたいというふうに考えております。その中で当然、受付業務の人、それから、トレーニングジムありますので、そちらにスポーツインストラクターという形の中で、当分の間、直営により運営するということで考えております。

江口委員

今回スポーツ施設については、かなり指定管理の議案が出てきております。そして、この施設自体を建てる时候にもその指定管理という方向性が出てかと思えます。この施設の立地はそれこそプールの真横ですよね。そして、あそこには、今もうちゃんと常勤で人を置いているわけです。先ほど言われましたように、1日50人の方々、平均50人を見込んでいるというお話ございました。それに対して今のお話ですと2人を配置するわけです。果たしてそれが財政的にもいいのかどうか等々考えると、ある意味、直営なら直営と、当面安定するまでというか、直営でスタートするのもやむを得ないと思うんですが、直営であっても、自ら臨時職員なりを雇う、何々を雇うというような形もひとつあるかもしれませんが、指定管理者のほうに、隣にあります指定管理者のほうに業務委託というふうな形でやる。その中で2人を置くのではなくて1人でやる。そしてまた、今、カメラ等々ございますよね、センサー等ありますよね、音がしたら人が動くとか、それを見ながらやるというふうな形でやると、人を減らせるののではないかと思ったりするわけです。そういった努力を求めたいと思うわけですが、どうですか。

スポーツ振興課長

まず人員の配置につきましては、今回トレーニング室におきましては、機械を勝手に使ってくださいという形ではなく、いろんな形で来られる方の要望というふうな形でインストラクターの方に機械の使い方、それから、無理をしない形でのトレーニングといったものをしていただくという部分がございます。それと、1階に会議室、それから、ロッカーいろいろございます。それを考えまして今回2名、最低2名という形でちょっと配置をいたしました。

あと指定管理者の関係お話ございましたが、当分の間直営でやっていきますが、当然それもいずれ視野に入れる必要があるのかなということでは考えております。

江口委員

健康の森に関してはほかにも施設がございます。目の前にも多目的グラウンドがあり、そして駐車場があり、トイレ等もございます。その中で、やっぱりばらばらで管理をしていると、それこそもったいない、ばらばらで発注をする、そして、あそこへ毎回毎回業者さんが来て、例えば駐車場にあるトイレ、様子を見にくる、お金もかかりますよね、また、時間もかかるわけだから、こまめな手入れもできない、落書きもあつたりはするし、何々かは壊れるかもしれない。そしてまた、そっちが汚いからといってプールのほうにトイレを借りにくるお客様もあられる。そうすると、プールのほうにしてみれば、うちのお客様じゃないのにといいながら、うちの指定管理委託料の中から出ていくんだと思いつつも、お客様ですから、市民ですから、断るわけにいかないからどうぞと言う。そんな無駄を省くのも一つの運営の仕方でございます。そういったものも含めまして考えていただきたい。もちろんこれは先方が嫌だといえどもうお終いな話であります。それを含めてきちんと議論をしていただくことが必要であると思っております。

委員長

次に質疑一覧表以外の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、第10款「教育費」についての質疑を終結いたします。

昨日、答弁を保留いたしておりました幸袋十玉排水機場敷購入費及び幸袋十玉排水機場移設工事負担金についての答弁を求めます。

土木管理課長

大変御迷惑おかけました。幸袋十玉排水機場移設工事費負担金について御説明させていただ

きます。幸袋十玉排水機場の移設にかかわる総事業費は概算金額3億4,200万円と試算しております。平成13、15の浸水実績による地元要望と市の浸水対策といたしまして、既設ポンプの移設計画にあわせて能力アップを要望したことにより、県の協議の中で市の総支出分は、能力アップ分の1億2千万円を上限とすることとなっております。これを市は基本金額といたしまして、用地費の確保に1,622万9千円と、造成、建屋、機材、電気施設、旧施設等の撤去費用といたしまして1億397万円を計画いたしました。平成21年度予算では用地費の742万円と、県が市より受託により施行する事業分、造成、建屋、機材、電気施設等として7,170万円を負担することで計上いたしております。

委員長

次に、11款「公債費」及び第12款「予備費」、178ページから188ページの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第11款「公債費」及び第12款「予備費」についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を20分といたします。

休憩 14:10

再開 14:20

委員会を再開します。

次に、歳入についての質疑に入ります。13ページから43ページまでの質疑を一括して許します。初めに、質疑通告をされております13ページ、市税、滞納整理について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

追加資料集の2ページに差し押さえ状況調べがありますので、そこを見ながら、1ページに税滞納から差し押さえに至る手続までのマニュアルというのも出していただいています。

それで最初に、予算書の13ページに歳入はあるわけですけれども、市税、市民税の個人と法人の予算計上があっております。これ見ますと、前年と比べて個人で2億円、法人で4億円のマイナスになっておるんです。合わせて6億円ということになっておるんです。それで、説明の項を見ますと、特に法人の方で現年課税分法人税割が、前年比で約4億円マイナスになっておるんです。ですから、市民税全体のマイナス分6億円に対して、法人税割が4億円という大きい割合を占めているわけです、マイナスの。それで、この見通しなんですけど、今年、仮に下半期あたりからこの法人の、景気が良くなって、結局は税収がこんなに減らなくて伸びるといようなことが考えられますか。

課税課長

税収の伸びがどういうことかというお尋ねでございますが、昨年の秋からの景気の悪化には歯止めがかからないような状況でございます。2月の「月例経済報告」につきましても、急速な悪化が続いているという厳しい状況にあるという見通しでございますので、今のところ景気が回復して法人税が伸びる状況ではないと考えております。

川上委員

一方、過年度の滞納額も相当なものがあると思うんですが、予算計上している調定額ですね、これをきちんと納税していただくのは相当苦勞が要るのではないかと思われまうけど、特にこれは現在の見通しが立たない経済情勢の中で、あえてこれぐらいの税収はもらおうと見込めるだろうというのを立てているので、これより現実的にはこの額に満たない可能性のほうが非常に高いと私は思うんですよ。納税課長はどう思われますか。

納税課長

確かに委員がおっしゃるように、かなり厳しい状況になっておりますけど、平成21年度の

納税課長

本庁におきましては、平成18年度から19年度におきましては、19年度で2名、特別滞納整理担当ということで主査クラスを2名増員させていただいております。

川上委員

支所のほうは直接かわりはないですね。

納税課長

ちょっとはっきりとは覚えておりませんが、支所は増減はあっていないというふうに思っております。

川上委員

じゃあ2名増えて、現在は何人ですか。

納税課長

徴収業務のほうの実務のほうは現在13名、課長補佐まで入れまして13名おります。

川上委員

じゃあ、差し押さえ業務は2倍以上になり、スタッフは「11名」から「13名」に微増ということなんですね。職員も財源確保のために頑張っておられるんでしょうけど、おのずと職員に無理がいつているんじゃないかと思うんです。

例えば資料書の1ページの後、「差し押さえに至る手続きマニュアル」がありますけど、例えば平成17年度以降というのは、これは旧飯塚のことを書いておられると思うんですよ。この二重枠になっているのがありますでしょう。「8月、9月は電話催告をしながら納税義務者と直接折衝を行い、納付及び分轄協議指導を行う」と、随時訪問指導を行いますということになっているんですね。ところが、ちょうど差し押さえが2倍になっていく時期ですね、19年度の10月以降、その位置づけが極めて弱くなるんですね。「訪問指導」という言葉を探してください。大きい四角があるでしょう。「納税指導」と書いて、文書、電話、訪問指導と心細そうに書いてあるでしょう、訪問指導というのが。実際には訪問指導はほとんどされていません。次から次に時間が来るとパソコンから納税者に送るべきものをどんどん自動的に送り出してくる。私に言わせれば、納税課の職員はパソコンに使われて納税者に赤い文書をどんどん送っているというような状況だろうと思うんですよ。

だから、今の体制では、どうですか、この国の主権者は国民であり納税者を大事にするというような発想で、よく相談をして、この中ほどに書いてあるでしょう。飯塚の合併する前までの態度、もう二度読みませんが、こういったことがやりにくくなっているんじゃないですか。課長としては、合併から丸3年過ぎて思うところがあると思うんですが、どうですか。

納税課長

どうしても我々はやっぱり数字がついてまわります。その中でどうしても常に頭の隅にどうしても徴収率というのがこびりついているんですけど、そういう中で、やっぱり数字を上げるために、特にこれにつきましては一応3回変更をいたしております。平成17年度の変更時は、随時訪問指導を行うということで変更いたしておりますけど、平成19年10月に再度変更したわけでございます。これは税源移譲による、先ほどのちょっと答弁と重複する部分もありますが、税源移譲による税率改正等の影響や厳しい経済情勢が続く中、当時の市民税の徴収率が大きく低下したことへの対応策であり、加えて納期内納付の強化を図る目的で行っております。さらには、滞納額の増加による納税意欲の低下防止という目的もあり、また、税負担の公平性の確保と飯塚市の貴重な自主財源の確保という観点から変更して現在に至っております。

川上委員

そういう状況の中で様々な事件もあったし、事故もあったということだと思っんですね。

それで、資料集の2ページに戻りますけれども、特徴の一つは、給与の差し押さえが平成18年の8件から19年度の344件と、これは実数でいうと5件と259件、この変化が一

番大きいですね。従来、答弁では、給与を差し押さえるとその会社にも滞納していることがわかって迷惑になるので、給与を差し押さえない、できるだけ抑えないと。御本人さんからもそう言われる場合がありますと。それで、結果として預貯金に振り込まれると、がさっと差し押さえしているというようなことだったんですね。これについて大幅に切り換えたんだけど、実感としては有効ですか。

納税課長

預金の差し押さえにつきまして、過去にもいろいろ議員からも指摘されまして、そういう中で、給与の差し押さえは法律にのっとった範囲内の差し押さえ禁止額がありますから、そういう形で議員さんの指摘の中で、できるだけ職員には給与のほうを先にという形の中でですね。

最初のこれは、当然ちょっと本人さんから、会社に知れたとか、そういう苦情もありましたけど、最近はその辺も少なくなってきて、基本的に預金よりは給料の差し押さえという形の中で、少しずつ許可をしていっている状態であります。

川上委員

例えば、給与の差し押さえの場合は、本人に保留する分は留保分が10万円というんでしょう。配偶者が4万円、子どもが1人であればまた4万円、4万5千円ですか。だから20万円まではいかないけど、近いぐらいの保留分が、生活費は維持できるわけですね。

大体、手取りで20万円を超える労働者というのは、やっぱり探さないといけないぐらいじゃないですか。それは259件と、19年度で。一方で、預貯金の差し押さえを見ますと10倍なんですよ。なぜ預貯金を差し押さえるかということ、給与を差し押さえるほどのものがないということになるんですね。だからこの給与を差し押さえられた人たちよりもかなり低所得の人が多く想定されます。たくさん貯金をしているという人もおられるかもしれませんが、定期で長期のやつもあるかもしれませんが、まあ少ないでしょう。

だから、より生活が厳しい方たちが、この10倍近く預貯金の差し押さえをされていると。これが生活にこれだけは必要だと思われる分をあなたが残して差し押さえしている。いや、差し押さえただけでよく話をしてあとで返します、とか言われるかもしれませんが、とにかく生活費を保障するという形で発想でいってればいいけど、実はそうではなくて、先ほど言われた、もう数字が目の前にあるからもう苦しいですよ。だからどんどん押さえに行くと。その中に定額給付金が入っていようと、児童扶養手当が入っておろうと、何ですか、失業給付金が入っておろうと、もうわからない振りですよ。そういう状況に今なってる、実際は憲法25条だとか、国税徴収法の納付の猶予だとか、通則法とかある、そういうさまざまに法令で、納税者を保護している条項を無視したやり方を今しているというか、しておるんじゃないですか。

納税課長

無視しているつもりはございませんけど、法律の中で、判例の中で、預金に振り込まれたら預金債権という形の中でさせてもらっております。

川上委員

それで、そんなことはずっと言われているんであれなんですけど、あなた方が市民からたくさんの苦情、まあ文句といったほうがいいぐらいの苦情もあると思うんですけど、苦情の中で痛切に思うことが幾つもあると思うんですね。幾つか紹介してください。

納税課長

ちょっと申しわけありません、急に出たからちょっとですね。いろいろそれはあります。もう生活が苦しいとかいろいろ言われますけど、そういう中でできるだけ苦情の相談、あるいは来庁されましたら十分に協議しながら、どうしてもやむを得ない、やむを得んというか、生活が困窮という判断をすれば、差し押さえた部分の一部を還付したりしながら行っております。

川上委員

今の答弁からは、市民の苦しみだとかをまず受けとめようという感じは余りないと、もう数

字に追われてそれどころじゃないよという感じですね。

私は、滞納だけではないけれども、税を納入してもらおうのが課税の仕事だと思うけれども、その前にやっぱり納税課の職員も公務員であって全体の奉仕者なんですね。この自治体についていえば、住民の福祉の増進が目的じゃないですか。だから相談に見えた方の状態に応じて、ちょっと返そうとか、一たん返そうとかいうことだけではなくて、なぜそのような状況になっているかをよく相談をして、場合によっては生活保護を紹介するとか、あるいは過払いであれば最近SFCGか、前の商工ファンドは過払い請求を避けるためにわざと倒産したんじゃないかとか言われるけど、ああいうところへの対応についても丁寧に相談できる、そういう力を、機能を納税課が持ってていいと思うんですよ。そして、生活を再建してもらいながら、しかるべきときに税を払っていただくと、これでいいじゃないですか。そういうやり方が自治体の納税職員の基本的な考え方だと思うんですよ。そのように納税課職員を指導しないとどうなるかという、ついありもしない事実を紙に書いて公文書にしまったりするわけですよ。こうなってくると納税課の職員というのは大変なことになってしまうんですね。だから、仕事は増える、数字は狂う、そして職員はふえない、上から怒られる、市民から詰められる。そうすると悪循環になるばかりです。ですから、もう繰り返し言っていますが、2人増やすぐらいではなくて、きちんとした体制をつくって、親切丁寧な仕事ができる、そういう体制をつくる必要があると思うんだけど、財務部長、どう思われますか。

財務部長

今の質問者の滞納整理の対応について、るる意見を言っていたいておりますが、やはり税の公正・公平という立場で法のもとで事務を執行させていただいております。質問者が言われますように、十分対応するためには人員が不足しているんじゃないかという指摘がございますが、その辺を貴重な御意見として今後の事務に対応していきたいと考えております。

川上委員

民間委託はだめですよ。福岡市は、母体がローン会社の派遣会社にコール事業を頼んでいるんですよ。納税課職員の背中合わせでじゃんじゃん電話をかけていると。上手だそうですね。「情報がきちんと管理できるかどうか大変心配だ」というふうに福岡の職員が言っていました。2年ぐらい前に。

それで、今は体制のことを言いました。それともう一つは、先ほども言いましたけど、納税者の権利、法律が示した権利をきちんと窓口で示していただけないかと思うんですよ。納税の猶予だとかいろんな法上の定めがあるということも教えてもらいたいと思うんです。それから保護のこととかそんなこともありますけどね、納税者を助けていくという制度がまだまだあるはずなんで、それをきちんと教えてください。特に、納税にかかわるやつについては納税課が一番詳しいわけだから、ラミネートかなんかかけて置いててもいいし、共産党のチラシがあったでしょう。あれよりもっとわかりやすいのをつくって渡してもらってもいいじゃないですか。共産党のは少し難しかったです。簡潔に書いたのを用意されたらどうですか。

それから、最後ですけど、私は窓口がどうかと思うんですね。皆さんの周りにほかの納税者がおられたり通行している市民がおられたほうが、納税課と話すときは話しよいという方もおられるかもしれませんが。しかし、ちょっとプライバシーがあるので個別に話をしたいという方もあるかもしれません。それで、相手の、納税者の希望に応じて相談室を確保できるようにならないかと思うんだけど、どうでしょうかね。

納税課長

その辺は、私たちも実務していく中で、やっぱり相談室が欲しいなとみんな思っております。ただ現状の中で、合併後の現状の中で、どうしてもその辺の会議室、あるいは相談室がちょっと確保できないという状況でありますけど、この辺については今後も機会があれば、それなりの部署とも協議しながら検討していきたいというふうに思っております。

川上委員

それで、もうこの質問は最後にしますけど、平成17とか18とか19とか20とか言いましたけど、私は納税課の仕事は、納税課と言わないでもいいと思うんですが、税をいただく仕事は去年から今年にかけてもう劇的に変わってきている。この状況変化を、もう、劇的な変化があるんだということをしっかりとらえていかないと、去年まで数字で追いかけて回されて頑張ってきたんだという流れだけでは、飯塚市は大変なことになると思います。そういう状況、変化を踏まえていただきたいという要望して質問を終わります。

委員長

次に、17ページ、地方交付税について、市立病院分ほか、江口委員に質疑を許します。

江口委員

この質問を取り下げます。

委員長

済みません。次に19ページ、人権啓発センター使用料について川上委員に質疑を許します。

川上委員

人権啓発センター使用料ですが、資料集の5ページに簡潔な状況が出ております。担当課のほうから簡単に説明していただけますか。

人権同和推進課長

お手元にお配りしている資料につきましては、同和会館、人権啓発センターの利用者数、利用料の収入を上げております。平成18、19年度は当然のことながら実績でございまして、20年度につきましては見込みで上げております。

それぞれ立岩会館、伊岐須会館、穂波人権啓発センター、筑穂人権啓発センター、それぞれ収入と、それと減免額を記載しておりますが、19年度、20年度を総額的に御説明いたしますと、18年度から19年度までの期間におきましては、利用料、使用料につきましては、6万8,817円少なくなってマイナス9.5%の使用料減になっております。また、20年度の見込みと比較いたしましても13万3,015円という減額になってございまして、なかなか利用者が伸びないという傾向になっております。

川上委員

同和会館と呼ばれているのは、条例上規定があるのは立岩会館と伊岐須会館ですね。そして人権啓発センターとしては穂波と筑穂に2館あって、それぞれのくくりで使用料が下の表に書いてあるんですね。同和会館は基本的に下りっぱなしなんです、利用状況は、それから人権啓発センターは、18から19に少し伸びて20年にまた下がるという見込みになっているんですね。これは穂波も筑穂もそうです。それで、年間使用料が多いか少ないかということ、もう言うまでもない状況なんです、もともとその設置目的と合わせて考える必要があると思うんですね。それで設置目的をお尋ねします。

人権同和推進課長

同和会館人権啓発センターはともに4館ありますが、隣保館でございます。地域社会全体の中で福祉の向上は、人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に開かれたコミュニティセンターとして使用していただくのが、隣保館の役割であると考えております。

実際、使われております状況等でございますが、例えば、現在市内4館の隣保館で行っている事業のうち、主なものでありますが、周辺地域の方々を対象として夏休みに行う親子の料理教室、中高年の男性を対象にした料理教室や、高齢者対象のデイサービス事業、健康教室などがございますが、また今月28日の土曜日には、穂波の人権啓発センターにおいて、就学前の子どもや小学生を対象にした「人形ボードビル」で行う「育てよう感じる心」と題して実施するようにしております。穂波地区の保育士が小学校にチラシを配付するなどして、児童や保護者たちに参加を呼びかけております。さらに、多くの市民の方々に利用していただくように、

また利用しやすいように今後も工夫を凝らしながら努力したいと思っております。

川上委員

筑穂の人権啓発センターは、平成18年の1月か2月でしたかね、合併直前に部落解放同盟が啓発センターの中に常駐しておったんだけど退去されましたね。それによって利用状況が前と比べて何かこういうふうに変化があったといえるようなことがありますか。

人権同和推進課長

隣保館内に運動体がおるということで、利用状況が異なるような、変わるようなことは今までであってありません。

川上委員

せっかくその部屋が空いたはずなんで、利用者が本当は増えないといけないですね。出て行ったけどしばらくは指導員というような方とか、また解放同盟の町協の委員長が机を置いたりした時期がしばらく続きましたね。しかし、今はもう改善しているはずなので、利用状況としては伸びるはずなんです、スペース的には。

それから、穂波については、昨年6月の5日の日に事実上、強制退去をさせましたね。それによって利用状況に変化が生じていますか。

人権同和推進課長

済みません。もう一度お願いします。済みません。申し訳ありません。

川上委員

質問がなかなか難しい。去年6月5日の日に強制退去をしてもらったでしょう。大体、おったらいかんのおったわけやから、強制退去。それでその部屋は空いたわけやから、そうすると利用状況に変化が生じるのではないかと思うわけですよ。どういう変化があったかと聞いているんです。

人権同和推進課長

申し訳ありませんでした。今、先ほど申されましたように、筑穂と同じようにこれまで運動体の方がおられて、そして出て行かれたからその分利用が増えるということは、まだまだそこまであってありません。なかなか隣保館の利用が、増えるような努力はいろいろ工夫は凝らしておりますけど、まだまだ空いている期間が長いということ、まだまだ努力が足りない部分があるであろうと思っております。

川上委員

それで先ほど、具体的にこういったことに利用しているんですという答弁がありました。それで私はそれは大事なことだろうと思うんだけど、もっと伸びないのかと思うんですね。それでちょっと気になったのが、その使用料が高いのかどうなのか、その角度からも見てみたいと思うんだけど、使用料はどんなふうになっていますか。

人権同和推進課長

利用料につきましては、それぞれちょっと金額的には違う部分がございますが、当然それは部屋の規模が違ってありますし、また設備の状況が違ってありますので若干違ってありますが、他の福祉施設等々を比べましても安い使用料設定になっていると思っております。

川上委員

それで、10割減免している部落解放同盟からその補助金ももらっているんだから、適切な使用料をとれば、1万5千円の収入、予算計上ということにはならないと思うんですよ。あなた方は、3,700万円から補助金を切りきらなかったわけでしょう。そしたら、払う分ぐらいきちっと払ってくれということで、10割も減免する必要はないでしょう。そこを検討して使用料減免を改めるわけにいきませんか。

人権同和推進課長

今、質問者から減免の話が出ましたが、減免につきましては、条例の規則の6条で規定して

おりますが、まず1項目、一番利用が多い市が主催、共催する分、それにおきます使用が10割の減免、同じく今質問者が言われましたように、会館等の設置目的と目的を同じくする団体が利用するときにつきまして10割と、その他が市長が特に減免を認めた者につきましては5割という形になっておりますが、現状では圧倒的に人権同和推進課の事業、それに人権同和教育課の事業が大半でございます、一番運動体の利用の多い立岩会館でも件数的にいいますと、大体、減免対象件数の3割程度になっております。

川上委員

それでもきちんとして来て改善すれば三、四十万円ぐらいの収入にはなるでしょう。立岩会館だけでもね。だからぜひ検討してもらいたいと思います。

それから、最後に述べておきたいのは、この隣保館の問題で公共施設の今後のあり方について、統合整理について関係団体と協議するだとか、あるいは管理運営協議で事務事業の委託だとか、指定管理者制度の導入を検討するとなっておりますね。仮にこの関係団体が部落解放同盟だとすると変な話になるわけですね。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:00

再 開 15:01

委員会を再開します。

川上委員

それで、またその指定管理者の対象として部落解放同盟が上がってくるというふうになると、また変な話になるんで、部落解放同盟の特別扱いはもうやめる必要があると。最後ですが、なぜ同和会館と呼ぶのか。この際、先ほどの隣保館規程からいっても、活動の利用の実態からいっても、もう同和会館と呼ぶ必要はないわけですね。それでこの際、これは条例事項でしょうから、条例改正を市としても検討してもらいたいということを述べて質問を終わります。

委員長

次に、斎場使用料状況について、引き続き川上委員に質疑を許します。19ページ。

川上委員

追加資料の6ページに斎場使用状況が書いてあります。これは見ればわかります。今年度の新年度の見通しをどう考えておるか。数字があるんだけど、どういうことでこういう見通しを立てているのか、お聞きしておきたいと思います。

環境整備課長

お手元の資料の平成21年度の見込み数値につきましては、平成20年度の飯塚市斎場の利用実績の中で、4月から10月まで、ここを参考としながら計上させていただいております。

川上委員

次に行っていいですか。

委員長

次というと市営住宅。20ページ、市営住宅の使用料について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

資料が何ページかな。追加資料の7ページから提出されております。これを見ますと、もう少し住宅の使用料を上げることができるんじゃないかと思うんですよ。上げるというのは増やすという意味ですよ。値上げではありません。使用料を、空き家募集を拡充することによって使用料を確保することができるんじゃないかと。例えば9ページの左側の上から2つ目の表に「予算の範囲内で公募化」と書いてある部分がありますね。だから、これは補修のお金があればすぐ60戸は空けられますよと、募集できますよと。ちょっとお金がかかるけど補修すれば

やっぱり募集できますよというのが11。合わせると71ということになるんですね。これを、手を入れて、プラス・マイナスを考えて、絶対にプラスになると思います。本来の役割からいっても募集して当然なんですね。それで、担当課のほうでも検討されたことがあると思うんですよ。それで、どういうふうな判断を今されておるか、お尋ねします。

建築住宅課長

入居の問題でございますけれども、平成20年度で今147戸の募集をしたわけでございます。それで、空き家につきましては、随時補修をかけて年4回の公募、募集を行っているわけでございますが、できるだけ一つの募集時期に公募戸数が偏らないようにということで、各募集時期、平均的に行うようにはしておりますが、1戸当たりの補修金額、また費用対効果等も勘案しながら募集を行っているところでございます。御指摘のとおり、空き家住宅につきましては早期に補修を行いまして、今後も積極に入居戸数の増大に努めてまいりたいと考えております。

川上委員

それで、最初にお金がかかりますけど、使用料が入ってくるわけですから。それで私はちょっと考えてみたんですが、人気のない、幾ら募集をかけても応募が少ないというかないところもあるでしょう。そういうところはどの程度あるか完全に把握してしまって、必ずしも公募がいいのかどうかということも一応検討してみる値打ちはあるんじゃないかと。遊ばせておるよりはどうかと思うんですね。不公平感が生じたらいけませんけど、よく研究してみたらどうかと思います。

それから、10ページに同和住宅空き家入居募集方法と管理戸数があります。見てみますと、この右の下のほうの表を見ますと、市営住宅全体4,439の管理戸数のうち、同和住宅は342なんです。それなりの比重なんですね。いつまでこれを同和特別目的にしないといけないのかということなんですよ。いつも、「まだだ」というお話なんです。そういう状況の中で、先だって部落解放同盟の合併前の飯塚市協議会が、市営住宅入居をめぐって特別会費を徴収しておるといことがわかりましたね。1万円です。それで、その後これをまだやっておるかどうか、調べましたか。

建築住宅課長

その件に関しては、ちょっと私どもは存じておりません。調べておりません。

川上委員

もうこの1年間、このことばかり言っているんですけどね。だから、課長が今知ったというのであれば、今日認識したわけだから調べてください。市の施設の入居をめぐって、特定団体が紹介することで特別会費を徴収しておるといようなことであれば、大変なことなんですよ。しかも、なぜそういうことができるかという、次のページ、あなた方が推薦要請書を出すからでしょう、解放同盟に。あなた方が解放同盟に、空き家が生じたので誰か入る人を紹介してくださいということを書いて、解放同盟がこの方はどうでしょうかという返事くれるでしょ、だからそういう仲介業を解放同盟に求めておるから特別会費を徴収するといような余地が生じてしまうわけです。大変なことですよ。だから、これにメスを入れる必要があると思います。まず実態を調べてください。まだこういうことが起こっているのかどうか。どうですか。

人権同和推進課長

今質問者が御指摘の件でございますが、私、昨年4月にまいりまして、平成19年度の運動体の決算状況等进行检查いたしましたし、平成20年度につきましても上期、検査いたしました。その中で関係するような、そういう入金等は一切見受けられませんでした。そういうことを御報告いたします。

川上委員

住宅課が調べてください。なぜかという、住宅課が出してるんですよ、市営住宅入居案内

お願いしますというのは。だから、そこの担当課が責任重大です。

そこで、最後ですが、もう同和住宅を解放同盟に空き家募集をお願いしますとかいうような時代はもう終わってると思うんですよ。だから市が一般公募にするべきだと思います。一般化すると何か市として困ることがあるのか、ないのか、答弁してください。

建築住宅課長

現時点で県におきましても同和向け住宅の優先的な入居ということでやっておるわけございまして、本市同様の判断を継続しておるところでございます。所得の格差とか教育力の格差が解消されたという状況には至ってないという実態も考慮しまして、同和向け住宅としての取り扱いを継続していきたいというふうには考えております。

川上委員

もう終わりますけど、課長、経済的な意味合いでの格差はないですよ。ないです。特に今みたいに100年に一度の経済危機が来て、どの御家庭も苦しいんです。だから特定の地域だけが苦しくてほかは苦しくないというような、そんな地域はないんですよ。だから行政の公平性という立場を今きちんとしなければならん。だから安易に長年の何とかだとか、そういうのは安易に使ったら駄目だと思います。昨日は昭和21年がというような答弁があってびっくりしましたけど、だから21世紀の今の段階、現実を見て市の政策を選んでいくというふうにはぜひしてもらいたいと思います。これは要望で終わります。

委員長

次に、21ページ、健康の森公園多目的施設について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

これは多目的施設についてなんですが、オープンが遠くないわけです。それで、利用料金の設定をどう考えておるのかお尋ねします。

スポーツ振興課長

利用料金につきましては、近隣他市の状況を把握しながら設定をすることで考えております。

川上委員

具体的に料金設定のモデルはできてるんですか。

スポーツ振興課長

例えば、嘉麻市嘉穂総合体育館でございましたら、トレーニング室についてですが、中学生50円、高校生以上100円。ナツキトレーニングルーム、高校生以上100円、70歳以上・身体障がい者の方50円。サルビアパーク、一般100円、高校生以下50円。あと、北九州、これは使用料金が2時間とかいう形になりますが、1時間あたり150円とか、久留米100円、田川市105円、宗像市130円等でございます。

川上委員

それで、そういうのを調べたわけだけでも、本市の場合は幾らぐらいになるかというモデルを考えているのかと聞いたんです。

スポーツ振興課長

モデルと申しますのは、うちの考え方としては1時間当たりということで、大体利用が1時間から2時間程度利用されるというふうなことも考えております。大体1時間あたり100円ということで、来週23日に特別委員会がございますが、そのときに条例改正の中で、この分については御審議いただくようにしております。

川上委員

この質問は終わります。

委員長

次、ごみ処理手数料について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

6月から値上げを実施するという事で、ごみ袋、市民の怒りが大変高まっています。来週月曜日、23日には市民の皆さんが集めておられる署名を市長に提出する、市長が受け取っていただくということです。議会では既に値上げ廃止条例が議会運営委員会に提出されております。署名した皆さんもおられますけれども、署名した市民、まだしていない市民の皆さんも市長はどう考えられるのかと、また、自分たちの知っている地元の議員は値上げに賛成するのか、反対するのか、または欠席するのか、大変注目されているわけでありまして。

ところで、値上げの理由の一つがごみ減量を図るためということになっております。この間、ごみ減量に関しては横ばいと説明が繰り返されました。実態を追加資料の11ページ、手数料収入の動向からお尋ねしていきたいと思っております。11ページのごみ袋販売状況推移、簡単に説明してください。

環境施設課長

11ページのごみ袋売り払い状況推移でございますが、平成18年度から平成20年度までの3カ年の実績に基づいて掲げております。平成18年につきましては、合併後、新市のごみ袋を統一したという形の中で4億2,100万円、これは要するに販売店の分で約1カ月分在庫を抱えたということで、基本的には13カ月分の歳入という形で考えております。それから、平成20年につきましては、平成19年度から平成20年度をベースに決算見込み額で約2.5%ほど減額しております。原因といたしましては、人口減もございますが、実際にある程度のごみ減量化も推進した中で、まず、現在の社会経済情勢の低迷化も一つの原因じゃないかというふうに考えております。

川上委員

合併前後のときの13カ月というのもあるようですけど、私もちょっと認識を新たにしないといけないと思ったのは、ごみ減量は横ばい、横ばいと思ってたんです。しかし、現実的にはごみは減量している。しかも、これは私と一致しますけど、今後ごみは減量化の道をたどるだろうと、その状況もあるということだと思っただけで、今のようなことでいいですか。

環境整備課長

市民の皆様方は、現実にはテレビや新聞報道の中で常にごみの減量化ということにつきましては関心を寄せられておるところだと思っております。そういう中では当然、幾分か、ごみ減量化に対して取り組みがなされてきておる状況は確かにあるかと思っておりますが、それよりも増してもっと分別の推進が今以上に進む中で、さらなるごみ減量化が図れるというふうに考えております。

川上委員

今の2回の答弁で、共産党の考え方と完全に一致してるなと思っております。一般質問でも申し上げました、全体として社会的にごみ減量化が進む方向にあり、しかも市が分別収集を強化するわけだから、ごみは引き続き減量になっていくだろうと、その状況は十分にあるというふうに申し上げましたけど、一致してますね。そういう点から言いますと今度の値上げの理由が、今度の値上げをごみ減量を理由にしておるのは、あなた方の勘違いではないかと思うんですよ。一般質問の理屈をここで繰り返すことはしませんけど、一番メインにあなた方が上げていたごみ減量をさらに進めるために値上げをするという必要がないということが、今の2つの答弁でも明らかになってるわけですから、無理に値上げしないほうがいいんじゃないかと思うわけです。それで、この間、値上げを決めてから3カ月たったんだけど、住民に対する説明会でも、あるいは直接的にでも、いろんな機会でも市民の声を聞いておられると思うんです、値上げは困るという。その声をどう受けとめておられるのかお聞きしたいと思っております。

環境整備課長

皆様の声というのは本当に真摯に承っております。私どももいたしましては、より以上の環境保全に努めてまいりたいと心を強く持つておるところでございます。

川上委員

それで、今年、1億円の、ほぼ1億円の負担を市民に押しつけようとしているわけです。しかし、その理由は、あなた方の資料を見ても理由が消えてる。市長、見られてるでしょう、11ページ。だから、ずっと減ってきてるんですよ。考えてみてください、合併、飯塚で一番人口の多いのは旧飯塚でしょ。旧飯塚はごみ袋代は700円だったわけです、大きい袋がね。これが500円に下がったわけ。あなた方がもしごみ袋の値段でごみが増えたり減ったりすると思うなら、ごみが増えなきゃいけないでしょ、旧飯塚市民はごみ袋が200円も安くなったんだから、気軽に出せるじゃないかという理屈ならごみが増えますよ。旧飯塚地区でもごみが減ってるわけです。だから全体でも減ってるわけ。だから、ごみ袋の200円アップあるいはダウンは、大きいごみ袋を減量するという全体的な流れを上回ることにはできないですね。ごみは減量するんです。だからここをきちんと抑えれば、今あえて、市長、1億円も市民にごみ袋の負担を押しつける必要がないんです。じゃあ、1億円のお金をどこかから見つけてこないといけないじゃないかということになると思うんですね。これは総括で言います。ぜひごみ袋の値上げ実施は、まだ3カ月ほどありますので、ぜひやめてもらいたいと思います。質問を終わります。

委員長

暫時休憩します。再開を35分といたします。

休憩 15:24

再開 15:35

34ページ、財産収入の市有土地貸付料等について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

先ほどは健康増進課長には御用意していただきましたのに取り下げまして申し訳ございませんでした。

関係各課というふうな形で市有土地貸付料等について通告がありますが、まとめて管財課のほうにお答えいただきたいと思います。市有土地貸付に関しまして、やっぱりその現況をきちんと把握することが大切だと思っているわけなんです、その点については十分把握できているということでしょうか、どうでしょうか。

管財課長

委員言われますように飯塚市の公有財産管理規則の中で、担当課長につきましては、所管課長につきましては、良好な状態において管理するというところで第13条に掲げてあります。今、適正に管理することが条件でございますが、合併に伴いまして膨大な土地を、行政財産につきましても普通財産につきましても管理いたしております。今、委員言われますように完全に把握してるかと言われますと境界等の関係で完全に把握仕切れてない土地があるとは思っております。

江口委員

境界もなんですけれど、あと使用の状況ですよね。その状況について市全体として管財課のほうで十分様子を把握できてるのかどうか。そして、その状況がどうであるのかお聞かせください。

管財課長

市有地につきましては、先ほど申しましたとおり、財産台帳を各課備えておりますし、管財課のほうでも全体を台帳としては把握いたしておりますが、現状につきましては先ほど申しましたとおり完全に把握しきれてないのが現状でございます。

江口委員

不法占有とかは現状においては結構あるという話を聞いたりしますが、その点どうお考えでしょうか。

管財課長

委員御指摘の不法占有の土地でございますが、関係各課とも連絡を現在密にいたしております。そういう土地が発見されましたときには、現状でございますが、行政財産につきましては行政目的でございますのですぐに払い下げなりそういうことはできないかと思っておりますが、普通財産につきましては発見次第撤去をするようにはいたしておりますが、やむを得ない事情があるときには将来的に払い下げを前提として現在賃貸借契約を結んでおるのが現状でございます。

江口委員

見つけた際には作業をどんどんやってもらうのも大切なんですけど、見つけていない状況もあるんだと思っています。そして、言われましたように台帳ではあるんだけどという話でした。やっぱりトータルして、実情ではこうあるんだよね、そして、ここに関してはこうなっているというのが多分わからないのが現状だと思うんです。その点についてもきちんと整備をしながらやっていっていただきたい。

そして、ある意味やっぱり眠っている土地がいっぱいあるわけです。特に普通財産の場合はありますよね。そして近隣の方々にとってみればそこを使わせていただいてという部分は十分考えられるわけです。その貸付についても早々、公有財産の貸付についても料金では見ると高くない部分ってありますよね。このくらいですので、ぜひ借りて、適法に使ってください。ぜひその部分について整備をどんどんどんどんやっていただきながら収入のほうも上げていただく。そしてまた、もう本当に不要である部分に関しては売り払いのほうもスピードを上げていただくことが必要であると思っております。その点について全庁的に管財課のほうでリードしてお願いをしたいと思っております。

委員長

次に、35ページ、財産収入、環境保全推進基金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

環境保全推進基金は、ほかの基金とあわせて一括運用し、運用収益は出資額に基づいて按分してというふうに聞いておりました。新年度は積み立て予定がないようです。理由をお尋ねします。

環境整備課長

お尋ねのこの環境保全推進基金につきましては、合併後いろんなところで御答弁を申し上げてきたところがございます。その折に申しておりましたのが、旧飯塚市で積み立てたこの基金につきましては、環境保全のための用途・目的をいろいろ検討させていただき中で、取り崩しを行いたいという旨のことでございました。また、その際、今後、何回も申し上げるわけですが、今後の環境保全のあり方等を検討する中で、基金は用途・目的を確かに持った中で積み立てていきたいと考えております。そういう中で今のところ基金を改めて積み立てる考えはございません。

川上委員

次の、筑豊青果株式会社株式配当金については取り下げをしたいと思います。

委員長

はい。次に36ページ、財産収入、不動産売り払い収入の市有土地売り払い収入について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

36ページの中ほどに市有土地売り払い収入予算計上が2億1,517万3千円ということになっております。この中には穎田の大平山の売却予定額が入っているのかいないのかお尋ねします。

管財課長

財産売り払い収入の中に大平山の入っているかどうかということでございますが、入って

ございません。

川上委員

入っていないんですね。じゃあ、質問を終わります。

委員長

次に36ページ、寄附金、一般寄附金のふるさと応援寄附金について、川上委員に引き続き質疑を許します。

川上委員

予算書を見て一番驚いたのがこれなんですよ。どうしてこういうことになってしまっているのかお尋ねします。

総合政策課長

寄附金につきましては、毎年経常的に発生するものではありませんので、このような形での予算計上としております。1千円が100万円、200万円となるよういろんな団体での各種会合に出向きまして職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

川上委員

財政課のほうにお尋ねしますが、寄附金については予算書作成上こういう扱い方が普通、ルールなんですか。

財政課長

存置科目として収入の可能性のあるものです。こういう1千円という形で予算上の措置することもございます。

川上委員

じゃあ、寄附金として大体1千円でなくてもいいわけですね、予算計上では。特にルールがあるというわけではないと。そうすると昨年の実績は幾らでしたか。

総合政策課長

昨年の12月末時点におきましては、寄附者34名、寄附額193万5千円となっております。昨年は全日本オートレース選手会西日本支部所属の選手30名の方から寄附をいただいております。

川上委員

そうしますと、一丸となって頑張ると言うんだけど、宣伝物とか作りましたでしょう。あれは幾らぐらいかかりましたか。

委員長

ふるさと応援寄附金についてのパンフレットなんか作ったやないか、あれ。

総合政策課長

すみません、今ちょっと数字は覚えておりません。

川上委員

資料がないんですか、手元に。

総合政策課長

手元に持ってきておりません。

川上委員

じゃあ後で、後で聞かせてください。じゃあ、これで終わります。

委員長

はい。次、36ページ、基金繰入金及び市債について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

基金繰入金、36ページの基金と、あと、市債について一緒にお聞かせいただきたいと思っております。平成21年度の財政調整基金及び減債基金の繰入額等はシミュレーションと比較してどのようになっているのか、現状をお聞かせいただけますか。

財政課長

当初予算におきましては、財政調整で繰り入れる基金の額は、財政調整基金及び減債基金あわせまして18億6,123万1千円でございます。平成18年の財政シミュレーションでは3億7,327万3千円を見込んでおりましたので、14億8,795万8千円多く、このシミュレーションよりは多く財源不足が生じておる形になっております。

江口委員

あと、市債の21年度末の見込み償還残高がありますが、ざっと540億円程度あるわけですが、そのうち交付税として後で入ってくる見込みの額等々について御案内ください。

財政課長

提出をいたしました15ページの資料に記載させていただいておりますが、市債の平成21年度末の現在高見込み額に対しまして交付税に算入される見込み額は320億8,762万8千円を見込んでおります。算入率が約60%でございます。

江口委員

ありがとうございます。あと、この15ページの資料を見させていただくと、やはり高い利率等のもも結構あるわけです。そして低いものといっても1.5%以下等となっております。1.5%以下、最近の数字ですと大体およそどのぐらいの数字になるのか、利率、お聞かせいただけますか。

財政課長

平成19年度、昨年度の5月に借り入れました利率では、合併特例債あたりで1.675%だったと記憶しております。

江口委員

ありがとうございます。基金のほうにもある程度金額が積んであるわけです。財政調整基金、減債基金についてはかなり下がってはおりますが、他の基金等も加えるとある程度の金額がございます。片一方でこれだけ市債があるわけです。で、そこで考えるのは、この中で融通できないのかなということなどを考えるわけですが、その点については何らかの制約があるのか、もしくはこの部分とかは、この部分、やっている部分がありますよという分がございましたらお知らせいただけますか。

財政課長

他の基金をその財源調整あたりに活用するというところでございましょうか。そういった活用は闇起債等に当たりますので、ちょっとできかねると思います。ただし、基金を歳計現金の不足分あたりで繰り替えて運用することは、短い期間ですと、運用するような活用はさせていただいております。

江口委員

歳計現金でよかったですか、その繰り入れ運用については十分やっているんですね。闇起債というお話がございましたが、それはやっぱり表に出ないからの部分ですよ。そうするとその部分を、どうにかきちんと整理をした上でルール違反とならないような形でできないものかと思うわけです。ある意味、片一方で銀行にお金を預けるんだけど利子は結構低いわけです。片一方では銀行からお金を借りるわけですよ、市債として。やっぱりその差があるわけですよ。それをやっぱり減らす努力を何とか、闇起債とならないようなところで穴を探しながら、法の抜け道を探しながら考えていただきたいと思います。お願いいたします。

委員長

次は、37ページ、諸収入、延滞金市税滞納延滞金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

2,468万2千円の予算計上となっております。これは、延滞税率14.6%の計算でこれが出ていると思うんですけど、そのとおりですか。

納税課長

そのとおりでございます。

川上委員

サラ金並みの高さだと思いませんか。

納税課長

地方税法でこれはうたっておりますので、ちょっとサラ金並みかどうかというのは答弁控えさせていただきます。

川上委員

これが下がると過払いという状況が生まれたりはしないとは思いますが、納税者の納税意欲を引き上げることになると思いませんか。

納税課長

この14.6%という率はきちんと納税されている方とそうでない方との税負担の公平性を保つために定められていると考えております。従いまして、単に数字だけではこの料率が高い、低いとの判断はできないのではないかと考えております。

川上委員

地方税法で、そういう意味合いでは、この金額が決まってるわけじゃないと思うんです。それで、高いですよ、どう考えても。財務部長、どう思われますか、14.6%、高過ぎると思いませんか。

財務部長

この14.6%につきましては、課長もお答えいたしておりますように地方税法で定められた率でございますので、高いと言えば高いかもわかりませんが、税の公平からして納期内に納められてない方については御負担いただくということでの率だと判断いたしております。

川上委員

それで、今年は政治が大きく変わる可能性の高い年ですよ。それで、市民の声がそれだけ通りやすくなるかもしれない。ですから、皆さんが高いという判断、認識持ってもらって、機会とらえて六団体とも相談して出してもらえば日本国じゅう喜ばれると思います。

特にここは、お話ししておきたいのは、先ほどから何度も言ってもういいよと言われるかもしれませんが、納税の猶予、国税通則法第46条だとか第63条租税特別措置法第44条など適用になると延滞税が4.1%以下となるし、それから全額免除も可能なんです。御存じでしょ。それで適用可能な場合と可能でない場合があるし、よく研究する必要があるんだけど、こういう方法があるんだということをよく考えてもらいたい。

で、実藤部長の前の田中財務部長は、延滞税14.6%、高過ぎてかわいそうだということで、一たん差し押さえた延滞税80万円のうち40万円を返したことがあるんです。これは議会で御答弁されたことですから、私あえて言いましたけど。それは彼が思いつきでやったというばかりでもないんです、法に基づく行為なんです。だから、これは例外的措置ではなくて法の規定に基づく行為だということで、事情をよく研究して対応してもらったらどうかと思いますので、あえて述べました。質問を終わります。

委員長

次、39ページ、諸収入、雑入の新弁分団地供用施設維持管理入居者負担金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

この入居者負担金は、浄化槽の負担を入居者から市がいただいておりますということだと思っておりますが、その負担配分について入居者の間で、例えば椋本団地の場合は世帯割だったと、それが今度浄化槽になっても世帯割のままだと。それで人数割にしていだけないかという声が単身者の中から挙がっております。それで、これは入居者同士でよく相談してくださいというこ

とかもしれませんが、その辺の相談がスムーズにいくように住宅課のほうで対応をお願いできないかと思うんですが、どうでしょうか。

建築住宅課長

委員が今言われますように全155戸を建築予定しておりますが、今120戸できてる分は地元からいただいて、足りない分を今うちが補てんしてから支払いしているという状況でございます。

その中で全155戸できましたら、全部徴収から支払いから地元のほうがやっていくようになるわけですが、その中で今委員言われますように、今は戸別という形で徴収しておりますけども、人数割といいますか、そういう方法もできないかというような御指摘でございますが、今後はそういう地元の中で不利益を被ることがないような取組みの仕方は考えていただければいいかと。今後そのことについても負担、多くの方から賛同が得られるような負担の仕方があれば今後検討していきたいと私どもほうでも思っております。

川上委員

やっぱり共同体というか、入居者間の関係がうまくいくようにするのも住宅課の仕事だと思います。それが進んで504万円も納入がスムーズにいきやすいと思いますので努力をお願いしたいと思います。

それから、いいですか。

委員長

どうぞ。

川上委員

幼稚園通園バス利用料です。これは潁田と庄内の有料化した幼稚園通園バス代のことでしょうか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

川上委員

これは、いつまで続けるお考えですか。

学校教育課長

バスを運行している間、当面続けるつもりでございます。

川上委員

それはおかしいでしょう。行財政改革じゃないですか。行革実施期間は5年でしょう。もう3年過ぎて来年4年で再来年が5年目ということだから、そんなに永遠に走らせる必要はないんですよ。走らせるというか、有料で取る必要ないんですよ。そうでしょう、どうですか。

学校教育課長

全員がこの通園バスを利用しているわけではありませんので徴収をさせていただきたいと考えております。

川上委員

もともと無料なんですよ。もともと無料なんですよ。行革で有料化したんですよ。行革実施期間もう終わるんだから、私は何か一たん決めたらずっと有料化でいかないと世の中治まらないということはないんで、どうしたら廃止できるのか、このバス代を。ということをごが考えるんでしょうか。学校教育課も答弁に立ったんだからあきらめてください。一生懸命考えてください。幾らですか、いや、考えてない、全然。154万円。もっと風格のある行革をやれよと本会議でも指摘受けたこともあるでしょ。だから、私は賛成です、そういう意見に。ですからこの風格のない154万円についてはなくす努力をぜひやってもらいたいと思います。今のとこ廃止する考えはないんですね。冷たいというふうに思います。

委員長

続きまして、41ページ、諸収入、雑入、児童クラブ利用料について、引き続き川上委員に質疑を許します。

川上委員

児童クラブ利用料は、市民がよくわからないうちに値上げを考えたりしてないでしょうね。

児童育成課長

児童クラブの利用料につきましては、現在3千円で設定しておるわけでございますけど、この金額につきましては、合併協議会において、保護者の急激な負担の配慮、それから新市での財政面を考慮して決定がなされております。現在のところ、この3千円で当分の間、運営を行っていくというような考え方でございます。

川上委員

私が思いつきで質問しているわけじゃないことは御存じだと思います。それで、当分の間は値上げしないとされました。いつまでは値上げしないと云えますか。

児童育成課長

当分の間ということで御了承願いたいと思います。

川上委員

そんなこと言わないで。来年値上げしないと云うのはわかります。で、平成23年まで値上げしないと云、当分の間と云うのをすばっと云えませんか。

委員長

川上委員、そりゃちょっと年数はわからんでしょうから。運営のやり方やから、はっきり今言っておいて、また違ったらあなたから、あのとき言ったやろと必ず言われるから、当分の間でひとつ御勘弁して。ひとつ御了承を。暫時休憩します。

休憩 16:02

再開 16:02

委員会を再開いたします。

児童社会福祉部長

児童クラブ利用料の値上げについての御質問でございますけれども、今、担当課長が答弁いたしましたとおり、現行3千円を何とか堅持するということで課長以下非常に頑張っております。ただ、今後何年間、今の3千円で済むのかということでございますけれども、本年21年度中には第2次行革等もまた考えられておるところでございますので、明確な年数等につきましては、もう本当にまことに申し訳ありません、答弁については差し控えさせていただきたいと思っておりますので、どうか御理解いただきますように、よろしくお願いいたします。

川上委員

私は、精神を聞きたかったんです、精神を。もともと児童クラブ利用料は無料じゃないですか。飯塚でもそうですよ。旧飯塚でも無料だったんですよ、10年前。で、98年から行革を始めて3千円にし、そしてオートレースの収益が上がらないというような背景もあって500円アップして3,500円にしたんですよ。だから、皆さん消費税がなかった時代を経験してるでしょう。同じようにごみ袋が無料だった時代、それから児童クラブが無料だった時代があるんだと、だから理念的には、経費が上がったら児童クラブ利用料も上げないといけなとか、そんなことは考えてないでしょう。額かないです。考えてないはずですよ。児童クラブ利用料は取らなくてはならないということはないから。だから市長もずっと言われてたでしょ、財政が好転すれば住民の福祉に頑張れると言われていたわけだから、ずうっと有料化をすとか、それから値上げをいつかしよう、いつするかわからないというようなことではないんだと。当分の間値上げしないと云うのは、いつ上げるかわからないよということじゃないんですよ、本当は。だから、そこのところよく考えてもらいたいと思います。さっきの幼稚園の通園バスね、永遠に子どもから取り続けろとする学校教育課長の答弁は、いただけない

と思います。この質問終わります。

委員長

次、41ページ、雑収入、雑入の余剰電力売電料について、川上委員に質疑許します。

川上委員

すみません委員長。この余剰電力とそれと旧特会の関係は、思い当たる節がありましたので取り下げたいと思います。

委員長

はい、わかりました。

次に、歳入全般、新たな歳入施策について、上野委員に質疑許します。

上野委員

新たな歳入施策についてお聞きをしたいんですが、その前に、合併緩和措置が切れた後の交付税の減額分、何年に切れて今の交付税と幾ら違ってくるのか教えていただきたい。

財政課長

合併後10年経過いたしました後に、今のところの試算では約20億円減額になることを見込んでおります。

上野委員

10年後から15年にかけて段階的に下がって行って、最終的に15年後に20億円減るといことだと思っておりますが、次年度予算で財調の取り崩しから17億円ほど入ってきております。現段階で緩和措置がなくなったとすれば、単年度黒字にするためには37億円必要なわけですよ。そこで、この37億円が、平成33年ぐらいまでになると思うんですけど、この新たな歳入施策でカバーできればよろしいと思っておりますし、行革がそのまま進めばカバーできるんですよということであればいいと思うんですが、そのあたり行革については、もう37億円カバーできるような試算になっておるのでしょうか。

行財政改革推進室主幹

今定例会の代表質問、それから一般質問でも答弁をいたしてきておりますが、行革の効果といたしましては、当初見込みよりオーバーをいたしてしております。しかしながら、社会経済情勢の大幅な変化等によりまして、先ほど財政課長が答弁いたしましたように、平成21年度も約19億円の基金を取り崩して収支バランスとっております。こういうことから見ましても、平成22年度には収支バランス、単年度収支を黒字化するというのは無理ではないかというふうに思っておりますし、将来的には、先ほど財政課長が答弁いたしましたように地方交付税が大幅に下がってきております。何らかの歳入確保、それから歳出削減策に努めていく必要があるというふうには考えております。

上野委員

ごめんなさい。19億円取り崩して39億円必要なんですね。それで、るる議会でもこの委員会でも言われてるごみ袋の値上げですとかね、ごみ袋の値上げ、言わせてもらえば、潁田のほうでも今度は7分別ということで、34自治会、2つは自治会長がやるということで32のところの説明をしていただいているんな意見出たんですけど、担当課の丁寧な御説明で私の周りでは皆さん御納得をしていただいているんじゃないかなあというふうには思ってるんですね。

歳出のほうに関しては、給食特別会計のが6億円程度あるんですけど、これも値上げがあるんですけど、値上げしなくて例えば1週間に1回、2回弁当の日をつくられたらやっぱりお母さん方大変だよなということで、財政指導がかなわなければこの値上もいたし方ないのかなという声も私の周りでは多いし、潁田地区で言えば学校を建てかえていただくときに、公の施設の特別委員会では自校式という答申出てますが、これがもし値上げなり給食費払いたくないということで保護者の皆さんが嫌だということであれば、じゃあ全部弁当にしてよねという可能性も出てくるんじゃないかなあというふうには思ってますので、給食に関しては何か、じゃ1食

弁当にしたらという提案も皆さん方考えられるのかなという意思も持っております。

ちょっとすみません、脱線しましたが、歳入施策を考えるときに、行財政改革の中で削られている部分がありますけども、飯塚市の歳出の部分で3割を占めるのは扶助費であります。扶助費の中でも、適正保護に努めていただいているんですが、最近でも1件の生活保護受給家庭の適正保護を理解をしていただくのに、部長、半年ぐらいかかりましたですね。やっぱり、職員さんというのは権限が狭められているのでありますし、またこんな状況の中で、この扶助費が10年後5%10%減るということはまず考えにくい。今90億円ぐらい出しておる職員さんの給与に関しても、じゃあ3分の1減らして30億円削ろうかなんていう話もできないわけですから。今、行革の中で、補助金助成金なんか10%3年間カットされているわけですね。3年間10%カットしていくと、大体27%ぐらいカットになるんですね。各事業にとっては、本当大きな影響が出てきておると思うんです。そこで、国や民間事業者からどんと大きな補助、また助成が得られるような施設の受け入れなどを具体的に御検討されたことはありますでしょうか。

行財政改革推進室主幹

昨年の代表質問でも、歳入の期待施策についてということで御質問がっております。内部で検討いたしておりましたが、今言われたようなものにつきましては検討いたしておりません。

上野委員

こういう施設は、各自治体が嫌がる施設になりますので、これ市長の指示がなければ検討はできないだろうというふうに思いますが、市長、12年後に20億円交付金が減るそうです。こういう施設の受け入れを検討するのであれば、やっぱり10年スパンの期間が必要になるんじゃないかと私思うんですね。そうすると、もうタイムリミットも迫ってきておると思うんです。こういう施設を考えるのであれば、今後、こういったものの具体的な受け入れに関して指示をなさるのか、それとも絶対これについては検討もやらないんだというようなお考えなのか、市長の御答弁、簡単で結構です。いただいて質問は終わろうかと思っております。

財務部長

今、質問者申されます迷惑施設とかいう形になるかわかりませんが、そういうのも含めまして全体的な収入の確保の策について検討してまいりたいと思います。それで、それが迷惑施設かどうかということは抜きにしまして、歳入の確保、あらゆる角度で検討してまいりたいと考えております。

上野委員

わかりました。こういった施設については、たくさん調査をされているような研究をしていただきたいと思いますけども、やっぱりこのごみ袋とか給食とか、また職員さんの駐車場を有料化するとかいうことでは39億円というのはとても追い付かないと思うんですね。先延ばしすることなく、きちんとかいいうところは考えていきながら、20年後先を見つめながらやっていただきたいなというふうに御要望申し上げて終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、歳入について質疑を終結いたします。

次に、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を終結いたします。暫時休憩します。

休 憩 16 : 15

再 開 16 : 25

委員会を再開します。

次に、総括質疑に入ります。初めに、各款にまたがるということで質疑を保留しておりました原田委員の質疑、財務会計についての質疑を許します。

原田委員

それでは、財務会計全般的なものになってまいりますので保留させていただいておりましたが、今から質疑をさせていただきたいと思います。

私が申し上げたいのは、まず現在行われております財務処理がいわゆる単式簿記であるという点であります。これ昨年来、私の記憶では昨年からだだったと思うんですが、もう大分の臼杵市は複式簿記での財務会計処理になっているわけです。このメリット・デメリット、それぞれあるかと思います。一番大きいのは、決算が早いということが一番ではなかろうか、最大のメリットではなかろうかと思うわけなんです。出納閉鎖が大体当市では6月、決算書が上がってくるのが大体9月じゃなかろうかと思います。通常、民間企業でありますと、3月決算の場合3月31日が出納閉鎖となり、5月の株主総会には予算書決算書ともに承認を受けるとこういう運びになろうかと思います。

ですから、今回の予算委員会におきましても、予算対予算しかできないんですよ、これ。だから、途中の20年の実績がどうであろうということは、これ恐らく9月にならないと、時期を待たないとよくわからない。19年度の決算見て、20年度は見られますけどもね。それから予算予算の比較になると。このあたりが、いわゆる本当に今、大体どんなふうに決算がなっているのかというのがどうしても遅くなるもんですからね。このあたりの改善はどう今後お考えになってあるのか。一度私が、3年前だったですかね、代表者質問か何かのときにそれをお尋ねしますと、まずは総務省試案のバランスシートを作成していただだけませんかというお願いの中で、もう即対応していただきました。やはり飯塚市すごいなあと、私、本当に正直、感心もしましたし、ありがたくもございました。その後、そのときの御答弁の中で、今後の流れとしてはそういった方向も視野に入れて検討を重ねていきたいという御答弁をいただいておりますけども、今のところ大体落ち着いて3年たったわけでありまして、そこら辺も踏まえて今後についてそういった複式簿記の研究なり勉強なり、もし取組みとかありましたら、またその複式簿記の企業会計的なものを受け入れるということに対しての見解がありましたらお示しをいただきたいと思います。

財政課長

確かに平成18年の6月の議会で御質問をいただきまして、その際にも御答弁させていただいております。公会計の公表につきましては、20年度の決算から財務諸表、4表につきまして、20年度決算のほうから公表をさせていただきたいというふうに準備を進めておるところでございます。実際の、その公会計への企業会計の導入につきましては、必要性もどんどん高まってはきているという認識はいたしておりますが、御承知のとおり法改正等の問題もありません。時間、費用が必要となりますので、総務省の動向等を注視しながら財政の、質問者がおっしゃるように財政の透明性の確保と効果的な行財政の運営を実現するために努めてまいりたいと考えておりますので、今しばらく時間をちょうだいして研究させていただきたいというふうに考えております。

原田委員

前向きの御答弁と私は受けとめております。ただ、総務省試案のバランスシートの場合、やはり貸借という観念がないもんですから、例えば退職者の要支給額がそのまま計上されておったりとか、いわゆるもう収支勘定が違うんですね。試算表からいわゆる財務諸表を作成するという形じゃないもんですから、整合性がないわけですよ。そこら辺は十分に御承知だとは思いますが、ぜひ今後、私、それ引っ張るつもりないんです。問題は、システムが再構築の、今準備に入っておりますね。少しずつ着実に進行してるかなと思うんですが、その中において

せっかくシステムの再構築があるのであれば、そういった財務体系のシステムもそういったものを踏まえて今後御検討いただくということはできないのかということをお聞きしたかったんですよ。そうしますと、それを聞きますと、いろんなどこの関連がございますんでね、総括に回していただいたんですが、そういったところはどんなふうでしょうか。

財政課長

現在のところ、先ほど申しましたように法改正の問題等もありますので、システムの構築の中では今のところ検討はしてないんですが、将来的な課題としてあるという認識は持っております。申し訳ありません。今のところ考えてはおりません。

原田委員

今のところ、今年すぐしろ、みたいなことは言ってないんですよ。だから、システム構築するときに、そういったものに移行した場合でも対応できるように幅を持たせてシステム構築をやっていただきたい。もう後ろのほうで課長がこう手を挙げかかってないですか。そういった幅を持たせて、変換できるような形でシステム構築も進めていただきたい。これ要望で終わります。はい。詳しいことはまた、場所を見つけまして質疑させていただきます。

委員長

はい、ありがとうございます。次に、質疑通告をされております補助金について、安藤委員の質疑を許します。

安藤委員

補助金につきまして質問させていただきます。緊縮の予算の中、また教育予算も5%削減されるというその中、平成21年度予算に対しまして今まで慎重な審議が行われているわけですが、各委員の皆様からも、この補助金につきましてはいろいろな多くの質問、それから御意見も出ておりましたので、その骨子は何かなというところで言いますと、一律何%カットということではなく、しっかりした精査をした結果で補助金というのを見直されたのかどうかというところにあるというふうに私自身は思っております。私も、昨年6月の一般質問の中で、補助金のあり方について質問しております。それで、まず21年度予算の中で補助金交付金の件数と金額についてお答えください。

行財政改革推進室主幹

平成21年度一般会計当初予算で、負担金補助及び交付金の件数及び額でございますが、件数といたしましては467件、71億1,737万7千円、これは一般会計だけではなくて特別会計も含めた件数、それから金額でございます。

安藤委員

それでは、その平成20年度当初予算と21年度当初予算で比較するとどうなっておりますでしょうか。

行財政改革推進室主幹

平成20年度当初予算におきましては、462件、68億6,769万3千円でございます。21年度、20年度と比較いたしまして、件数といたしましては5件増加いたしております。金額といたしましては、2億4,968万4千円増加いたしております。この主な要因でございますが、後期高齢者医療療養給付費負担金、これが約12億6千万円でございます。20年度と比較いたしまして、約1億8千万円増となっております。また、水道事業会計補助金、これが約2億4,700万円でございます。前年度と比較いたしまして、約1億4,200万円増えております。このような要因で、約2億5千万円程度、平成20年度と比較いたしまして増加をいたしております。

安藤委員

そこら辺まで含めていただくと、ちょっとわかりづらいなというふうに思ったりするんですよね。一般的に、私の感覚なのかもしれませんが、補助金といわれますのはそういっ

た水道会計とか後期高齢者とかいうものは含まずに、多分皆さんの議論の中でもそういう部分で語られてたんじゃないかなというふうに思ったりするんですけども、そこら辺の数字というのはわかりますか。

行財政改革推進室主幹

この71億円、負担金補助それから交付金でございます。この中身でございますけど、補助及び交付金でいきますと21年度当初予算で172件、17億2千万円弱でございます。この負担金が金額が多くなっております。295件で約54億45万円でございます。この負担金が例えば一部事務組合とか、この予算委員会でも国道県道の負担金とかありますけど、この負担金が19節の大きなものでございます。補助金だけの個々のものにつきましては、詳細には現時点では把握はいたしておりません。

安藤委員

私の感覚なんですけれども、一般的にいいますといいましょうか、私が思ってる補助金というのは、押しなべて減額されてるんじゃないのかなというふうに思ったりするわけですね。その中で、やっぱりこの補助金というのが、いかにして決められてるのかなというところがあるわけですね。昨年の一般質問の中で聞きましたところ、関係各課でヒアリングを実施して、1次判定・2次判定、それで最終判定でしょうか、そういうことをやりまして決定するというふうにお聞きしておりますけれども、21年度予算についてもそういうやり方でされたんでしょうか。

行財政改革推進室主幹

平成21年度予算を作成する際には、1次判定・2次判定等は実施をいたしておりません。あくまでも、平成18年度の際にすべての補助金につきましてそのような判定をいたして、それが例えば平成20年度に廃止なり10%20%削減というようなことの中でそのまま推移いたしておりますので、年度ごとにはそういう判定はいたしておりません。

安藤委員

総体的な補助金とか交付金の早期確定、早期策定ですね、が大きな課題であるというふうにおっしゃっていただいている、さきの一般質問の中でおっしゃっていただいてまして、その中で新しい提案として、これは兼本委員長の方からも一度出されたと思うんですけども、白紙検討方式、それから提案公募型補助金制度の導入、それから第三者機関の設置等について、そこら辺も検討したらどうかというお話もありましたし、私もぜひ公平公正な交付基準を設けて、客観性や透明性を持った第三者機関の設置が必要だと思うというふうに申し上げたんですけれども、その点はどのように検討されましたでしょうか。

行財政改革推進室主幹

昨年の6月定例会の一般質問でも御質問がございました。その前でも同様な御質問がありまして、今言われましたような白紙検討方式、それから提案公募型補助金制度の導入、それから第三者機関の設置等について御意見等をいただいております。これにつきましても、先進自治体の調査を昨年5月に実施いたしておりますし、また隣の嘉麻市のほうでもこの提案型の補助金制度等を実施いたしておりますので、所管のほうにお話をお伺いいたしております。今後につきましては、できるだけ早急にこの白紙検討方式、提案公募型補助金制度、それから第三者機関の設置等については検討を進めていきたいというふうには思っております。

安藤委員

私がこれを思いますのは、補助金にはやっぱり透明性が必要だなというふうに思ったりするわけですね。それで、なかなか行政サイドでは決めかねてしまうという部分も多々あると思うんですよ。その中で、白紙に戻して一からやり直すという仕方もあるでしょうし、第三者機関を設置して、やっぱりより透明性を求めてその補助金の額が決定するという、そういうやり方をぜひ進めていただかないと、やっぱり不透明な部分がどうしても出てしまうというふうに思

っております。今後とも、このあいだ6月に私も指摘させていただきましたけれども、前向きに検討するというお話でありますので、ぜひこれを実現できますようにぜひやっていただきたいというふうに思います。

それと、今、行財政改革を推し進めているさなかでございますし、この予算の中でいっても市民の負担増とかサービスの低下とかいう部分もあったりして、市民の本当に大切な税金を使っているという意識を、当然危機意識を持って皆さん取り組まれているというふうに思ったりするんですけども、もう一度市民のやっぱり大切な税金を使わせてもらっているという部分と、今回の一般質問の中でも職員の給料にまで踏み込んだそういったお話も出てまいっております。このまま続けると、やっぱり大変なことになってしまうよねっていう部分か必ずありますので、そうならないためにもやっぱり一つずつきちっと精査していくことというのが求められていると思いますし、これからいろんなものをこの予算が通りましたら執行されていくと思いますけれども、その中でしっかり大事に使っていただきたいというふうに要望いたしまして質問終わります。

委員長

次に、指定管理料について川上委員の質疑を許します。

川上委員

新年度に、指定管理者制度を適用する予定の施設数は幾つになりますか。

総合政策課長

7施設だったと記憶しております。

川上委員

一般会計全体です。

総合政策課長

平成22年度からの予定施設として7施設があります。

川上委員

いや、新年度って、21年でしょ。だから、今度の予算にかかわる、かかわって指定管理料を出す施設の数と言えればわかりやすいですか。

総合政策課長

31施設ございます。21年度は。

川上委員

22年度とか聞いてないじゃないですか、最初から。だから、21年度、新年度に指定管理者制度を適用する予定の施設数は31と、間違いはないですか。

総合政策課長

31施設で間違いありません。

川上委員

あなたが昨日、紙を持ってきて報告したじゃないですか。それで、その31施設、予算書の中にあるんでしょうけど、指定管理料は総額でいくらになりますか。

総合政策課長

総額で5億3,501万2千円となっております。

川上委員

5億3,500万円ですね。それで、この、一様ではないと思うんですけども、共通した指定管理料の積算の仕方、何か共通的に、こういった観点こういった観点こういった観点というのがありますか。

総合政策課長

指定管理者制度導入時におきます指定管理料の基本的な考え方には、利用料金制を採らない施設にありましては、管理運営に要する費用を人件費、管理費及び運営費に分類し、過去3年

間の状況を分析、精査し、上限額を定めることとしております。また、利用料金制を採る施設にありましては、過去3年間の利用収入額を分析、精査し、算出した額を差し引いた額上限額とすることとしております。共通する項目といたしましては、管理経費の過度の削減により、住民サービスの室が低下することのないよう留意しなければならないと考えております。

川上委員

その上限を設定した後に、施設によって0.95だとか0.9とかを一律に掛けて指定管理料とするところはないですか。

総合政策課長

私は知り得てはおりません。

川上委員

誰か知ってる人、答弁してください。

企画調整部長

この指定管理者制度の導入の目的というのが、民間活力、いわゆる民間のノウハウを十二分に発揮していただきまして、市民サービスの向上と管理縮減と管理コストの縮減というのが大きな目的でございます。従いまして、今、課長が答弁しましたように過去3年間の実績を積み上げます。その中で、経費の節減というような目的でございますから、その中である一定のパーセントの削減を図った中での指定管理料の上限額という設定はいたしております。

川上委員

そうすると、上限額の設定そのものが既に90%とか95%になってるんですね。課長、御存じですか。

総合政策課長

私は、まだその指定管理者の算定したことありませんので、どういう形で算定してあるかちょっとわかりませんでした。

川上委員

部長が課長に今のことぐらいきちんと教えてないんですか。ちょっと寄り道になりますけど、予算特別委員会でも、課長がああいう答弁して、そして部長がこんな簡単なことを答弁し直さないといかんというのはどういうことですか。しかも、指定管理の議案も出してるわけでしょう、今議会には。こんなことも部長と課長の間で意思一致ができてないのか、どうですか。

委員長

続けてひとつ質問お願いします。

川上委員

次の総括の質問のところにもかかわるのでね、そこでまたやりましょう。それで、上限設定のところ既に、数字は言われませんでしたけどパーセンテージ掛けて値引いてるということなんですね。その前に、その指定管理者制度とは何かというのを言われましたね。民間活力を活用してと、そんなことは自治法には書いてない。第244条でしょう、ね。住民サービスが一番じゃないですか。そして、結果として経費縮減でしょ。これは、2年前、もう3年前になりますけど、当時の上田総務部長でしたかね、とも議論しましたけど。だから、二つ目的があって、ということでもないんですよ。だから、共産党は条例の中に管理縮減を選定基準に入れるのは、経費の縮減を入れるのはおかしいという指摘をずっとしてるわけです。ですから、そこを間違うと最初から0.95とか0.9とかいうのが出てくるわけですよ。

実際的に、じゃあ0.95あるいは0.9にするとね、経費が浮いて、かつ住民サービスが向上するかというと実はそんなことないでしょう。あなた方も長い間自治体職員をされてるわけですから、自治体サービスというのはもう人間の力っていうことはわかっているじゃないですか。人間の力がサービスの量ですよ。力なるんですよ。0.95とか0.9掛けてね、さあ住民サービスだけ向上しなさいというのはなかなか厳しいです。もしできるとすれば、システムが合理

的に改善されることによってできるということです。だから、それは0.95とか0.9を掛けたことによって住民サービスが向上するわけじゃないんです。むしろ逆の場合のほうが多い。ですから、無理に0.95とか0.9とか掛けるやり方はね、一律的なやり方はもうぜひやめるべきだと。課長の答弁の中で、住民サービスを充実しないといけないという点は大事ですので、それは握って離さないようにしてもらいたいと思います。質問終わります。

委員長

続きまして、人事評価制度について、引き続き川上委員に質疑を許します。

川上委員

予算書の中で、人事評価研修委託料120万円が出ております。執行部提出資料を見ますと、管理監督職員290名の研修というようなことも書いてあるんですね。少し説明していただけますか。

人事課長

この人事評価制度についての委託料でございますけれども、合併後から飯塚市につきまして人材育成基本計画というものを作りまして、その中の1つの手法として、人材育成のためのツールとして人事評価制度の構築を始めておるところでございます。それにつきまして、制度設計につきましては旧飯塚の制度を引き継いでおりますけれども、それを職員のほうへ周知するために管理監督職、あるいは一般職員への研修を図るためにコンサルタントのほうへお願いをいたしまして、評価制度の実施に当たっての指導を受けておるところでございます。

川上委員

290名と書いてありますけど、この研修はどこでいつごろどういうふうな形でやるんでしょうか。290人集まっていたら1回でやるんですか。

人事課長

まず、場所でございますが、この庁舎内職員研修室という場所がございます。ここを使用するか、もしくはもう少し大規模になりますと総合会館、現在の総合会館それを使用する予定にしております。具体的な実施時期につきましては、年度のなるべく早い時期にということにしておりますけれども、具体的にはまだ決まっておりません。

川上委員

それは290人全員一堂に会して一括でやるんですか。

人事課長

申しわけございません。それにつきましては、規模については一堂に会してということではございません。分割して行う予定にしております。

川上委員

やはり120万円かかるんですか、委託料は。

人事課長

金額につきましては、お示ししているとおりでございます。

川上委員

相手は決まっているんですね。

人事課長

先ほど申し上げましたように、制度の設計に携わったコンサルタント会社のほうでございます。制度に熟知していると。また、他団体の人事評価制度の設計にも携わっているということで、継続性ということから随意契約をお願いをしているところでございます。

川上委員

それはどこですか。

人事課長

ウエストウッドという会社でございます。

川上委員

その会社、どういふ実績があつて本社はどこかだとか、ちょっと簡潔でいいので。

人事課長

経過申し上げますと、一番最初に制度設計に携わりましたのは株式会社 カジ というコンサルタント会社でございますけれども、その営業部長が主に飯塚市の評価制度の担当ということで従事しておりましたが、昨年度から独立いたしましてウエストウッドという会社を設立をされました。というような経過がございます。場所につきましては、福岡県前原市のほうが本社になっております。

川上委員

そうすると、このウエストウッドというのは実績がないんですね。実績がなくって、株式会社ですか。だったら、社員数だとかそれから資本金だとかどういふふうになつてゐるか教えてください。

人事課長

実績の問題でございますが、先ほども御答弁いたしましたけれどもカジ というコンサルタント会社がございます、この会社につきましては福岡県の市町村職員研修所の講師を務める、また福岡県のいろいろの企業のコンサルタント指導にも携わつてきてる会社でございます。そこから独立をしたというような経過がございます。また、申しわけございませんが、会社の内容につきましては詳細存じておりません。

川上委員

信じ難い。その本市の中堅幹部クラスを290人教育しようという仕事を委託する相手ですよ。それが、新規立ち上げじゃないですか、ね。新規の会社でしょう。営業部長が独立して作った会社と。そうすると実績ないでしょう。資本金もわからなきゃ社員数もわからないというでしょう。本気でこの会社と契約するんですか。

総務部長

人事課長も申しましたように、新規独立ということではなくて、カジさんと、これ西日本地区でも有数のコンサル会社でございますけれども、そちらのほうから分離独立をされた。その際に、人材育成、この関係についてはそちらのほうで、ウエストウッドのほうで引き継いだということでございます。この人材育成につきましては、飯塚市だけではございませんで、直方市、田川市、そして大牟田市が同じくカジさんにも契約されておまして、同様にウエストウッドのほうでそちらも引き継いでおられます。そんな形で、私どもも同じ自治体とも情報交換をやりながら、さらなる人材育成に取り組む今システムづくりに励んでいるところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

今聞いただけで、もう反対しようかと思ひます。それで、あなた方、人事評価制度の全体的な構築してると言うんだけど、その概要、目的は何なのかお尋ねします。

人事課長

人事評価制度の概要を申し上げますと、まずは二つの評価の仕組みからなっております。一つは業績評価ということでございまして、年度当初、所属長のほうで目標設定をしてだんだん下に降ろすわけでございますが、その目標設定に基づいてそれぞれの職員の1年間の目標を設定していただきます。この部分の成果について、1月1日を基準日といたしまして評価を行うということが業績評価ということで、一つでございます。

それから、能力評価ということでございまして、飯塚市で作っております人材育成基本計画、これに載せております求められる職員像ということで、その能力がどの程度あるかということで能力評価を取り入れております。

この能力評価の一つとして、いわゆる自己育成課題という目標を数項目設定をいたしまして、

1年間、自分の劣ってる部分の成長、これに努めていただくということで目標を設定しております。そういうふうな、両面から職員の評価を行っていただくということでございますが、ただ今申しあげましたように人材育成の一つの方法ということで導入をしておるものでございます。

川上委員

それで、私は公務員の場合、そのほかの民間のいろんな企業のこともあるとは思いますが、とりわけ公務員の場合は、そういう業績で凶れない職種、職場があると思うんですよ。

それから、能力という面でも人間にはいろんな能力があるわけですから、見る角度によって評価は随分変わるでしょ。だから、私はもうなじみにくいと思うんですね。

それで、例えば、もう端的に言いますけど、課長の評価は誰がするんですか。

人事課長

まず、自己評価をしていただくということから始まりまして、その直属の上司でございます部長が第1次評価者、そして第2次評価者が副市長ということで実施するようにしております。

川上委員

そうすると、その課長の中で評価が分かれるわけですね。この課長はこのくらい、この課長はこのくらいと。そうすると、職員の評価は誰がするんですか。

人事課長

職員におきまして、同様な形で、まずは自己評価、それから係長が1次評価者、課長が2次評価者になっております。

川上委員

そうすると、部長や市長が評価が低いと判断した課長が判断するわけでしょ、職員を。課長の中で評価が低い高いがあるわけでしょ。市長からしてみると。その課長の評価というのは、職員評価というのは、市長としてはどういうふうに信用したらいいんですか。つまり評価の高い課長が評価した場合、高いよっていう職員評価した場合は、そのまま高いという評価するのかね。この課長は評価が低いと、この課長が職員評価を出すとするでしょ。Aという職員は評価高く、Bという職員は評価低くと。しかし、その課長自身が評価低ければ、市長は判断がつかないでしょ。どう思われますか。

総務部長

評価の手順でございますけども、今、課長の能力で評価が、部下の評価が変動することのないように、マニュアルの中できちっと公平公正なるように努力を続けておるところでございます。

川上委員

努力を続けても無駄だと思います。人間が評価するわけだから。それでね、もう一つ言いましょう。そうすると、昨日、私、教育委員会と市長の関係を言いましたでしょ。独立性の問題。そうすると、この評価システム使うと教育委員会の職員は最終的に誰が評価することになりますか。教育長で終わりですか。それともやっぱり市長が評価するんですか。

総務部長

序列でございますけども、トップについては、市長という形になります。

川上委員

同じく、総体的に独立性が要求される監査事務局の職員は、やはり市長が評価するんですか。

総務部長

行政委員会関係につきまして、その等級にもよるんでございますけども、市長の場合もございませうれば、総務部長、副市長という場合もございませう。

川上委員

そこはまだ動揺中だということのようですね。大体、独立性が要求されなければならんところでも市長が評価するということは間違いのないわけね。そういうことでしょ。

総務部長

行政委員会、規模がございましたものですから、そういった形も整理をさせていただいてるところでございます。

川上委員

そしたら市長はですね、そういう意味では非常に責任が重い。ある意味では非常に強大な権限を持つということになるわけですね。それで、その職員はですね、評価は文書で上がってくるでしょ。その情報管理はどのようにするんですか。それぞれの部の単位で把握するのかね。あるいは教育長が把握する、監査事務局で把握する、議会事務局で把握する、いや、市長のところで一元的に管理すると、どういうふうに情報管理しますか。

人事課長

最終的には市長のほうといたしますか、具体的には人事課のほうで一元管理をさせていただいております。

川上委員

何年ぐらい保存するんですか。

人事課長

5年間という保存年限を設定しております。

川上委員

そこですね、何のための人事評価かということなんだけど、まさか、行財政改革、経費を縮減するということが目的ではないんでしょうね。

人事課長

先ほども申し上げましたように、人材育成の手法ということでございます。ただし、行革に関係があるかということでございますが、現在の飯塚市では行財政改革ということも大きな課題でございますので、当然目標設定には上がってくるものと思っております。

川上委員

その目標設定というのは、人件費削減の目標ということですか。

人事課長

人件費の削減ということにはかかわらず、でございます。事務事業の見直しという全般的なものにとらえていただきたいと思います。

川上委員

そうすると、全体の削減、人件費削減、それから幹部の給与削減とは関係がないと。幹部っていうか、職員の給料削減とは関係ないと言われるわけですね。そうですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:07

再 開 17:07

委員会再開します。

総務部長

給料の削減を目的にしたという問題ではございません。人材育成につなげる一つのツールということでございますけども、私どもが目指しておりますのは、職員の資質の向上、これは行財政改革につながると、住民サービスの向上につながると、そういった目的のための人材育成のツールでございます。

川上委員

そのツールと言われたけど、そういうシステムを誰が一番責任を持って使うかということ、市長なんですよ。先ほど言いましたね、私も。責任は重大と。別の言い方すれば強大な権限を持つと。で、この市長が12日、本会議で江口議員の一般質問に対して答弁されたことを覚えて

るでしょう。この人事評価制度について。野見山部長、何と答弁されたですか。

人事課長

江口議員の質問に対して、評価制度の件については出てなかったかと思いますが。

川上委員

私は、特に市長が早口でね、しゃべられたとは思わない。あなた方は人事評価制度の今の直接の担当者ですよ。で、聞き逃すはずがない。ここにおられる方も多くの方が聞いてると思います。市長はね、こう答弁されたんですよ。「仕事ができる人間には払ってやろうじゃないか。もっとでもいい。私と同じぐらいの給料払ってもいいじゃない。だけど、ほんとにやっていない、市民に御迷惑をかけている、何をしているかわからない職員に対しては、そういう評価は下げているんじゃないか。そういうことができないか。」という形で、話を総務のほうにしながら、人事評価制度を作るようにしていると。テープを起こして言っておりますので。間違いがありません。

つまりですね、ここにはどういったことがあるかということ、この責任があり、強大な権限を持つことになる齊藤市長が、この職員は仕事ができる人間、この職員は市民に御迷惑をかけている、何をしているかわからない職員と分けるんですね。そして、仕事ができる人間だと思った方には自分と同じぐらいの給料払うというわけです。自分と同じぐらいの給料ってわかりませんか。1,589万円掛ける0.9ですよ。1,430万円、もらいたいと思うでしょ。簡単にはもらえないと思います。もらえない方のほうが多いと思います。で、市長が判断するわけです。だから、この答弁をね、総務部長と人事課長が聞き漏らしておるといのは、重大だと思いますけど。どうですか、今、私が代わりに言いましたけど。答弁聞いて。

総務部長

予算審議の中でございますが、人事評価につきまして、市長も常日頃、職員との会話の中で話をされております。そのいつも表現の中で、できる職員には、と。働きに応じたと言ってはおかしいんですけども、頑張る職員に報いたいというお話はされておりますしですね。文言の一つ一つの部分をとらえられて、委員発言されておりますけども、趣旨としては、モチベーションの向上というのが趣旨でございます。それでやる気を出す職員に、やる気を出す一つのツールにしていこうという気持ちの発露だというふうに理解をいたしております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 17:12

再開 17:13

委員会を再開いたします。

川上委員

これ以上、市長のね、答弁追いかけてというつもりはありませんけど、今の瞬間では、部下の皆さんが一生懸命やってる方向と市長の考えは違うということは明らかだと思っんですね。

それで、あなた方がウエストウッドを使って研修を290人の幹部に受けさせるというんだけど、具体的にあなた方が作ってるマニュアルが既にあるでしょ。こういうのをベースにしながらウエストウッドがやると思っんだけど、この中の、一般職の方たちが、こういった点を評価の対象にするよというのが、レベル1からレベル5まであるんですよ。で、地域活動とかね、人権とか、公務員倫理とか、いろいろあります。この中で、見てみると大変驚くことが書いてある。で、こういうのをそのままね、ウエストウッドがベースにして290人の職員に話をするとね、飯塚市は大変なことになると思います。市長、聞いておいてくださいね。レベル1よりレベル5のほうが評価は高いんです。で、このレベル5の中で、行動事例として、こう書いとるんです。「人権に対する知識的理解がある。」まあ、これはいいでしょう。その次ですよ。「子どもの結婚において、自主性を尊重し、絶対差別を行わない自信がある」と書いてるんで

す。どういう意味だと思いますか。「子どもの結婚において、自主性を尊重し、絶対差別を行わない自信がある」、こういう方が評価が5なんです。高いんです。ね。まあ、いいことだという野次もありますけど。子どものおられない職員もあるでしょ。で、最初から子どものおられる職員のほうが評価が高いつてことになるんです。

それからね、いいですか。市長が最終的に決断下すんですよ。それからね、子どもが結婚する相手がどういう方かということ調べなければ、差別しない自信があるとか、ないとか、言えないでしょ。だから、課長が部下に自信があるかと、あるいは、とにかく上司が部下に自信があるかと聞いたときに、部下は上司から自分の子どもの結婚相手について調べなさいと言われることになるわけです。

委員長

暫時休憩します。

休憩 17:16

再開 17:18

委員会を再開します。

川上委員

ちょっとこれは深入りしましたが、そういう矛盾も含んだものがベースになって、この研修が行われようとしているわけですよ。

同時にですね、こういう、まだ正確さが検証されてないマニュアルだとか、それから実績もない会社がね、いろんな研修を職員にしようとしてるんだけど、人の業績だとか能力を上司が判断するということになっていくのでね、その積み重ねが市長の前に来るんだけど、人間集団の中で正しい人事評価ができない場合があるんじゃないかと思うんです。だから、そこのところもね、考えておかないといけない。例えば、一般質問のときにもちょっと言いましたけど、一部の幹部職員がね、親睦会をやるのはいいです。しかし、その代表がね、副市長だとか、人事権に近いところの幹部がなっているとするとね、これは人事評価誤る可能性が高い。で、この間のは七夕会と呼ぶそうですけど、こういう幹部の一部の私的集団が人事権を持った人を責任者としてね、継続的に存在するとね、幾ら工夫して人事評価システムを作ろうとしても、ゆがむ危険性が高い。旧飯塚市には別に チクヨウ 会という私的組織もあるそうです。あったそうです。こういうのがね、まだどういう状況になっているかわからない。幹部同士の親しい関係はいいけど、人事権に近いところの集団が継続的にあるということになると、大変なことになるわけです。だから、そういう弱点を持ってる飯塚市の中で、人事評価制度を構築するのはね、大変です。だから、そういう弱点の中で、この研修費用組んで、290名、実績のないところに研修させるのはね、正しくないと思いますので、これは予算削除を求めたいと思いますが、市長、どうですか。

総務部長

今、質問者、るる言われましたが、七夕会は市長が主催したものでございませぬし、市長は参加をされておられません。副市長も参加をされておられません。

それから、チクヨウ 会っていうのも、私ども、その名前初めて私は聞きましたし、そういった会に所属するから、どうのこうのというのは、飯塚市に存在してるかどうかというのは、私は初めて今お聞きいたしました。初めて知りましたということをお話しております。ですから、人事評価とどうのこうのと言われることについては、私は理解できませんということでございます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 17:20

再開 17:21

委員会を再開します。

総務部長

失礼をいたしました。人事評価につきまして、必要なツールとっております。質問者が言われるような問題点、評価のですね、職場実態に合う形ですね、そういった点はるご意見賜りました。私どもも実感してる部分ございます。そういったものをなくして、適正な評価になるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解お願いいたします。

川上委員

現状では無理と思います。重ねて削除要求して、この質問は終わります。

委員長

暫時休憩します。再開を30分とします。

休 憩 17:22

再 開 17:30

委員会を再開いたします。

続けて、行財政改革と市財政について、川上委員に引き続いて質疑を許します。

川上委員

市財政危機と言われるわけですね。私は市財政困難と呼んでます。微妙にニュアンスが違いますね。それで、そのところで、それを打開する上で、本当に飯塚市に必要な行財政改革とはどういう内容を持つものかというのをお尋ねしたいと思います。

それで最初ですね、歳入のほうで、個別的なことをお聞きしないと先へ進めないのをお聞きします。幸袋の飯塚リサーチパーク、旧情報提供サービスセンターの施設ですね。このほどクロシードという会社が進出しております。それで、この土地の売却収入は予算書のどこに反映しておるのかと思って探しておるんですけど、わかりません。それで、この売却収入の行き先を教えてください。

企業誘致推進室長

ただ今御質問の飯塚リサーチパーク情報提供サービスセンターへの企業誘致に関しましては、物件の財産処分、売買はいたしておりません。賃貸者契約で入居いただいておりますので、予算に計上はございません。

川上委員

賃貸料はこの予算書には反映してないですか。

企業誘致推進室長

予算書34ページ並びに35ページの17款「財産収入」、1項「財産運用収入」、1目「財産貸付収入」の市有土地貸付料と市有建物貸付料の中に計上されております。

川上委員

この3,726万5千円と2,445万円の中に入っていると。幾ら入ってるんですか。

企業誘致推進室長

土地貸付料につきましては278万7千円、市有建物貸付料につきましては1,136万5千円を計上いたしております。

川上委員

いつ、この土地は貸し付けと決めたんですか。

企業誘致推進室長

貸し付けの契約の決定につきましては、2月18日に開催をいたしました企業誘致推進会議において、決定をいたしております。

川上委員

この飯塚リサーチパークは、もう繰り返しになるとあれでしょうから、あれですが。47億7千万円ね、やっぱり税金つぎ込んで穴埋めをしたとこなんですよ。で、1億5千万円しか売

れてないんですよ。土地売るのが仕事なんです。土地売るのが。で、売らないで、なぜ貸し付けをするのか。何か手続き要らないんですか。売る土地を売らないで賃貸にするという場合の手続き、どうですか。

企業誘致推進室長

御指摘の情報提供サービスセンターにつきましては、平成16年度に特定地域開発就労事業の営造物事業によりまして、情報提供サービスセンターを建設いたしております。この補助事業は国庫補助事業でありまして、特定地域開発就労事業の終息を迎えるに当たり、退職者、いわゆる高齢者の雇用の受け皿として整備をされたものであります。でありますから、この建物には、建設時約2億4千万円の国庫補助を受けておりまして、30名の就労者の雇用が義務づけられております。でありますから、今回の企業誘致に関しましては、そうした就労者の雇用に、確保を図るべく、クロシードの入居を決定したといういきさつがございます。

川上委員

クロシードには、あなた方は、土地を買ってくれと言ったんですか。

企業誘致推進室長

基本的に、先の入居者と同様に使用貸借特約付分譲制度というものの用意をいたしておりますという、まずお願いをいたしました。企業さんの御都合で今回については、ぜひ賃貸でお願いしたいということを受けまして、協議した結果、賃貸借契約の締結というふうに至った次第であります。

川上委員

今の制度は、この土地が4億円でしたかね。ですから、1割は最初に払ってくださいよと、あと8年後、10年後に残りを払ってくださいという、そういう制度を提案したんですね。それはできないと言われたので、賃貸というのは、向こうからですか、こちらから言ったんですか。

企業誘致推進室長

先方の企業さんからの依頼でございます。

川上委員

そういう依頼を受けたときには、市の何か手続きを変える必要があるんじゃないんですか。売る土地を貸すんだから。何か規則とか要綱とか、ないですか。

企業誘致推進室長

先の入居企業につきましては、いわゆる使用貸借特約付の分譲ということで手続きをいたしました関係で、いわゆる地方自治法の96条の議決事件に財産処分で該当しますことから、議会の議決を得て手続きをいたしました。であります。今回の賃貸借契約の締結によりまして財産処分はいたしませんので、先ほど御質問もあっておりましたが、公有財産等の管理規則の中にございます財産の貸付条項を適用して、契約を締結いたしております。でありますから、地方自治法の96条の議決事件には該当しないというふうに判断をいたしております。

川上委員

4億円に着目してるんですよ。それで、税金はどれぐらい見込みになるんですか。

企業誘致推進室長

この企業につきましては、まだ会社として立ち上がったばかりで、今からですね、今年、昨年から1年間、非常に営業成績が伸びてる企業でありますので、法人登記も飯塚市のほうに現在移してございます。そうしたことから、今後、いわゆる法人市民税等の納税が期待をされるわけですが、現在のところ賃貸で、この企業さんには賃貸借契約締結いたしておりますので、固定資産税等については入ってまいりません。でありますから、固定資産税を課すとすれば、年額約400万円ですが、その約3.5倍の1,400万円程度を賃貸料としていただくとということになります。でありますので、そうした法人市民税以外の従業員にかかわる市

民税等が今後入ってくるかと思えますけども、そういった点については、今のところ予測をしかねるという現状であります。

川上委員

クロシードという企業さんにはですね、頑張ってもらいたいと私も思います。ただ、今から指摘するような、幾つかの問題はあるんですよね。

それで、4億円の土地を278万7千円ですね、違うんですか、土地は278万7千円じゃなかったですかね。貸し賃でしょ。年間でしょ。そうしたら、この4億円に達するまで何年ぐらいかかりますか。

企業誘致推進室長

20年はかかりませんが、それに近い年数がかかるという計算になります。

委員長

暫時休憩します。

休憩 17:39

再開 17:39

委員会を再開します。

企業誘致推進室長

申し訳ございません。143年であります。

川上委員

そういうことなんですね。それで、4億円で買ってくれと、非常に言ったんだろうと思います。皆さんも。向こうは、どうしてそんなに高いのかと、当然言ったと思います。リサーチパークだから高いんだということもあったでしょう。

それで、もう土地の売買のことについてが基本だけど、一言だけ言いますと、解放同盟の飯塚市協に特開組合がずっとありましたね。この特開組合部が、部って言いませんけど、特開組合が、特開のOBの皆さんについてもね、当時はOBじゃないですけども、お世話をしてくるわけです。で、今、飯塚市がこの特開のOBの方の雇用をね、クロシードにお願いするということしてるわけでしょ。どういうふうをお願いしてるか、何て言われておるか、だけ聞きましょう。

企業誘致推進室長

今回の就労者の雇用につきましては、そういう団体にはお願い一切しておりません。あくまでも、特定開発就労事業の営造物事業の従業員の雇用につきましては、職業安定所の紹介を得なさいというシステムになっております。でありますから、クロシード株式会社さんが、就労事業従事者に限定する30人の求人票をですね、職業安定所に提出をされております。それを受けまして、職業安定所が就労事業者従事者の対象者へ、こうした求人がありますよという情報提供をされております。それを聞かれた対象者が、クロシード株式会社のほうへ職業安定所からの紹介状により面接に応募されてるとというのが、今回の求人の手続きパターンであります。

川上委員

そこまではそのとおりですね。それで、市はその方たちの情報を得て、クロシードに市からも情報提供するんじゃないんですか。

企業誘致推進室長

職業安定所からの情報は、市が先に受けません。職業安定所のほうからですね、対象者へ、クロシードの採用試験を受けられるように紹介状を渡されます。その紹介状を持たれた対象者の方が直接クロシードの面接を受けられるということです。でありますから、そうした紹介状を持たれた方を何名採用されたかということクロシード株式会社さんから、私どものほうの市のほうへ情報を提供いただいているということになります。

川上委員

わかりました。そうすると、クロシードから個人の情報を得て、そして福岡県、あるいは国に報告するということなんですね。非常に複雑なシステムだと思いますね。

それから予算書の11ページ、このページから歳入歳出予算事項別明細書があります。この歳入をずっと見て、まだ歳出も見えておりますと、皆さんが市財政危機と言われるわけだけでも、どこをとらえて市財政危機と言われるのかね、正確にしておきたいと思うんですね。それで、財務部長、この中からですね、これを使って、これだから危機だよというのを説明できますか。

財務部長

まず、11ページを見ていただきますと繰入金欄があります。19款です。これが18億7,700万円、で、これで歳入のバランスをとってるというのが、この表でわかる分だと思います。それと、一番上の市税のところ、前年と本年度を比較いたしますと8億7千万円の減と、これが歳入として、市税が、自主財源が減ってくるということが、これで伺えると思います。

繰入金のところに戻りますが、この行政改革、18年で取り組んでおりますが、代表質問、一般質問のところでも説明差し上げましたけど、大体4年目、5年目になりますと、このところが、プライマリ、単年度収支がとれて、この繰入金が減ってくるということでございますけど、18、19、20、21年度になりましても、18億7千万円の繰り入れをしなければバランスがとれないというような状況でございます。

川上委員

歳入について、今お話がありました。まずですね、国は、地方財政計画で、地方対策は完全に行ったというふうに今年も言ってるわけですね。国にも言い分があるんですよ。例えば、市税見られますとね、8億7千万円余り減ってるでしょ。これに対してはですね、まず22款ですか、市債9億3,470万円、この中に臨時財源対策債があるわけです。それと、地方交付税の1億円増などによってですね、飯塚市に必要なお金は手当したというのが国の立場なんです。財務部長、そうじゃないですか。

財務部長

今、質問者が申されるとおりでございます。普通交付税の1億円の増と、臨時財政対策債の増、これが臨時体制対策債、昨年度から比較しまして、約7億円増になっております。

川上委員

それと、一番に言われた、繰入金が18億7千万円だよというふうに言われました。これは見方によるんですね。見方が裏返しであると言われるかもしれませんが、前年は繰り入れを20億円しなければ予算が立てられなかったわけです。ところが、今年度は1億4千万円繰り入れを減らして予算が立てられているわけですね。そのかわりというのもありますよ。だから、そういう意味では、去年の状況と今年の状況、この歳入を見るならば、財政危機が進行したというふうには言えないんじゃないかと思えますけど、どうですか。

財務部長

18年度に示しました財政シミュレーションの中では、年々繰入金が少なくなってくるということで、行政改革の計画の4年度、5年度にはほとんど収支のバランスがとれるという見込みを立てておりましたけど、先ほど申しましたように本年度も財政調整基金ですかね、これも17億3,500万円の繰り入れをしなければ収支がとれないというような状況で、依然として厳しくなっているということがありますので、見通しから比べますと、まだ一段と厳しい状態になっているということでございます。

川上委員

今年が去年より厳しくなったということではなくて、当初立てたプランとの関係でいうと遅れているよという意味合いでしかないんですね。例えば、基金が15億円しか残らないので、来年、早期健全化団体になるだとか、そういうことになりますか。

財務部長

今、申されました早期健全化の話でございますが、早期健全化につきましては、平成20年度の指標からの適用になります。早期健全化につきましては、飯塚市の場合、19年度の決算で見ますと11.76、これが実質赤字比率でございますが、これが金額に直しますと約36億円の赤字が発生した場合が早期健全化の対象になります。1年目で、質問者が申されますように、1年目で適用になるというような状態ではございませんけど、基金の残が10数億円、年間の不足額が10数億円ということで、これが数年続けば、この赤字の額が36億円というような基準に達するような、何もしなければ達するようなことになると考えております。

川上委員

そうなんですね、何もしなければ大変なことになる危険性はあると思います。

それで、ただ大変なことになったときに、市民の暮らしがどうなるかということ、もう既に飯塚市はなっているんですね。夕張が赤字再建団体になってごみ袋が上がったり、いろいろなっています。しかし、飯塚市は赤字再建団体になる前から、そういう状況がもう始まっていてという不思議の状況があるわけです。それで、今、歳入でお話をしました。歳出についてはどうお考えですか、経済危機の進行という点は。

財務部長

この予算書ではちょっと説明しづらいんですが、予算の資料を見ていただきたいと思います。予算の資料ですね、これの30ページに性質別の平成20年度、21年度を比較した表がございます。30ページです。一番最初に差上げた分です。これ、一番当初に財政課長が説明したかと思いますが、費目的に見ていただきますと、人件費につきましては、昨年と比べまして1億6千万円ほど減になっております。物件費も減になっております。注目していただきたいのが扶助費でございます。扶助費につきましては、162億円ということで1億8千万円の増。それと、補助費につきましても、後期高齢者の負担金等の増などで5億7千万円の増。それと、繰り出し金のところでは、国保会計やらの増で1億5千万円というような、準義務的な経費のところが増になってきております。この辺で市の財政の硬直化がどんどん進んでいるということで、歳入のところでは繰入金のところを示しておりましたけど、歳出のところでは準義務的経費のところが増になっているということで、厳しい状況ということで説明させていただきます。

川上委員

それはわかりました。私は、歳出関係で非常に飯塚市にとって困難だと思うのは公債費です。全体として公債費は下がる傾向だというふうに言われておりましたけど、国の公債費の比率と比べればと言っているともう切りがないんであれだけ、このままでいくとやっぱり大変なことになると思うんですね。だから、今、手を打つ時期なんですよ。

それで、個別審査のところでも言いましたけれど、予算書の126ページの工業用地造成事業特別会計繰り出し金、これは借金返しですね。これが来年以降やっぱり2億円近い。その上、上がっていくと。だから、ここに2億円がぼんと乗るという形になってくるわけでしょう、少なくとも。だから、今このまま何もしなければというときなんですよ。だから、引き返せるときに引き返す、やめることができるときにやめる。

いいですか、資料集の19ページ見てください。これは人権同和対策関係の予算の総括表です。男女共同参画関係を除いても2億8千万円です。そのうち4千万円は部落解放同盟、その他の基本的には人件費です。NPOもありますからね、2,900万円。だから、7千万円ぐらいいは人件費なんですよ、補助金として、あるいは委託料として。そういった時代がいつ終わるともなく続いていくんですよ、これ。10年なら28億円ですよ。これはもう固定経費みたいになっているでしょう、皆さんの頭の中では。ごみ袋を値上げして10年間で15億円です。人権啓発の今言った予算にも足りないくらいなんですよ。そういうことなんですよ。

だから、今、打つ手としては、市が独自に打てる手というのは余りないですよ。無駄遣いをしないことですよ。特に、公債費増大を必ず招く大規模事業をやめる、それから部落解放同盟、その他の人件費になるしかない補助金、思い切って切るしかないんですよ。自立してもらえばいいじゃないですか。

そして、議論もありましたけど、歳入を増やす努力、これは大きい話になりますけど、やっぱり国レベルの網の目のような政策が今から機敏に手を打たれると思います。自民党政権がいつまで続くかわかりませんよ。しかし、いずれにしても国はそれなりの手を打つと思います。だから、市としてはこの1年は、補正とかもいろいろ打たれると思うんだけど、今年、来年というのは非常に激動期に入るので、市財政が急速に打開できる可能性、国の支援によってですよ、展望もあるのではないかと思います。

それで、それまでごみ袋の負担を市民にお願いするだとか、学校給食費そのまま頑張れというようなことを言う必要は全くないわけです。だから、私は今言ったようなことというのは、余り失礼になったらいけないけど、これまで齊藤市政のもとで取り組んできた行財政改革を大幅に修正して、逆回転させていく。そして、国の政策変更と相まった形で、飯塚の財政を立て直し、住民福祉サービスを本旨とする自治体の役割を発揮できるように頑張る。それは712の公共施設をどう見直すかということもあるでしょうけども、これも先ほど言ったように住民福祉の観点から適切に見直していくと。産業の手だても当然あると思いますけど。そういうことをすれば市長、あながち展望がないわけじゃないと思います。国に対する要求、県に対する要請、それから独自の行財政改革の見直し、住民サイドから見直し、それから市長、勇気ですよ。市長は、去年、同和の部落解放同盟の補助金問題については見直ししなきゃならんと答弁されて、具体的に指示されて、一定の前進はあろうと思うんです。しかし、鯉田工業団地では、随分論争をしないといけないと思いますけど、ぜひ目線のあるいは立場を、100年に1度のこの危機ですから、住民と同じ立場に立って、流れを切りかえてもらいたいと思うんですけど、市長どうですか、お考えを伺いたいと思います。

財務部長

今、行革と市政の運営について御意見いただいたわけですが、行政改革自体、質問者申されます市民、職員に負担をかけるということがあります。一部ではそういうことがありましようけど、財政の基盤を立て直すために、もう今取り組んでいることとさせていただきますし、最終的には住民の福祉の増進ということで、住みたいまち飯塚を目指すために取り組んでいるものでございますので、御理解よろしく願いいたします。

委員長

次に、中心商店街について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

中心商店街についてでございます。本飯塚市では、コンパクトシティに向けて行動しつつあると考えておりますが、中心商店街、昨年4月21日に大火に襲われました。そして、いまだなお、大丸についても展望が見えない状況でございます。その中で、中心市街地の活性化に向けた取組み、中心商店街の生き残りに向けた取組みについてお聞きいたします。予算資料の11ページのほうにも、中心商店街空き店舗対策事業費補助金とございますが、まだまだソフト的な部分なのかなと思っております。活性化計画がきちんと動き出すようになるのかどうか大きな焦点になるかと思うんですが、その点を含めてこういった形にあるのか、お聞かせください。

商工観光課長

中心商店街の振興につきましては、空き店舗の解消と新たな事業者の起業支援、商店街のにぎわいの回復などを目的とする活性化事業を、県、商店街、商工会議所と連携して実施しております。また、中心商店街等で構成する飯塚市商業団連合会に対して、売り出し等の事業に

対する支援を行うなど、市中心商店街の振興を図っているところでございます。これにつきましても、引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、中心市街地活性化基本計画につきましては、まちづくり専門家や商店街等の商業関係者、交通事業者、その他関係者の方々と中心市街地の活性化の方策について、協議や意見交換を行いましたけども、現在具体的な実施計画を策定するまでには至っておりません。これにつきましても、今後引き続き策定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

江口委員

来年度中には、この部分について、まちづくり会社の立ち上げ、計画の策定等まで行ける見込みがありますか。

商工観光課長

現在、中心市街地活性化基本計画に上げます具体的な事業が固まってないこと、それから中心市街地活性化基本計画の策定に必要なまちづくり会社が現在ないことなどから計画が進んでおりませんが、国の認定は難しいかもしれませんが、市の方針でございますので、中心市街地活性化基本計画につきましては、来年度計画を策定するという方向で進めたいというふうに考えております。

江口委員

先ほど来、厳しい状況のお話があります。ある意味選択と集中、そしてスピードが求められるわけです。この点についてもきちんとやっていただきたい。スピード感がなければ、商業者の方々はあの地をあきらめ、ほかの地域へ行かれる。新しく住もうという方々も、そうではなく別の地域を選ばれるわけです。選択と集中、そしてスピードでございます。その点を指摘しておきたいと思っております。

委員長

住宅産業について、引き続き江口委員の質疑を許します。

江口委員

さきの議会において、定住化の促進というお話をさせていただきました。お話の中でワーキンググループの立ち上げ等々がありましたが、予算を見る限りでは、定住化の促進につながるような予算というのは組んでないのかなと思っております。それが正しいかどうかと、人的配置等々がどうなったか、お聞かせいただけますか。

総合政策課長

質問委員さんを初め、議員の皆様から、定住促進の重要性及び施策の実施等について、多くの御意見をいただいております。どのような方法で実施していくのか等々につきまして、事前に十分に詰める必要があります。この取組みにつきましては、総合計画における最終年度に人口13万人を確保するためには、重要なことと認識をしております。21年度における主要課題として位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。まず、本市が推進していくに当たっての基本的な構想、また計画等々について取りまとめていきたいと考えております。これにつきましては、スタッフを付けて取り組んでまいりたいと考えております。

江口委員

先ほどと一緒にあります。選択と集中、そしてスピードであります。このスピード感がなければ、置いていかれる、選ばれないわけです。期限を決めて、それをきちんとやる。そして、それをやるためにも、もう不用となった事業、効果が薄くなった事業に関しては、大胆に削減等々をやっていく、それが求められているのだと思っております。そのための企画調整でありますし、そのための政治的なリーダーシップが必要な時期にあると思っておりますので、その点についてしっかりとした努力をお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第16号 平成21年度飯塚市一般会計予算」に対するすべての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は、議案第16号、平成21年度飯塚市一般会計予算案に反対し、討論を行います。

新年度一般会計予算の基調は、経済危機の深まりに対し、市民の暮らしを応援し、地元業者の営業を支えるものではありません。国の緊急経済対策についても独自の財政努力は見られず、かえって給食費の保護者負担軽減の補助金を拒否したばかりか、ごみ袋の大幅値上げを強行し、生活関連の公共工事を削減するなど、行財政改革の名のもとに住民犠牲を加速させるものであります。

一方、世界的な大企業である三菱マテリアルの軟弱地盤が広がる炭鉱跡地を買い上げ、ますます展望がなくなった鯉田工業団地に22億3千万円をつぎ込むなど、市財政を大きく圧迫する事業を拡大するものです。さらに、国が同和対策事業を終結して8年目に入るのに、部落解放同盟及び同和会への補助金約4千万円、部落解放同盟が母体のNPOへの委託料2,900万円を初め、人権同和行政関係予算として2億8千万円以上も投入するものとなっています。

市財政を好転させた後に住民福祉の増進を図るといって済まされるほど、市民の体力は残っておらず、新たな住民犠牲の押しつけを直ちにやめ、暮らしと営業を応援する施策を進めてこそ、市財政の立て直しの道は切り開くことができます。全体として税金の無駄遣いを続けながら市政をゆがめ、暮らしと福祉、教育、環境、中小企業の犠牲を広げるものとなっている本予算案に、私は反対であります。詳しくは本会議で述べることにし、以上で討論を終わります。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第16号 平成21年度飯塚市一般会計予算」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

追加で提案させていただきました「議案第67号 飯塚市一般会計補正予算(第1号)」について、補足説明させていただきます。配付いたしております平成21年度一般会計、特別会計補正予算資料をお願いいたします。右肩に追加提案分と記載しておる資料でございます。

1ページに今回の補正予算集計表を掲載しておりますが、一般会計で2千万円を追加するものでございます。2ページをお願いいたします。一般会計の歳出の商工費に掲げておりますが、地域活性化商品券発行事業補助金2千万円につきましては、定額給付金の支給に合わせて発行されるプレミアムつき商品券のプレミアム部分10%を補助することにより、地元経済の活性化を図ろうとするものでございます。この財源といたしましては、歳入の欄に掲げております地域活性化生活対策臨時交付金積立分を地域振興基金から繰り入れて充当するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長

次に、さきの本会議で7番議員から審査要望のありました件について、執行部の説明を求めます。

商工観光課長

3月12日に開催されました本会議において、7番議員から、近隣の市町村で2千円プラスのプレミアム商品券があるが、本市は千円のプレミアムしかつかない。国から使ってくれと生活のために来ているわけだから、2千円のプレミアム商品券をつくっても何ら問題がないのではないかという審査要望につきまして、説明をさせていただきます。

定額給付金の支給に伴うプレミアム商品券につきましては、飯塚商工会議所が商工会、商店街等との協議を行い、地元経済の活性化及び飯塚市内の購買力向上のきっかけを図ることを目的に、プレミアム付き商品券、飯塚市プレミアム商品券の発行事業を行うものであります。プレミアム付き商品券につきましては、先ほど申しましたように商工会議所、商工会、商店街等で協議を行った結果、市内の多くの方に利用していただき、またより多くの消費が生まれるようにと10%のプレミアム商品券とし、2億円の消費効果を期待されております。20%のプレミアム付き商品券につきましても検討がなされましたが、先ほど申しましたように多くの商品券を販売し、消費の効果を図りたいということで、10%のプレミアム付き商品券を発行することと決定がされております。

なお、近隣の市町村で20%のプレミアムつき商品券を発行されている自治体につきましては、発行枚数を削減しての事業を行われております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第67号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。今回の委員会は、157と非常に例年になく多くの質問通告を出していただきまして、委員の皆さんありがとうございました。また、執行部の皆さんも多くの質問の通告があつて、通告から委員会開催までの間が日にちが余りなかったと思いますが、今回は適切な御回答をいただいたものと思っております。皆さんの頑張りにはひとつ脱帽するところでございますので、今後ともそういう姿勢で委員会の運営に臨んでいただければ、きっと素晴らしい行政が築かれるものだと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。どうも本当に3日間、長時間ありがとうございました。

(拍手)

これもちまして、平成21年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。